	「プレシデント、クロース」及「ユーニヲン、クロース」ノ如キ毛絲若ハ「ウルステッド」絲ト綿絲トヲ以テ織タル	同	同	〇・〇三九
五六	「フランネル」	同	同	〇・〇四四
五七	「イタリアン、クロース」	同	同	〇・〇二九
五八	羅世伊多	同	同	〇・〇三六
五九	縮緬吳呂	同	同	〇・〇二一
六〇	「セルヂ」			
	甲　縦ニ「ウルステッド」絲横ニ毛絲ヲ以テ織タル	同	同	〇・〇五六
	乙　其ノ他各種ノ	從價	一割	
六一	其ノ他本稅目ニ揭載セサル各種ノ毛布（純毛ト他物ヲ交ヘタルトノ別ナク、但シ毛ノ重量超過スルモノ）	從價	一割	
	附記　既製ノ衣服及他ノ全製品ハ毛布類ノ項目ニ屬セサルコト勿論ナリ			
六二	纖絲類（本稅目ニ揭載セサル各種ノ）	同	一割	
六三	亞鉛塊及錠	百斤		〇・四五一
六四	板	同		〇・九二八

（二）日佛追加條約附屬稅目（明治三十一年十二月三十日公布同三十二年一月一日より實施）

號	品目	單位	稅
	附屬稅目		
一	「アニリン」染料	從價	一圓割
	綿布類		
二	雲齋布	一方「ヤード」	〇・〇一六
三	綿帆布	同	〇・〇五三
四	連續手巾	同	〇・〇一一
五	更紗	同	〇・〇一二
六	綿縮子（無地、有紋若ハ形付ノ）、綿「ブロケード」、綿「イタリアンス」及紋金巾	同	〇・〇一七
七	色金巾	同	〇・〇一三
八	生金巾	同	〇・〇〇六
九	綾金巾	同	〇・〇一一
一〇	白及晒金巾	同	〇・〇一〇

一一	天竺布	同		〇・〇〇九
一二	絣金巾	同		〇・〇一二
一三	綿天鵞絨類	同		〇・〇四一
一四	寒冷紗	同		〇・〇〇六
一五	其ノ他本稅目ニ揭載セサル各種ノ純綿布及亞麻、大麻若ハ羊毛其ノ他ノ纖維ヲ交ヘタル各種ノ綿布、但シ綿ノ重量超過スルモノ	從價	一割	
	附記　既製ノ衣服及他ノ全製品ハ玆ニ揭クル所ノ綿布類ニ屬セサルコト勿論ナリ			
一六	鐵及軟鋼ノ條及竿（一「インチ」ノ四分ノ一ヲ超エタル徑アルモノ）	百斤		〇・二六一
	附記　右ニ揭クル軟鋼トハ「シーメンス」、「ベセマー」、「ベージック」若ハ之ニ類シタル方法ヲ以テ製シ其ノ價格同項目ノ鐵ニ近キ軟鋼ヲ謂フナリ			
一七	「ログウード」越幾斯	百斤		二・一五〇
一八	絹繻子及絹綿繻子	從價	一割	
一九	銅ノ塊及錠	同	五分	
	毛布類（純毛ト他物ヲ交ヘタルトノ別ナク）			
二〇	「アルパカ」	一方「ヤールド」		〇・〇七五
二一	毛布地（「ブランケッチング」）及絲ニテ絲縫シタル毛布（「ウキップド、ブランケット」）	百斤		七・四五八
二二	旗布	一方「ヤールド」		〇・〇三一
二三	羅紗			
	甲　「ブロード、クロース」、「ナルロー、クロース」、「アーミー、クロース」、「カッシミーア」、「トウキード」及「ウルステッド、コーチング」ノ如キ毛絲若ハ「ウルステッド」絲ヲ以テ或ハ毛絲ト「ウルステッド」絲トヲ以テ織タル	同		〇・〇九三
	乙　「パイロット、クロース」、「プレシデント、クロース」及「ユーニヲン、クロース」ノ如キ毛絲若ハ「ウルステッド」絲ト綿絲トヲ以テ織タル	同		〇・〇三九
二四	「フランネル」			
	甲　純毛ノ	同		〇・〇四四
	乙　毛綿交織ノ	同		〇・〇三〇
二五	「イタリアン、クロース」	同		〇・〇二九

二六	羅世伊多	同	○・○三六	
二七	縮緬臭呂			
	甲　生地若ハ白色ノ	同	○・○一五	
	乙　染色若ハ形付ノ	同	○・○二一	
二八	「セルヂ」			
	甲　縦ニ「ウルステッド」絲横ニ毛絲ヲ以テ織タル	同	○・○五六	
	乙　其ノ他各種ノ	従價	一割	
二九	其ノ他本稅目ニ掲載セサル各種ノ毛布（純毛ト他物ヲ交ヘタルトノ別ナク、但シ毛ノ重量超過スルモノ）	同	一割	
三〇	毛織絲及「ウルステッド」織絲類（無地若ハ染色ノ）	同	百斤	八・〇〇〇
	附記　既製ノ衣服及他ノ全製品ハ技ニ揭クル所ノ毛布類ニ屬セサルコト勿論ナリ			
三一	石蠟（疎常ノ）	同		○・九七二
三二	蠟燭（獸脂製、蠟製及無味香蠟製ノ）	同		二・一四六
三三	各種ノ沸騰セサル葡萄酒（葡萄ノ天然醱酵ニ由リ醸造シタルモノニ限ル）			
	一　純酒精ノ容量十六度ヲ超エサル		一「ヘクトリートル」	一・二四二
	甲　樽入ノモノ			
	乙　各半「リートル」ヲ超エ一「リートル」ヲ超エサル十二瓩若ハ半「リートル」ヲ超エサル二十四瓩（小壜）入ノモノ		一　箱	○・七六○
	二　純酒精ノ容量十六度ヲ超エ二十四度ヲ超エサル		一「ヘクトリートル」	七・九二五
	甲　樽入ノモノ			
	乙　各半「リートル」ヲ超エ一「リートル」ヲ超エサル十二壜若ハ半「リートル」ヲ超エサル二十四壜（小壜）入ノモノ		一　箱	○・六八○
	附記　「ウエルムウト」ハ沸騰セサル葡萄酒中ニ包含ス但シ酒精ノ容量ニ關シテハ本項ノ規定ニ準據スヘシ			
三四	「シャムパン」及其ノ他各種ノ沸騰葡萄酒（葡萄ノ天然醱酵ニ由リ醸造シタルモノニ限ル）各半「リートル」ヲ超エサル二十四壜（小壜）若ハ半「リートル」ヲ超エ一「リートル」ヲ超エサル十二壜入ノモノ	一	箱	一・五五○
三五	印刷機械	従價	五分	
三六	製圖器	同	一割	
三七	假製細貨類			
	身邊裝飾用細貨品ニシテ專ラ「アルミニアム」、「アルミニアム、ブロンズ」、「ニッケル」目耳曼銀、「ホワイト、メタル」、銅、鋼、亞鉛、鉛、錫、鐵等ノ如キ尋常ノ金屬竝ニ「ジエット」、「ハーゾンド」、「ウード」、種子、介甲、角、「セルロイド」、獸骨及ノ他是等ニ類スル普通品ヲ以テ製作シタルモノ	同	一割	
	一　金鍍若ハ銀鍍シタルモノ、硝酸ヲ以テ處理シタルモノ若ハ研磨法ヲ施シタルモノ、假漆ヲ加ヘ、錫鍍シ、琺瑯ヲ施シ、酸化法若ハ「ニツケル」鍍法ヲ行ヒタルモノニシテ玻璃製品（「ウイトリフイケーション」）ヲ用キ、七寶ヲ加ヘ若ハ加ヘサルモノ又假製眞珠或ハ眞正珊瑚若ハ假製珊瑚、假製貴石ヲ以テ粧飾シタルモノ	同	一割	
	二　眞珠母、象牙若ハ鼈甲ヲ以テ粧飾シ、金若ハ銀ヲ被セタルモノ、但シ被セタル金銀若ハ粧飾シタル材料ノ價格主要ナル材料ノ價格ヲ超エサルモノ	同		
	附記　本項ニ細貨品ト稱フルモノハ左ノ如シ			
	指環、頸飾、各種ノ環、腕環、耳環、「メダイユ」、「メダイヨン」、「ブローチ」、櫛、髪飾針、帽子飾針、襟飾留針、時計鏈附屬飾品、扣子、鈎子、嗅煙草函、鈕釦類（普通ノ鈕釦ヲ除ク）、「クーラン」、財嚢、杖頭、杖尾及傘類ノ裝飾品、「セカン」、繰出及捩出鉛筆其ノ他之ニ類スル諸細貨	同	一割	
三八	雙眼鏡若ハ隻眼鏡			
	甲　介甲、眞珠母、象牙、金、銀、			

第六類　圖稅率

號	品目	稅率
一	白金其他參酌參考ヲ以テ材料ヲ區別シ得ヘキ物品ニシテ「ミニエレー」若ハ珠邸ヲ施シタルモノ又ハ「トラント」同ハス（又ハ「ルツボル」、「バウダー」、「コンパクト」、「ポメード」、「チップ」、「ブラシ」ノ如キ化粧用具ノ類ニ屬スルモノ又ハ「ヘアピン」ノ類ニ屬スルモノ	價格百分ニ付キ九三
二	香水、香油、ウキガー、香粉、香水及「アルコホル」又ハ之ニ類スル他ノ香製品ニシテ左ノ物品ニ屬セサルモノ 甲　石鹸 乙　液體ノ藥香即化粧用ノ香水及「アルコホル」又ハ之ニ類スル他ノ香製品ニシテ左ノ物品ニ屬セサルモノ 丙　共ノ他液體ニテ藥香即チ「ソルト」、「バウダー」、「コンパクト」、「ポメード」、「チップ」、「ブラシ」ノ如キ化粧用具ノ類ニ屬スルモノ	同　一　價格百分ニ付キ九三 一　價格百分ニ付キ五三 同　價格百分ニ付キ九三
三	劣香液類	同　價格百分ニ付キ五八四

（三）日獨追加約定附屬稅目（明治三十一年十二月一日三十二年一月一日ヨリ實施）

號	品目	稅率
附屬稅目	綿布類 綿天鵞絨類 本稅目ニ揭載セサル各種ノ純綿布 及亞麻、大麻若ハ羊毛其ノ他各種ノ紡ヲ交ヘタル各種ノ綿布、但シ絹ノ重ナル雲斑布 「ダイナマイト」沃度刺激亞斯 「ドー方」ヤー	從價百分ニ付キ三五 同　百分ニ付キ一九 一　斤ニ付キ〇・四九〇圓
一	綿布類 綿帆布 綿讀手巾 連續手巾 更紗 綿讀子（無地、有紋若ハ形付ノ） 綿「ブロケード」、「繻子」、「イタリア」ン 色金巾及紋金巾 生金巾 「ドー方」ヤー	同　百分ニ付キ三五 同　百分ニ付キ一一 同　百分ニ付キ二二 同　百分ニ付キ一七 同　百分ニ付キ二二 同　百分ニ付キ六三 同　百分ニ付キ六六 一　斤ニ付キ〇・一六圓

號	品目	稅率
一	蔴布類 蔴糸、蔴絲、蔴繩、蔴索、蔴網、蔴帶、蔴紐、蔴製ノ衣服及他ノ金襴 品ハ蔴布類ノ項目ニ屬セサルモノ又ハ蔴布ニ刺繍ヲ施シタルモノ 但シ蔴ノ重量ハ全體ノ重量ノ超過スルモノ ノ蔴布、其ノ他ノ蔴布及亞麻、大麻若ハ羊毛其ノ他各種ノ纖維ヲ交ヘタル各種ノ蔴布 絹布類 絹糸、絹絲、絹繩、絹帶、絹紐、絹製ノ衣服及他ノ金襴 品ハ絹布類ノ項目ニ屬セサルモノ又ハ絹布ニ刺繍ヲ施シタルモノ 但シ絹ノ重量ハ全體ノ重量ノ超過スルモノ ノ絹布、其ノ他ノ纖維ヲ交ヘタル各種ノ絹布 金巾 天竺布 晒金巾 綾金巾 寒冷紗 其ノ他本稅目ニ揭載セサル各種ノ毛布 天竺布 晒金巾 綾金巾 寒冷紗 其ノ他本稅目ニ揭載セサル各種ノ毛布	價　百分ニ付キ三五 同　百分ニ付キ一二 同　百分ニ付キ一一 同　百分ニ付キ九 同　百分ニ付キ一一 同　百分ニ付キ一二 同　百分ニ付キ一二 同　百分ニ付キ一三
二	電報刺激亞斯（電報） 撒里矢蘭酸 金屬線 電線 甲　鐵若ハ鋼ノ電線若ハ電鍍 乙　其ノ他各種ノ電線 電報ニ用フル鐵及鋼線及「インチ」ノ四分ノ一ヲ超ヘサルモノ 丙　其ノ他各種ノ電線 甲　鐵及鋼線及「インチ」ノ四分ノ一ヲ超ヘサルモノ 乙　鋼ノ細挙 鋼線（鋼ニアラサルモノ及「インチ」ノ四分ノ一ヲ超ヘサルモノ） 附記　本稅目ノ鋼ト「シーメンス」ヘセマーン」「ベージック」ヘ若ハ之ニ類シ其ノ他各種ノ方法ヲ以テ製シ共ノ價格本稅目中ノ同項目ニ揭ケタル鋼ヲ謂フ 規尼涅其ノ他各種ノ 甲　鋼線 乙　其ノ他各種ノ鋼線 鑛油（瓦斯、錠ノ如キ物料ヲ交ヘタル各種ノ鑛油 鑛油（瓦斯、錠ノ如キ物料ヲ交ヘタル各種ノ鑛油 赤蠟 木蠟 鑛油製造物 鑛油製造物 格魯兒酸刺激亞斯 格魯兒酸刺激亞斯 「ダイナマイト」沃度刺激亞斯	百　斤ニ付キ〇・四九〇圓 同　斤ニ付キ〇・一一〇圓 同　斤ニ付キ〇・一二九〇圓 同　斤ニ付キ〇・一二六〇圓 同　斤ニ付キ〇・一五六分 同　斤ニ付キ〇・一六五圓 同　斤ニ付キ〇・一八七圓 同　斤ニ付キ〇・二六七五圓 同　斤ニ付キ〇・三一六圓 同　斤ニ付キ〇・三二〇五圓 同　斤ニ付キ〇・三五〇三圓 同　斤ニ付キ一・八一九圓

	甲　鐵及軟鋼ノ	同	○・○八三
	乙　鋼（軟鋼ニアラサル）ノ	從價	五分
一六	軌條		
	甲　鐵及軟鋼ノ	百斤	○・一二九
	乙　鋼（軟鋼ニアラサル）ノ	從價	五分
	條、竿、板		
一七	鐵及軟鋼ノ		
	甲　條及竿（徑一「インチ」ノ四分ノ一ヲ超ヘタル）	百斤	○・二六一
	乙　板	同	○・二九六
一八	鋼（軟鋼ニアラサル）ノ	從價	七分五厘
一九	電鍍板（波形ト否トノ別ナク）		
	甲　鐵及軟鋼ノ	百斤	○・七四○
	乙　鋼（軟鋼ニアラサル）ノ	從價	一割
二○	葉鐵及葉鋼		
	鐵及軟鋼ノ		
	甲　尋常ノ	百斤	○・六九一
	乙　品鐵ノ	從價	一割
	鋼（軟鋼ニアラサル）ノ	同	一割
二一	筒及管	同	一割
二二	鐵道客車及同部分品	同	五分
二三	鐵及軟鋼釘及線釘（大釘、無頭釘、平頭釘及曲頭釘共）		
	甲　尋常ノ	百斤	○・五七三
二四	乙　電鍍シタル	從價	一割
	鐵及軟鋼螺旋釘及牝螺旋釘（電鍍シタルト否トノ別ナク）	同	一割
二五	窓玻璃（尋常ノ）	百方「フート」	○・三○二
	無色及無著色ノ	從價	一割
二六	有色、著色及砂磨ノ		
	染料、彩料、及色油		
二七	「アニリン」	同	一割
二八	「アリザリン」	同	一割
二九	「ログウード」越幾斯	同	一割
三○	色油	百斤	一・三○四
	繊絲類（無地若ハ染付）		
三一	綿ノ	同	四・一八○
三二	甲　織物用亞麻ノ	同	六・五二七
	乙　織物用大麻若ハ「ジュート」ノ	從價	八分
三三	羊毛（梳理シタル若ハ「ウルステッド」）ノ	百斤	八・○○○
三四	織物用ノ	同	九・一六九
	其他ノ		
	附記　（三十一、三十二、三十三及三十四ニ對スル）總テ綿、亞麻、大麻、「ジュート」若ハ羊毛（梳理シタルト「ウルステッド」」トノ別ナク）ノ交織絲ハ課稅上其ノ重量ノ超過スル物料ニ從ヒ各其ノ種類ニ屬スルコト勿論ナリ		
三五	本稅目ニ揭載セサル各種ノ織絲	從價	一割
三六	絹綿繻子	同	一割
三七	苦草（ボッグ）	一斤	○・二九
三八	帽子（氈帽共）	從價	一割
三九	護謨製品	同	一割
四○	麻布類		
	麻帆布	一方「ヤード」	○・四七
	其ノ他各種ノ麻布	從價	一割
	附記　既製ノ衣服及他ノ全製品ハ麻布類ノ項目ニ屬セサルコト勿論ナリ		
四一	熟皮		
	靴底皮	百斤	五・六九○
四二	其ノ他ノ	從價	一割
四三	鐵道機關車及同部分品	同	五分
	牛乳		
四四	「コンデンスド」又ハ「デシケーテッド」	一「ポンド」、鑓十二個、他ノ重量ノ鑓ハ此ノ比例ニ依ル	五分
四五	「ステリライズド」	從價	
四六	紙類		
	甲　印刷料紙		
	一　一枚千○八十六方「インチ」ヨリ少カラサルモノ五百枚毎ニ二十四「ポンド」以下ノ重量ヲ有スル	百斤	○・八○○
	二　其ノ他各種ノ印刷料紙	同	一・一六三
	乙　其ノ他各種ノ紙類	從價	一割
	無味香油	同	一割
	無味香蠟	百斤	○・五四四
四八	「ボルトランド、セメント」	同	○・○六五
四九	時計（懷中時計ヲ除ク）及同部分品	從價	一割
五○	各種ノ毛布類（「ウルステッド」絲ノ織物共）純毛ト他物ヲ交セタルトノ別ナク、但毛ノ重ナル		
五一	「ブランケット」地及絲ニテ綴縫シタル「ブランケット」（平織ノ）「フランネル」	百斤	七・四五八
五二	甲　純毛ノ	一方「ヤード」	○・四四四
	乙　毛綿交織ノ	同	○・○三○
五三	縮絨呉呂		
	甲　生地及白地ノ	同	○・○一八
	乙　其ノ他各種ノ	同	○・○二一
五四	羅紗		
	甲「ブロード、クロース」、「ナ		

	ルロー、クロース」、「アーミー、クロース」、「カシミーア」、「トウキード」及「ウルステツド、コーチング」ノ如キ毛絲若ハ「ウルステツド」絲ヲ以テ或ハ毛絲ト「ウルステツド」絲トヲ以テ織タル	一方「ヤード」	○・○九三	
	乙「パイロット、クロース」、「プレシデント、クロース」及「ユーニオン、クロース」ノ如キ毛絲若ハ「ウルステツド」絲ト綿絲トヲ以テ織タル	同	○・○三九	五五
	「イタリアン、クロース」（綿ノ重量超過シタル「イタリアン、クロース」共）	同	○・○二九	五六
	他ノ織物			
	「アルパカ」			
	旗布			
	羅世伊多			
	「セルジ」			
	甲　總ニ「ウルステツド」絲横ニ毛絲ヲ以テ織タル			
	乙　其ノ他各種ノ			
	其ノ他本稅目ニ揭載セサル各種ノ毛布（純毛ト他物ヲ交ヘタルトノ別ナク、但シ毛ノ重量超過スルモノ）			
	附記　既製ノ衣服及他ノ全製品ハ毛布類ノ項目ニ屬セサルコト勿論ナリ			
	亞鉛			
	塊及錠若ハ板	百斤	○・四○○	五七
	薄板	同	○・八三○	五八
	精糖			五九
	甲　和蘭標本色相ノ第十五號ヨリ第二十號ニ至ル	同	○・七四八	
	乙　和蘭標本色相ノ第二十號ニ超ヘタル	同	○・八二七	

（四）日墺追加條約（明治三十一年九月九日公布同三十二年一月一日より實施）

第一條

日本國ノ新關稅則（前記通商航海條約第五條ニ關スル議定書第四項第一節實施セラルヽト同時ニ墺地利洪牙利帝國ノ生產若ハ製造ニ係ル左記ノ物品ニハ日本國ニ輸入ノ際左ノ稅ヲ課スヘシ

品目	從價稅率	
一庖厨用具、皿鉢竝ニ沏藥ヲ施シタル其ノ他ノ鐵板及鋼板製ノ器具（彩色シ若ハ彩色セサル）	百ニ付	十
一ランプ各種竝ニ金屬製若ハ玻瓈製ノ部分品及附屬品	同	十
一曲ケ木製家具類（各種ノ）	同	十
一珠玉、金銀細貨類（假製ノ）	同	十
一釦鈕類（各種ノ）	同	十
一玻瓈製品、クリスタル玻瓈及玻瓈類（窻玻瓈ヲ除ク）	同	十
一殺蟲粉	同	十
一馬	同	五
從價稅ハ仕入地、產出地若ハ製造地ニ於ケル商品ノ原價ニ其ノ仕入地、產出地若ハ製造地ヨリ陸揚港ニ至ル迄ノ運搬費及保險料ヲ加ヘ又手數料アルトキハ之ヲモ加ヘテ算定スヘキモノトス	無稅	

第二條

墺地利洪牙利國ノ物品カ日本國ニ於テ前記ノ取扱ヲ享クル日ヨリ日本帝國內ノ生產若ハ製造ニ係ル物品ハ墺地利洪牙利國ノ關稅施行版圖內ニ輸入ノ際最惠國ノ取扱ヲ享有スヘシ

日本國ノ生產若ハ製造ニ係ル左記ノ物品ニハ墺地利洪牙利國ノ關稅施行版圖內ニ輸入ノ際左ノ輸入稅ヲ課スヘシ

品　目	（百キログラムニ付金貨フロリンノ稅率）
一蠶繭及未タ絲ニセサル屑物	無　稅
一生絲（繰リタル又ハ捻リタル）	無　稅
一絲屑物（生ノ）	無　稅
一純絹布類（無地ノ）	二百フロリン
一麥稈サナタ（各種平紐ノ形ヲ爲シタル但他物ヲ交ヘサル）	二　フロリン
一壁紙	十八フロリン
一磁器	
第一　白地ノ	五　フロリン
第二　著色シタル、縁取シタル、描キタル、形付ノ及鍍金若ハ鍍銀シタル	十　フロリン
一生銅（古銅ノ斷片及屑トモ）	無　稅

右の內日墺追加條約は條約の規定に依り千九百三年（明治三十六年）十二月三十一日を以て滿期となり、其の協定稅率も自ら消滅したり。

前揭協定稅率は單に締約國のみならず、最惠國條款に依り爾餘の締盟諸國にも適用せられ、加ふるに條約中には稅率以外に我國を不利益に拘束する規定も存在せしを以て、表面上の互惠平等條約にも拘らず、實質上稅權は尙ほ其の一半を諸外國の手中に握られしものなり。而して本條約の滿期限は明治四十四年七八月なりしを以て、政府は日露戰後國威揚り、內外の政情安定したるに乘じ、期限滿了を俟ちて一擧に片務的協定稅率を撤廢し、完全なる互惠平等條約を實現せんと欲して、著々調査を進め、下準備を整へたり。其の調査及準備に就ては旣に本章第四節一般稅率の改正の部に之を揭げたるを以て茲には省略す。但し明治三十九年二月頃大藏省に於て爲したる「現行協定稅率に關する調査」竝に本協定成立當時總理大臣又は大藏大臣たりし伯爵松方正義が同じ頃起草したる「協定稅率撤廢意見」は、本協定の內容、其の我財政上及產業上に及ぼしたる影響竝に協定稅率撤廢に關する對處方等に就き、事情を闡明するに足るを以て之を左に揭ぐべし。

「　現行協定稅率に關する調査

一現行條約の種類

歐米諸國と我邦との間の現行條約は關稅問題上より分類すれば、一二國との條約を除きて大部分は所謂無條件の最惠國約款付のものなり。其中に於て稅目付のもの卽ち協定稅を附しあるものと、否らざるものとの二種あり。

二稅目付きの條約（協定稅ある條約）

韓國淸國との條約の如き本問題に關係なきものを除くときは稅目附條約は英、獨、佛、三國との條約なりとす。

三條約の期限

現行條約は明治四十三年七月十七日に至り一方より廢止の通知を爲すを條件とし、夫より滿一年卽明治四十四年七月十六日を以て終了となるものなり。但し佛國及墺國との條約は同八月三日を以て終了とす。卽今より五年半の期間は有效なるものなり。

四協定稅を附したる形式

協定稅目を定めたるは英、佛、獨、三國との條約に於て總て本條約に附屬せる議定書を以てせるものとす。

五歐米諸國の我邦に對して定めたる協定の有無

歐米諸國は我邦に對し自國關稅の協定を爲せるもの一もなし。唯各國に於て第三國と協定ある場合には最惠國條款の適用に依りて我物品も其協定に均霑するものなり。實際に於ては其利益を享有するは我絹織物

が伊太利に於て協定の利を受け、佛蘭西に於て幾分低き稅率なるを得る位にして、我輸出品は粗生天產品と美術品を多しとする爲め、歐米に於て條約の利を受くる場合は甚だ少きものとす。

六、協定稅の大要

英國との協定物品を概記すれば左の如し。

各種織物及其材料
鐵鋼各種
玻瑠
皮類
砂糖
藍
紙

獨國との協定物品を概記すれば左の如し。

各種織物及其材料
鐵鋼各種
砂糖
染料、塗料
皮類
玻瑠
藥品
機關車、客車
時計

佛國との協定物品を概記すれば左の如し。

各種織物及其材料
鐵鋼
珠玉、細貨類
化粧品類
葡萄酒

七、協定の英、佛、獨以外の國の生產品に及べる結果

英佛獨三國との間の協定稅目は前記の如しと雖、此稅目は決して協定を締結したる國の產品に利益を與へたるのみにあらずして對等の條約を爲したる歐米諸國は皆最惠國約款に依り自家の產品が、我に於て協定稅目の利を受くるの結果となれり。就中北米合衆國は我邦との條約は條件的最惠國條款付なる爲め、米國に於て他國に對し相互主義に依り或種物品に減稅を爲す場合には、我邦物品は其減稅の利益に均霑するを得ざる地位に在るに拘らず、米國品に對しては我協定稅目は一切均霑せしめざるを得ざる關係となり、事實に於ても今日米國より輸入する物品は協定稅の爲めに莫大なる利益を受けつゝあるなり。

又英佛領の殖民地と雖、印度の如き條約中に加入したるものは皆其產品を我に輸入するに於て協定の利を受けつゝあり。加奈太の如きも加入條約我と英國との間に成立つ時に於ては又利益を受くるものにして、概言すれば清韓二國を除く外、苟も我と通商貿易の關係ある邦土は全部英佛獨の協定の利を受けつゝあるものなり。

八、稅率以外の協定

日英、日獨、日佛條約の附屬議定書に於て稅率以外に我邦の行爲を束縛するの規定は、課稅價格の算定方法、度量衡のこと、布帛類の尺度檢定法及產地證明規定等なるも、最も重大の結果を生ぜしめたるものは日獨議定書中に定めたる我國定稅率制定の期限に關する條項に在り。卽國定稅則の改正を獨逸國より輸入品に適用するに

には、六箇月以前に公布すべきものとすとあるに依り、爾來戰爭等に際し歲入を得るの急要を感ずる場合に於ても、稅率の改正は常に六箇月の期間を經ざれば實施する能はず、之が爲め財政に屈伸の自由を缺きしは再三經驗せし所たり。

九、協定稅目の財政に及ぼせる結果

協定稅目が今日迄我國家經濟に及ぼしたるの利害は、其關係複雜にして容易に之を判斷するを得ずと雖、其歲入に及ぼせるの結果は明治三十二年より三十七年迄六箇年間に於ては、我關稅收入の之が爲めに減ぜることは毎年五百萬圓內外とす。三十八年後に在りては戰時の爲め他物品に對する稅率增加したるを以て、其割合に協定稅ある物品にも增率を實行し得べかりしものと假定すれば、三十八年度の如きは約一千四百萬圓の收入を增加し得べかりしものとす。要するに關稅收入の約四割は常に協定の爲めに減額せられ居るものとす。

十、協定稅率の實際上の割合

協定稅は條約締結の當時には多く一割を標準とし、之を從量稅と爲したるものあり。其後年月を經過するに從ひ物價の變動ありたると、我に輸入せらるゝ物品の品質に變遷あるとの爲め、最初一割にて定めしもの今日にては之に達せざるものを多しとす。今主なる物品につき近時實際にて幾割なるやを見れば次の如し。

條約當時の率		三十七年の價格にての割合
鐵(條及竿)	〇・七五	〇・六三
生金巾	一・〇〇	〇・五八
羅紗	一・〇〇	〇・八七
精糖	一・〇〇	一・一五
葡萄酒	一・〇〇	〇・五〇
印刷紙	一・〇〇	一・〇六
靴底革	一・五〇	〇・八六
玻璃	〇・八〇	〇・六二
藍	一・〇〇	〇・六三
コンデンスミルク	〇・五〇	〇・五二

卽協定稅率は多の物品に就き言へば、最初一割となせしものも實際には五分乃至八分の低稅となり了れる情況なり。此事情も實際我經濟財政に勘なからざる影響を與ふるものなり。

十一、協定稅目と我產業との關係

協定稅目は素より我產業に對し適當なる關稅たるべきものあり。產業上の利害は略言し難しと雖、一方には我產業今日の程度に於て協定稅ある爲め適切に影響せられ、我に成立ち得べき產業にして之あるが爲めに十分の發達を爲し得ずと認めらるゝものあり。此等を擧ぐれば次の如し。

一、掛時計
二、コンデンスミルク
三、帽　子
四、藍
五、玻璃板
六、革工業
七、蠟　燭
八、紙　類
九、白砂糖
十、綿布類
十一、毛布類
十二、洗濯石鹼

又單に協定稅率の影響のみに歸し難きも、我工業の發達多少不利益を爲せるは、一切の鋼鐵類竝に鐵道機關車、客車の製造工業なりとす。

十二、互惠主義より見たる現在の協定稅目

協定稅目は前記の如く主要品の我關稅率を一定年間一割以下の低位に据置かしめたるものにして、對手國の方にては毫も其關稅に協定を爲さざりしを以て、毫も相互利益の交換に非るは論なきも、事實に於ては各國制度の如何に應じて此關係に異なる所あり。今國別に概說するときは左の如し。

英　國

英本國に於ては關稅を課するは單に酒煙草、茶、砂糖、珈琲等僅少なる種類に限るを以て、實際我邦より同國に輸出する物品の如きは全部無稅なりと云ふを得べく、從て英國との協定は關稅上に於て相互の讓歩なるも云ふべからず。勢ひ英國の讓歩は關稅以外の事柄に存することゝなり、關稅協定は片務的となるは當然の結果たるべし。但し今日までの變遷を考ふれば、印度の如き加奈太の如き次第に我邦と通商上の關係を增加し、此等英國領地は皆母國と異なり各種物品に關稅を存し、特に加奈太の如きは其關稅高きのみならず、本國物品と他國物品とに對し稅率の差等を置くものなれば、將來此等英領と貿易關係を增加する場合には、英本國との協定に付注意すべきものとす。

佛　國

佛國は關稅制度に於て最高最低の兩稅あり。協定を爲したる國には最低稅を適用するを以て、事實上は佛國は我邦に向ても自國の稅率に協定低減を爲したると同樣の結果なり。唯一の遺憾とすべきは、我邦より佛國に輸出する物品中重要の位地を占むる羽二重に對しては最低稅を用ゐず、特に之が爲めに割合に高き稅を課するに在り。

獨　逸

獨逸は關稅の制度に於て國定協定を併用するものなれば若し我より輸入する物品多く、且つ其種類に於て獨逸が露國、墺國、伊太利等と協定を爲したる物品と同樣なる場合あらば、我に於ても利益に均霑する理なれども、現狀に於ては我より輸出する物品は僅に四百萬圓にして其物品は毫も獨逸が他と協定を爲す如き種類にもあらず。故に獨逸は我協定の爲めに其輸出品に莫大の利を與へつゝあるに拘はらず、我の收むる利益毫も存せずして協定は全く一方の利益に歸し居るものなり。

米　國

米國は其關稅一般に高く我より輸出する物品も之が爲めに困難を感じ居るの現狀なり。元來米國は協定稅率主義を採らず、稀に他國と互惠的關稅を約するも、是すら其場合少く且つ其協定は關係國以外には之を及ぼさゞるの制度を維持せり。反之我邦が英獨佛と協定讓歩したる利益は、米國は全部之を享有し得るを以て、同國の商工業進歩し、輸出貿易も偉大の增進を爲す最近時にありては、米國より我に輸入する物品年々月々增加する實況なれば、米國は協定稅目の爲めに受くる利益最も多く、同國と我との關係は獨逸に於けるより一層片面的のものなり。

十三、協定締結國より見たる協定稅の價値

英、獨、佛三國は各自國主要の輸出物品に付き、我邦と協定を結びたるものなるを以て、各協定は皆其目的を達して自國の輸出業を保護せんことは勿論のことゝす。然れども三國は其貿易の狀況に應じ、我邦と結びたる協定の利を受くること一樣なるものにあらず。今各國に付利益の程度を見れば次の如し。

英　國

最近時に在りては我輸入額の最も多きは英國品にして、三十八年の總額は

英　國	壹億壹千五百萬圓
米　國	壹億四百萬圓
獨　逸	四千貳百萬圓
佛　國	五百萬圓

英領印度　　九千萬圓(大部分は米)

なれば英國の我に對して有する協定は殆んど全部英國に實益を與へ利益の額も亦最大なるものなり。但し英國協定中藍に對する協定は之が爲め我稅率制定を束縛したるため却て獨逸產人造藍に殊に利益を與へ英領より輸入は年々歲々獨逸品に驅逐せられつゝあれば此一品は却て協定の不利を英國自身が受けたるものなり。

獨　逸

獨國は四千萬圓の物品を我に販賣するを以て其協定の實益を受くるは勿しとせず。されど米國が他國の協定を利用して受くる實益の如く大なるものに非ず。而して最も多種類の協定を我に對し有するは獨國なりと雖其中に就き左記品目の如きは獨逸より輸入せられず却て他より輸入せらるゝものなれば協定の有無に付痛痒なしと思はるゝものなり。

綿糸、綿布、麻糸、麻布、鉛、亞鉛、玻瓈、ログウード、ベーント、絹綿繻子、コンデンスミルク、パラフキン蠟、セメント

佛　國

佛國より我へ輸入品は僅々五百萬圓以下なれば品目に於ても分類に於ても實益少なし。今日の實況にては葡萄酒、毛織物、細貨類、化粧品類を除き數多物品の協定は佛國自身に何の實益をも與へ居らざるものなり。

十四、國別に協定廢止變更の場合

現在の協定は物品の種類に於て英佛獨三國の協定に共通なるものを多しとす。故に或一國との約束に於て協定を廢するも事實は大なる結果を收むるを得ざるものとす。然れども協定中或一國に特有にして他の二國との協定になき品種あり。之を左に揭ぐ。其他の物品は皆二國又は三國の協定に存するものと知るべし。

佛國協定にのみ存する物品

双眼鏡、製圖器、印刷器械、蠟燭、絹繻子、シヤムパン、葡萄酒、假製金銀細貨、石鹼、薰香類

獨國協定にのみ存するもの

機關車、客車、數種の藥品、鋼の管筒、軌條、線、電鍍板及葉鋼、紙類(印刷紙外の)ダイナマイト、アリザリン、苦草、置掛時計

日英協定のみに存するもの

乾藍、錫塊、亞鉛塊

十五、期限滿了の際に於ける彼我の地位情勢

通商的關係より觀察して現在の協定條約滿期の際に於ける彼我の地位を推斷するに、大體に言へば英佛獨共に我邦と條約上の協定を以て利益とするの地に在り、米國も亦可成的我邦と互惠條約を爲さずして、英獨何れかの協定の成るを俟て之に均霑するを希望するなるべし。反之我邦の側より見れば、協定を爲し報償を得て實益を收むるものは至て少きを以て、協定は僅少の場合の外之を爲さゞるを以て利益とす。其理由次の如し。

一、我邦の輸出貿易漸次に發達するとするも、歐米に輸出するは大部分生糸の如き粗生原料にして、何の邦國に於ても粗生原料は自國の利益上無稅なるべき物品なるを以て、我物品が報復を受くべき場合甚だ少し。

二、英國は收入主義以外に關稅なければ、我に向て讓歩するの餘地毫も存せず。又我に報仇すべき制度もなし。唯印度に於ては各種物品に五分の關稅ありと雖、印度の國情は近き將來に於て保護的關稅に變化すべしと思はれず。加奈太に於ては場合に依り或國の物品に重稅を課するの制度あり。現今之を獨逸品に對し實行すと雖、最惠國條約ある間は之を行ふを得ず。加之我より加奈太への輸出物品は僅少なるを以て、畢竟英國は毫も我に協定を强ゆべき力を有せざるものなり。

三、獨逸は前記せる如く關稅に國定、協定の二種ありと雖、我輸出品は毫も是等に關係なく、獨逸に於て協定の均霑を得ると否とは事實何等の痛痒を感ずるものにあらず。故に獨逸は我に協定を望むこと切なるべきに拘はらず、我には報償たるべき利益の得べきものなく、讓歩すべき事情毫も存せず。

四、佛國との關係は少しく前二者と異り、佛國には最高最低二稅あり。若し我に於て佛國品に對し低減を爲さゞる場合には、我輸出品に對し時に不利益なる取扱を爲すべし。而して佛國は我に賣ること少く、我より買

ふものは生糸羽二重を初め其額少なからざれば、我に於ては葡萄酒の如き主として佛國に生産する種類の物品を撰みて可成的他國品に及ばざる様協定するは相互の利益とす。

五、米國は我に賣るの物品も多く我より買ふの物品も多しと雖、國制として容易に他と協定を爲さざるべく、米國の關稅を低下せしむることは至難なるものと察せざるべからず。此事は近時獨逸との間に容易に相互條約の成立を見ざるに推しても明なり。而して米國より我に輸入する物品は小麥及小麥粉を除く外、多くは英獨其他よりも來る物品なるを以て若し我米國への輸出品を利する爲めに同國に對し協定を結ぶときは英獨其他も之に均霑するを覺悟せざるべからず。卽我の犧牲は常に彼の犧牲よりも大なるべき傾向を有す。加之米國關稅の高きは單り我物品に對するものにあらず、米國には佛國の如き報復手段を具備せるに非るを以て米國との協定は相互利害の相平均する迄は成るべく之を避けざるべからず。

要するに相互利益の交換を基礎として將來の協定を考ふるときは、佛國及米國との關係に於て特種物品の外、我に於て協定を爲すべき事情存在せず。協定に對する我國の體度を定むるは主として右の通商的關係を基礎とすべきものなり。

『　協定稅率撤廢意見

我國が英佛獨三國と協定し、去る明治三十二年一月より實施したる協定關稅率たるや、歐洲各國に行はるゝ相互的協定の方法に非ず。我國の協定稅は全く片務的にして、是等諸國の生產品は何れの地より我國に輸入するも特殊低位の稅率を適用し、同時に課稅に關する最惠國條款を有する他の各條約國の生產品も亦協定稅率の恩典に浴し、右三國の生產品と同一の關稅を課せらるゝに依り、之れが爲め我國關稅政策の運用を妨礙せられ、內國生產の保護上必要の場合に於ても適當の稅率を設けて之れを有效に施行することを得ざるを以て內地製造業は外國品の壓迫を受け發達を阻害せらるゝこと多く、將來我國工業の骨髓とも見るべき製鐵事業の如きすら、之れを保護助長するの機會を得ざるのみならず、協定品は概ね輸入額の多量なる物品なるを以て國

家の收入を阻碍せらるゝ等其弊害實に大なり。獨り此のみならず協定稅率の外國定稅則に於ても、三國との議定書中我の行爲を檢束せらるゝこと少なからず、其の重なる者は、獨國との議定中我が稅則の改正を彼の輸入品に適用するには六ケ月以前に公布すべしと謂ふが如き最も不利の甚きものなり。然るに右協定稅率は通商航海條約の在續期間有效なるに由り明治四十四年八月まで効力を有し、今より尙ほ五ケ年有半の時日を餘せり。此期間內は財政上最も憂慮すべきの時にして、民業に於て該協定稅率の爲め既說の不利を蒙り、剩へ戰捷の光榮を擔ふて將來一大發展を爲さんとする生產業者が受く可き苦痛は一層深かるべく甚しきに至りては之れが爲め戰後の經營を誤まり立國の基礎を危くするに至るやも測り知るべからず。故に此際右三國に交涉して協定稅率の撤廢を求むるを急務とす。今や我國は露國に對して戰捷者の地位に立ち、陸海の兵備充實して英國と攻守同盟を締結し、世界の視線を我に集め、一躍して一等國の地位に進み、列國は尊敬を致して續々大使を派遣するに至れり。然るに翻て理財の方面を顧れば、依然として片務的の議定書に束縛せらるゝこと前陳の如くなるは一等國としての愧づべきの事に非ずや。加之日露戰役の爲多大の經費を使用し、外債も巨額に上り、今後三四ケ年の間には或は財政困難に遭遇するやも量られず。幸に今にして協定撤廢の計畫其目的を達し、一切の輸入品に我が國定稅率を適用することを得ば、國庫の收入は現在よりも約貳千萬圓の增加を來し、追年關稅の總額五千萬圓以上に至るべきは必然にして、隨て財政運用の途玆に大に開くべし。反覆考慮するに協定稅撤廢を求むるの時期は今日を逸すべからず。

然りと雖も我國の不利は卽各國の利益とする所にして、假令彼等に於て我國の實力を認めたりとするも、自己の不利を顧みず有効期間內に協定の撤廢に同意するは容易の事にあらざるべし。果して然らんには之に對して我も亦相當の報酬を與へざるべからず。然らば如何なる報酬を與へば國家の爲め不利を招くことなくして且其の提案正當にして彼の同意を得るの望みあるや、曰く土地所有權を許與するにあり。

土地所有權の問題たるや一時輿論囂々として之れを許可するの不可なるを倡へ、政府の方針も一時不許容說に歸着したるが如きも是れ畢竟絕對的の問題に非ずして寧ろ遲速の問題なるのみ。現に文明諸國は之れを

他國人に許與して顧慮することなく、且之れが爲め國家に危害を加へたるの例を聞かず。果して然らば次回の條約改正に當りては土地所有權問題は彼れより我に提議するや疑ふべからず。此時に際しては殆んど之れを拒絶すると雖も、外人が我法權に服してより既に數年の間支障を惹起したることなく、我國の人智は日々啓發して彼等に欺瞞せらるゝの恐れあるなし。且必要ある場合には土地收用法のあるあり、土地を外人が所有すると雖も敢て不可なかるべし。

右三國中英國は已に我の同盟たり、獨國も亦近來我に親善の意を表することを務めつゝある際なれば、今日の時期を利用して速かに交涉を開き、協定稅率撤廢を圖るを得策とす。而して協定稅率の外前に述べたる我が國定稅則中彼の檢束を受くる條項は、此の際に於て可及的之を改訂して稅權の完全を期せんことを庶幾す。

松方正義』

第三款　明治四十四年以後の協定稅率

明治三十二年實施の條約は何れも十二箇年を期限としたるを以て、明治四十四年七八月に於て全部失效となりしが、政府は之を機として締盟各國と新條約を結ぶこととし、四十四年四月の日米條約の締結を始めとして、英・瑞典・獨・諾・西の五箇國とも期限前に批准交換を終へ、其の他は期限後漸次改訂を了せり。新條約中協定稅率を交換せるは、英・獨・佛・伊の四箇國のみにして、他は單に最惠國條款の交換を爲せるに過ぎざるき。此等の協定稅率に就ては仍ほ多少の不利益をも存したれども、稅率は片務的より双務的となり、且つ稅目も大いに局限せられたり。卽ち英國に對しては、ペーント・亞麻織絲・

綿織物・毛織物・毛綿交織物及毛又は毛綿と絹との交織物・鐵類等、五稅番中の五十七稅目、獨逸に對しては、革類・サルチルサン・鹽酸キニーネ及硫酸キニーネ・人造藍・コールタール染料・毛織絲・毛織物・毛綿交織物及毛又は毛綿と絹との交織物・包裝用紙及燐寸用紙・亞鉛・瓦斯石油及蒸氣機關・原動力機と結合したる發電機等十一稅番中の十九稅目、佛國に對しては、鰹油漬・天然バター・葡萄酒・シャムパン・阿列布油・石鹼・香油・香水・毛織物・毛綿交織物・自動車及其の部分品等、十五稅番中の二十二稅目、伊國に對しては、罐詰の蔬菜・果物・各種の麵類・ヴエルモット及マルサラ・揮發油・帽子・鈕釦・水銀等九稅番中の十六稅目にして、舊條約時代百四品を約したるに比し、其の範圍大いに制限せられ、且つ稅目の細分に依り更に不當なる不利益を豫防することを得、且つ稅率も一般に之を高め、又施行期間も之を短期に協定せり。今各國との協定稅率を列擧すれば左の如し。

第一號

（一）日英條約附屬稅表（明治四十四年五月六日條約第二號）（同年七月十七日より實施）

日本國定稅率表ニ於ケル番號	品名	單位	稅率
二六六	ペーント		円
	四　其ノ他		
	甲　一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	四、二五
	乙　其ノ他	每容器共	三、三〇
二七五	亞麻織絲	每百斤	
	一　單撚ノモノ		

日本國定稅率表ニ於ケル番號	品名	單位	稅率
二九八	綿織物		
	一　天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）		
	甲　生地ノモノ	同	二五、五〇
	乙　其ノ他	同	三〇、〇〇
	七　平織布（別項ニ揭ケサルモ		

ノ）			
甲　生地ノモノ			
甲ノ一　百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	同	一五、三〇	
ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同	二〇、七〇	
ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同	二八、七〇	
ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同	三八、〇〇	
ホ　其ノ他	同	五一、三〇	
甲ノ二　百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	同	八、三〇	
ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同	一〇、五〇	
ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同	一三、五〇	
ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同	一六、五〇	
ホ　其ノ他	同	一八、七〇	
甲ノ三　百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	同	六、七〇	
ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同	八、三〇	
ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同	一〇、五〇	
ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同	一三、五〇	
ホ　其ノ他	同	一四、七〇	
甲ノ四　百平方メートルニ付三十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	同	六、〇〇	

ノ	同	六、七〇	
ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同	八、〇〇	
ノ	同	九、三〇	
ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同	一〇、七〇	
ノ	同	一三、三〇	
ホ　其ノ他	同	一六、〇〇	
甲ノ五　其ノ他	同	二一、三〇	
乙　單ニ漂白シタルモノ	前記生地ノモノノ稅率ニ毎百斤三圓ヲ加フ		
丙　其ノ他	前記生地ノモノノ稅率ニ毎百斤七圓ヲ加フ		
九　其ノ他			
甲　生地ノモノ			
甲ノ一　百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	毎百斤	一六、〇〇	
ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同	二一、三〇	
ノ	同	二九、三〇	
ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同	三九、三〇	
ノ	同	五三、三〇	
ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同	八、〇〇	
ノ	同	一〇、〇〇	
ホ　其ノ他	同	一四、三〇	
甲ノ二　百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ　十九ヲ超エサルモノ	同	一八、〇〇	
ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同	二〇、〇〇	
ノ	同	一一、三〇	

	ハ　四十三ヲ超エサルモノ	同	一五、〇〇	
	ニ　其ノ他	同	一八、八〇	
	甲ノ四　百平方メートルニ付三十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經絲ノ絲數			
	イ　二十七ヲ超エサルモノ	同	七、三〇	
	ロ　三十五ヲ超エサルモノ	同	八、七〇	
	ハ　四十三ヲ超エサルモノ	同	一一、三〇	
	ニ　其ノ他	同	一四、七〇	
	甲ノ五　其ノ他	同	一〇、〇〇	
	乙　單ニ漂白シタルモノ	前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤三圓ヲ加フ		
	丙　其ノ他	前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤七圓ヲ加フ		
三〇一	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物			
	二　其ノ他			
	甲　毛製ノモノ			
	ロ　一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	每百斤	五七、五〇	
	ハ　一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	四五、〇〇	
	ニ　其ノ他	同	四〇、〇〇	
	乙　毛綿製ノモノ			
	イ　一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	三〇、〇〇	
	ロ　其ノ他	同	一八、〇〇	
四六二	鐵			
	一　塊及錠			
	甲　銑鐵	同	〇、〇八三	
	四　板			
	甲　金屬ヲ鍍セサルモノ			
	甲ノ三　其ノ他			
	イ　厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ	同	〇、三〇	
	乙　卑金屬ヲ鍍シタルモノ			
	乙ノ一　錫鍍シタルモノ（薄鐵及薄鋼）	同	〇、七〇	
	イ　尋常ノモノ			
	乙ノ二　電鍍シタルモノ（波形ト否トヲ別タス）	同	一、二〇	

第二號

一　染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重
二　染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重手巾
三　銅ノ塊及錠
四　麥稈其ノ他ノ材料ヲ以テ製シタル眞田
五　樟腦及樟腦油
六　竹製ノ籠（行李ヲ含ム）及編細工
七　蘭草製莚
八　日本漆器
九　菜子油
十　七寶器

（二）日獨條約附屬稅表（明治四十四年七月十六日條約第十號同年七月十七日ヨリ實施）

甲號　日本國輸入稅				
關稅定率表番號	品名	單位	稅率	
七二ノ內	革類			
	一　牛革、水牛革、馬革、綿羊革及山羊革		從價	一割五分
	乙　染メタルモノ又ハ著色シタルモノ（ローラーレザーヲ除ク）			
關稅定率表番號	品名	單位	稅率	
	丙　其ノ他	同	一割五分	
	丙ノ一　牛革、水牛革及馬革			
	ハ　其ノ他			
一五七	サリチール酸	每百斤	円 七、〇〇	
二〇九	鹽酸キニーネ及硫酸キニーネ	同	六〇、〇〇	
二三七ノ內	人造藍			
	一　乾キタルモノ	同	四〇、〇〇	

番號	品名	單位	稅率
二四三	アリザリン染料、アニリン染料其ノ他別號ニ掲ケサルコールタール染料	同	五、六〇
二八三ノ内	毛織絲		
	一　染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ		
	丙　其ノ他		
	丙ノ一　梳毛ノモノ		
	イ　メートル式番手三十二番ヲ超エサルモノ	同	一三、二〇
	ロ　其ノ他	同	一三、二〇
三〇一ノ内	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物		
	二　其ノ他		
	乙　毛綿製ノモノ		
	イ　一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	同	四四、〇〇
	ロ　一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	同	四二、〇〇
三六七	包裝用紙及燐寸用紙（チツシユーペーパーヲ除ク）	同	一、五〇
四六七ノ内	亞鉛		
	二　板		
	丙　其ノ他		
	ロ　其ノ他	同	二、二〇
五七七ノ内	瓦斯機關、石油機關及熱氣機關		
	五　其ノ他（一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超ユルモノ）		
	一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	五、〇〇
	一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ	同	四、五〇
	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	四、〇〇
	其ノ他	同	三、五〇
五八〇ノ内	原動力機ト結合シタル發電機		
	三　瓦斯機關、石油機關又ハ熱氣機關ト結合シタルモノ		
	己　其ノ他（一箇ノ重量五千キログラムヲ超ユルモノ）		
	一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エ五萬キログラムヲ超エサルモノ	同	五、五〇
	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	五、二〇
	其ノ他	同	四、九〇

乙號　獨逸國輸入稅

番號	品名	單位	稅率
七三ノ内	木蠟（櫨ノ）天然ノ儘ノモノ	毎百基	五、五〇
一四三ノ内	寒天（模造魚膠、日本植物性ゼラチン、アガールアガール）		無稅
二四七ノ内	木蠟（櫨ノ）調製シタルモノ（漂白、染色、板狀又ハ球形ノモノ等）	毎百基	一〇
四〇一ノ内	人造絹絲、屑絲又ハ柞蠶絲ヲ混セス全部桑蠶絲ヲ用ヰ且兩端ニ緻密ナル織緣ヲ有スルタフタ組織平織ノ羽二重ニシテ生、精練又ハ艷出ノモノ		
	提示見本ニ依リ目付三匁以上ノモノ	同	三〇〇
四〇五ノ内	本協定稅表第四〇一號ニ掲ケタル種類ノ羽二重ニテ製シタル手巾	同	四〇〇
	刺繡又ハレースニ屬セサル羽二重手巾ニシテ簡單ナル緣縫又ハ幾分ノ縫縫ヲ施シタルモノハ前記ノ稅率ニ五分ヲ附加ス又透シ緣縫ハ簡單ナル緣縫ト看做ス		
	右羽二重手巾ニ於テ六センチメートル平方ヲ超エサル表面ニ刺繡ヲ施シタルモノハ刺繡シタルモノト看做サス		
五八七	經木眞田（染メタルモノヲ含ム）	同	一
五八八ノ内	麥稈眞田		
	漂白セサルモノ、染メサルモノ		無稅
	漂白シタルモノ、染メタルモノ	同	六
五八九ノ内	花莚		
	粗ナルモノ（生又ハ染メタルモノ、色留シタルモノ又ハ漆塗ノモノ）	同	三
	其ノ他	同	一二
六〇六ノ内	鈕釦	同	一五〇
六三一ノ内	日本漆ヲ塗リタル精巧木製品（杖ヲ除ク）、他ノ材料ト結合スルモ之カ爲高稅ヲ課セラレサルモノナルニ於テハ之ヲ含ム	同	二〇
六七〇ノ内	日本漆ヲ塗リタル紙製品又ハ板紙製品	同	二〇

（三）日佛條約附屬稅表（明治四十五年二月二十九日條約第十三號）

日本國關稅定率表番號	品名	單位	佛蘭西國商品ニ適用スル稅率ヲ算出スヘキ日本國定稅率ノ百分率	上欄記載ノ百分率ニ依リ算出セル佛蘭西國商品ニ適用スル稅率
八七八ノ內	銅又ハ鑄タル眞鍮製品ニシテ日本漆ヲ塗リタルモノ（稅表第八七四號、第八七九號若ハ第八八七號ニ掲ケタルモノヲ除ク）	同	二五	二五

日本國關稅定率表番號	甲號　日本國輸入稅　品名	單位	佛蘭西國商品ニ適用スル稅率ヲ算出スヘキ日本國定稅率ノ百分率	上欄記載ノ百分率ニ依リ算出セル佛蘭西國商品ニ適用スル稅率
五二ノ內	二、乙、イ、鰮油漬	從價	五〇、〇	三七、五
五三ノ內	天然バター	每百斤	九一、二	六三、二
六四ノ內	葡萄ノ天然醱酵ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡萄酒但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	每百リットル	三七、五	二七、五
	甲　罎入ノモノ	每百斤容器共	六三、二	四六、〇
	乙　樽入ノモノ	同	三三、三	二四、〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ增ス每ニ百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	同	一五、〇〇	一一、〇〇
六五	シヤンパン其ノ他ノスパークリングワイン	同	三七、五	二七、五
九八ノ內	阿列布油	每百斤容器共	六三、二	四六、〇
	二　其ノ他（「罐入又ハ樽入ノモノ」以外ノモノ）	每百斤內裝共	六二、九	四五、九
一一七	石鹼	每百斤內裝共	六二、九	四五、九
	一　薰香ヲ付シタルモノ	每百斤	一八、〇〇	一三、二〇
	二　其ノ他	每百斤	五〇、九	三六、九
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	每百斤容器及內裝共	四四、九	三二、九
一一九	香水	同	三五、〇〇	二五、八〇
	一　薰香ヲ付シタルヴイネガー	同	三三、三	二四、〇
	二　其ノ他	同	五五、六	四〇、〇
二二二	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ケサル調製薰香類	從價	五〇、〇	三七、五
二八三ノ內	毛織絲			
	一　染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ	同	七五、〇	五四、〇
	丙　其ノ他（「梳毛絲ト紡毛絲トヲ摻合セタルモノ」「番手ノ異リタル絲ヲ摻合セタルモノ及輪絲」以外ノモノ）	每斤	六六、七	四八、〇
	二　其ノ他	同	八三、三	六〇、〇
三〇一ノ內	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛絹ト絹トノ交織物	從價	七〇、〇	五〇、〇
	二　其ノ他（「天鵞絨、プラッシュ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）」以外ノモノ）			
	イ　メートル式番手三十二番ヲ超エサルモノ	每百斤	一〇〇、〇	七二、〇
	ロ　其ノ他	同	七五、四	五四、三
五三三	雙眼鏡及隻眼鏡			
	一　プリズムヲ用キタルモノ	每斤	六六、七	四八、〇
	二　其ノ他	同	八三、三	六〇、〇
五六三	自動車	從價	七〇、〇	五〇、〇

日本國關稅定率表番號	品名	單位	佛蘭西國商品ニ適用スル稅率ヲ算出スヘキ日本國定稅率ノ百分率	上欄記載ノ百分率ニ依リ算出セル佛蘭西國商品ニ適用スル稅率
五二ノ內	二、乙、イ、鰮油漬	從價	五〇、〇	三七、五
五三ノ內	天然バター	每百斤	九一、二	六三、二
六四ノ內	葡萄ノ天然醱酵ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡萄酒但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	每百リットル	三七、五	二七、五
	甲　罎入ノモノ	每百斤容器共	六三、二	四六、〇
	乙　樽入ノモノ	同	三三、三	二四、〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ增ス每ニ百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	同	一五、〇〇	一一、〇〇
六五	シヤンパン其ノ他ノスパークリングワイン	同	三七、五	二七、五
九八ノ內	阿列布油	每百斤容器共	六三、二	四六、〇
	二　其ノ他（「罐入又ハ樽入ノモノ」以外ノモノ）	每百斤內裝共	六二、九	四五、九
一一七	石鹼	每百斤內裝共	六二、九	四五、九
	一　薰香ヲ付シタルモノ	每百斤	一八、〇〇	一三、二〇
	二　其ノ他	每百斤	五〇、九	三六、九
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	每百斤容器及內裝共	四四、九	三二、九
一一九	香水	同	三五、〇〇	二五、八〇
	一　薰香ヲ付シタルヴイネガー	同	三三、三	二四、〇
	二　其ノ他	同	五五、六	四〇、〇
二二二	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ケサル調製薰香類	從價	五〇、〇	三七、五
二八三ノ內	毛織絲			
	一　染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ	同	七五、〇	五四、〇
	丙　其ノ他（「梳毛絲ト紡毛絲トヲ摻合セタルモノ」「番手ノ異リタル絲ヲ摻合セタルモノ及輪絲」以外ノモノ）	每斤	六六、七	四八、〇
	二　其ノ他	同	八三、三	六〇、〇
三〇一ノ內	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛絹ト絹トノ交織物	從價	七〇、〇	五〇、〇
	二　其ノ他（「天鵞絨、プラッシュ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）」以外ノモノ）			
	イ　メートル式番手三十二番ヲ超エサルモノ	每百斤	一〇〇、〇	七二、〇
	ロ　其ノ他	同	七五、四	五四、三
五三三	雙眼鏡及隻眼鏡			
	一　プリズムヲ用キタルモノ	每斤	六六、七	四八、〇
	二　其ノ他	同	八三、三	六〇、〇
五六三	自動車	從價	七〇、〇	五〇、〇

五六四	自動車部分品（原動力機ヲ除ク）	同	八三、三	二割五分
六〇〇ノ内	メリヤス機械 一 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	毎百斤	五〇、〇	一二、〇〇

乙號 佛蘭西國輸入税

佛蘭西國關税定率表番號	品名	單位	税率（最低税率）
四五九ノ内	羽二重其ノ他之ニ類似ノ織物 精練シタルモノ但シ漂白セサルモノ、染メサルモノ、塗ラサルモノ又ハ捺染セサルモノ	百基	六〇〇法
	註 漂白トハ單純ナル精練以外ノ方法ニ依ル漂白ヲ謂フ 羽二重製手巾ニ對スル税率ハ税番第四六〇號ノ最低税率トス 日本漆ヲ塗リタル木製品ニ對スル税率ハ他ノ材料ト結合セル爲高税ヲ課セラルル場合ヲ除クノ外其ノ種類ニ依リ税番第五九一號、第五九二號ノ乙、第五九三號又ハ第六四一號ノ乙ノ最低税率トス		

（備考） 日佛舊條約は明治四十四年八月三日を以て終了せしが、期限前に條約の締結を了せざりしを以て、同年八月二十六日條約第十一號を以て「日佛通商關係ニ關スル暫定協約」を結び、其の附屬税表に於て協定税率を定め、同年九月一日より實施したり。翌四十五年二月に至り本條約の批准成り、其の協定税率確定せしが、其の税率は前年の暫定税率と全く同じ。

（四） 日伊條約附屬税表（大正二年六月十八日條約第六號 同年六月十二日より實施）

甲號 日本國輸入税

日本國關税定率表番號	品名	單位	税率
三一ノ内	二、甲、一 罐詰ノ蔬菜（トマトーヲ含ム）	毎百斤 容器共	六円、〇〇
	二、乙、一ノ内 罐詰ノ果實	同同	五、五〇
	二、乙、四、イノ内 シトロン	毎百斤	二、五〇

四八	マカロニー、ヴアーミセリー其ノ他各種ノ麵類	同	六、〇〇
六四ノ内	ヴェルモット及マルサラ 但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エ二十四ヲ超エサルモノ 甲 罎入ノモノ	毎百リットル	二〇、〇〇
	乙 樽入ノモノ 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎ニ百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	同	一〇、〇〇
	二、甲、イノ内 葡萄ノ天然醱酵ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡萄酒 但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ 樽入ノモノ 攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同	五、〇〇
九五ノ内	一ノ内 柑橘屬果實ヨリ製シタル揮發油（オレンヂ、シトロン、バーガモット、マンダリン等ノエッセンス）		無税
九八ノ内	一 罐入又ハ樽入ノ阿列布油	毎百斤	一、七〇
二九八ノ内	九、丙、三ノ内 傘用綿布及繻子（紋織ニアラサルモノニシテ染メタルモノ） 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エ二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數		
	二十八ヨリ三十五迄ノモノ	同	一八、三〇
	三十六ヨリ四十三迄ノモノ	同	二二、〇〇
三五四ノ内	二、乙、一 フェルト製帽子	毎打	五、六〇
	二、乙、二、イ フェルト製帽體（形ツクリタルモノ）	同	五、六〇
三五七ノ内	二、丁ノ内 アイボリーナット製ノ鈕釦	毎百斤 内裝共	七〇、〇〇
	二、戊ノ内 骨製又ハ角製ノ鈕釦	同	七〇、〇〇
四六九ノ内	水銀		無税

乙號　伊太利國輸入稅

伊太利國關稅定率表番號	品名	單位	稅率
一五七ノ內	芭蕉科植物纖維製ノ眞田	每百基	八〇、〇〇〇（リラ）
二一三ノ內	羽二重其ノ他之ニ類似ノ絹物 生又ハ單ニ精練シタルモノニシテ一平方メートルノ重量四十グラムヲ超エサルモノ但シ漂白セサルモノ、染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ ロ、一ノ內　平織及綾織ノモノ 註　漂白トハ單純ナル精練以外ノ方法ニ依ル漂白ヲ謂フ	每基	四、五〇
二二八ノ內	羽二重製ノ手巾、肩掛、襟卷其ノ他ノ加縫品		羽二重ノ稅率ニ其ノ二割ヲ加フ
二三九ノ內	日本漆ヲ塗リタル家具及其ノ部分品（仕上ヲ爲シタルト否トヲ別タス） イ　塡裝セサルモノ 三　堅木製ノモノ	每百基	四〇、〇〇〇
二四一ノ內	日本漆ヲ塗リタル木製細貨	同	四〇、〇〇
二四五ノ內	竹製品（紐又ハ普通金屬ヨリ成ル非裝飾的常用附屬品アルモノヲ含ム） ロ　精ナルモノ	同	二〇、〇〇
二四六ノ內	眞田 イノ內　麥稈眞田（六條裸麥ノ） ロノ內　經木眞田及經木麥稈混製眞田	同	五、〇〇
二五六ノ內 四五五ノ內	一　製帽用ノモノ 日本漆ヲ塗リタル紙製品及板紙製品 竹製又ハ竹骨ヲ用キタル紙製若ハ布帛製ノ扇子及團扇 イ　尋常ノモノ ロ　精ナルモノ	同 同 同 同	一〇、〇〇 五〇、〇〇 六〇、〇〇 一〇〇、〇〇

右四箇國との協定稅率中日獨協定稅率は大正三年八月日獨國交斷絕と共に效力を失ひ（但し大正三年九月法律第四十三號を以て、大正四年三月末日迄に輸入申告を爲すものに對しては仍ほ協定稅率を適用せり）、又日英協定稅率は同十二年七月十六日滿期となりしを以て、之が廢棄の手續を執り、十四年三月十日を以て消滅したり。日佛協定稅率は大正七年九月四日附佛國の廢棄通告に依り、翌八年九月九日限效力を失ふこととなりしが、兩國間に同年九月十日以後新協定の成立若くは廢棄聲明の效力發現迄は仍ほ現在の協定稅率を三箇月毎に暗默裡に更新存續せしむとの暫行取極成り（大正八年九月二十日外務省告示第十九號）、又日伊協定稅率は大正六年十二月三十一日を期限とせしが、期限に先ち一箇年の延期を約し、爾後之れ亦日佛協定と同趣旨により暫行取極を以て其の效力を存續せしめ來れり（大正五年十二月二十九日外務省告示第二十八號・同六年十二月三十日同第四十二號・同七年十二月二十七日同第二十三號・同八年七月十一日同第十五號・同年十月二日同第二十一號）。卽ち大正末年現行の協定稅率は對佛・對伊の兩國分にして（但し他の諸國は最惠國條款により同一の利益に均霑す）、其の品目は對佛國分十五品種二十二稅目、對伊國分九品種十六稅目なり。尙ほ日佛協定稅率は所謂 Zlding scale system にして、國定稅率に對し一定の步合減を以て、之が稅率と爲すを以て、國定稅率の改正ある場合は之に伴ひて變動するものにして、變更後五箇月を經て之を實施することとせり。

第三章　關稅の免除及拂戻

第一節　序　說

外國より輸入せらるる貨物に對しては、關稅定率法附屬稅表に無稅品と特揭せらるるか、或は又特別法に依りて免稅を規定せられざる限り、總て原則として關稅を賦課せらるるものなるが、其の有稅品と雖も、尙ほ社會上・政治上・文化上又は經濟上の理由に基き、一定の條件を具備する場合には例外的に關稅の賦課を免除せらるることあり。

免稅は立法の趣旨に從ひ之を無條件免稅と條件付免稅との二種に分つことを得べし。無條件免稅とは原則としては有稅品なるも、國際慣例上・社會政策上又は產業政策上等の理由に依り、無條件に課稅を免除せらるるを云ひ、條件付免稅とは產業の保護奬勵・國際貿易の助長或は文化政策上等の理由に依り、一定期間の再輸出又は豫め製造を完了すべきこと等を條件として免除せらるるを云ふ（條件不履行の場合は輸入稅を追徵し、此の爲には豫め納稅擔保を徵するを原則とす）。明治三十九年及同四十三年制定關稅定率法第七條及大正十五年制定製鐵業奬勵法第十一條該當品は概ね前者に屬し、關稅定率法第八條乃至第十條の該當品は後者に屬するものなり。尙ほ特殊なる事由に依り稅率輕減の結果、一般的に且つ無條件に免稅となるものは、玆に揭ぐるものとは觀念上異なる所あるを以て、特に之を前章第六節特別稅率中に揭げたり。但し此の場合に於ても通關手續等に就ては本章に揭ぐる免稅品と

大體異なる所なきものなり。

免稅に似て非なるものに關稅の拂戻、所謂戻稅なるものあり。戻稅は一旦納稅義務の履行せられたる後、其の納稅額の一部又は全部を拂戻すものにして、實質上は免稅と同一效果を來すのみならず、立法の精神も亦概ね相同じきものなり。

租稅の免除及拂戻は條約に依る場合の外、總て法律に根據を有せざるべからず。今其の根據法及依據條約を列擧し、尙ほ其の重要なるものに就ては次節以下に之を說述すべし。

一、明治四十三年制定關稅定率法第七條乃至第十條明治三十年の關稅定率法に於ては第五條及第六條、同三十九年の關稅定率法に於ては第七條乃至第九條）

一、明治三十五年法律第十號及四十一年法律第五號（博覽會に出品せらるる外國貨物に對する免稅の件）

一、大正十五年制定製鐵業奬勵法第十一條（大正六年の製鐵業奬勵法に於ては第十二條）

一、大正十年三月法律第四號（獨逸國との平和條約賠償條項に基き政府の受領する賠償物件に對する免稅の件）

一、明治四十五年一月條約第一號（國際紛爭平和的處理條約第四十六條第四項（國際仲裁裁判所裁判官の所持品に對する免稅の件）

一、同年同月條約第四號（陸戰の法規慣例に關する條約附屬書第十六條第二項（俘虜に宛てたる贈與品及救恤品に對する免稅の件）

一、大正十一年六月條約第四號（航空に關する條約議定書第八附屬書第九號（外國に著陸する航空機が再輸出せらるる場合免稅の件）

以上に規定せらるる諸品は關稅を免除せらるるものなるが、此の外に免稅を規定する條規として は、關稅法第二條及第三十九條ノ三、保稅倉庫法第九條第二項但書及第十七條第二項ありと雖も、此等

は云はば課稅物件の滅失の結果に基くものにして、本章に掲ぐる免稅とは性質を異にし、又均しく戻稅と稱するも輸出貨物に對する內國稅の拂戻は、事內國稅に關するものにして、既に第五編に於て之を述べたるを以て、何れも玆には之を省略す。

第二節　關稅定率法に依る免稅及戻稅

第一款　緒　言

明治三十年制定關稅定率法に於ては第五條を以て無條件免稅品を、第六條を以て條件付免稅品を掲げ、又三十九年の改正定率法に於ては第七條を以て前者に、第八條及第九條を以て後者に充てたり。明治四十三年の定率法に於ては同じく第七條を以て無條件免稅品を列擧し、第八條を以て輸入の日より一箇年以內の再輸出を條件とするものに就き、第九條を以て製造輸出原料品竝に肥料用原料品に就き、第十條を以て船舶の建造又は修繕用に供する諸品に就て、夫々命令の規定に依り免稅又は戻稅を爲し得べきことを規定したり。輸入稅の免除又は拂戻を受くべき品目は時代に依り多少の異同增減なきにあらずと雖も、今一々之を掲ぐるの煩を避け（第二章第二節乃至第五節參照）、大正末年現行定率法中之に關する規定を左に抄錄するに止むべし。

第七條　左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族竝其ノ從者ニ屬スル物品

三　陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物

四　政府ノ輸入ニ係ル燃料用礦油

四ノ二　直接燃料ニ供スル礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、九〇四ヲ超エタルモノ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

五　軍艦

六　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ニ屬スル公用品ニ對シ免稅ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル

七　本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品

八　本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

九　記錄文書其ノ他ノ書類

十　官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所等ノ營造物及命令ヲ以テ指定シタル私立ノ學校ニ陳列スル標本又ハ參考品ニシテ大藏大臣ノ認許シタルモノ

十一　慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品及孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ

十一ノ二　社寺、教會又ハ禮拜堂ニ寄贈セラレタル式典用具及禮拜用具
十二　政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品
十三　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル
十四　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル
十五　在外軍隊、軍艦又ハ公館ヨリ送還シタル物品
十六　個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル
十七　輸出シタル物品ニシテ五年以內ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入稅ノ免除又ハ拂戾ヲ受ケタル物品ヲ除ク
十八　命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ但シ第八條ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク
十九　本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水產物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル
二十　外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲引渡ス物品但シ第十條ニ揭クル物品ヲ除ク
二十一　難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品
二十二　本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戾リタルモノ但シ第八條又ハ第九條ニ依リ輸入稅ノ免除又ハ拂戾ヲ受ケタル物品ヲ除ク
二十三　國道府縣其ノ他ノ公共團體、政府ノ指定スル產業ニ關スル法人又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ輸入スル種用動物、獸疫免疫血淸及獸疫豫防接種液

第八條　左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以內ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
一　加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
二　輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
二ノ二　輸出貨物ノ容器ニ使用スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
三　修繕ノ爲輸入スル物品
四　學術研究ノ爲輸入スル物品
五　試驗品トシテ輸入スルモノ
六　注文取集ノ爲輸入スル見本品
六ノ二　製作見本品トシテ輸入スルモノ
七　本邦ニ渡來スル巡回興行者カ輸入スル興行用物品
八　博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等ヘ出品スル爲輸入スル物品

第九條　輸入原料品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル輸出品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戾ヲ爲スコトヲ得
輸入原料品ニシテ茶鉛、厚〇、一七ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタ

ル油又ハ油糟ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ第一項又ハ第二項ノ拂戻ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

第十條　船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鐵鋼材、艤裝品、艤裝品部分品、機關又ハ機關部分品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル私立學校ト改正セラレシヲ以テ、同年三月大藏省令第十四號ヲ以テ私立學校ノ種類ヲ指定シ、同時ニ告示第三十八號ヲ以テ認許申請書ニ關スル手續ヲ定メタリ。

右ノ規定中免稅品目ヲ列擧シタルモノハ、最モ簡單ニシテ說明ヲ要セザルモ、其ノ大綱ヲ規定シタルニ止マリテ、詳細ノ事項ヲ命令ニ讓リタルモノニ就テハ以下款ヲ設ケテ之ヲ詳述スベシ。但シ第七條第十號及第二十三號ノ命令ヲ以テ指定スル件ニ就テハ、便宜上玆ニ之ヲ揭グベシ。

第七條第十號ノ『私立學校』トハ當初ノ規定ニテハ專門學校ニ限リシモノナルガ、大正十五年ノ改正ニ當リ『命令ヲ以テ指定シタル私立學校』ト改正セラレシヲ以テ、同年三月大藏省令第十四號（大正十五年三月二十九日）

關稅定率法第七條第十號ニ依ルコトヲ得ヘキ私立ノ學校左ノ如シ

一　幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾唖學校、專門學校、高等學校及大學

二　前號ニ揭ケサル學校ニシテ別ニ大藏大臣ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル認許申請書三通ヲ輸入地所轄ノ稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　品名

二　箇數、數量及價格

三　生產地及仕入地

前項第二號ノ指定ヲ受ケムトスルトキハ學校長、學校長ナキトキハ其ノ管理者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一　學校ノ目的

二　名稱及位置

三　設立年月日

四　學則

五　生徒定員

六　校地及校舍ノ設備

七　經費及維持ノ方法

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省告示第三十八號（大正十五年三月二十九日）

一　關稅定率法第七條第十號ニ依ル大藏大臣ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル認許申請書三通ヲ輸入地所轄ノ稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　品名

二　箇數、數量及價格

三　生產地及仕入地

四　輸入手數ヲ爲スヘキ稅關名及豫定輸入時期
五　陳列ノ目的、方法及場所

二　前號ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ受ケタル者ハ當該物品輸入ノ際其ノ認許書ヲ輸入手數ヲ爲スヘキ稅關ニ提出スヘシ

三　第一號ノ認許申請及認許ヲ受ケタル物品ノ輸入申告ハ當該學校、博物館又ハ物品陳列所等ノ管理者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

又第七條第二十三號は當初の規定にては、國・道・府・縣の輸入する種馬・種牛・種豚・種羊及種禽竝に產牛馬組合・產馬組合又は產牛組合の輸入する種馬・種牛に限りしものなるが（明治四十五年三月法律第八號を以て獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液を加ふ、大正九年七月法律第四號を以て本號に云ふ政府の指定する產業に關する法人又は政府の許可を受けたる者の輸入する種用動物の種類竝に其の許可申請の要件は左の如し。

大藏省告示第百八十七號（大正九年十一月九日）

一、關稅定率法第七條第二十三號ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ產業ニ關スル法人左ノ如シ

一、畜產組合
二、畜產組合聯合會

二、關稅定率法第七條第二十三號ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ豫メ左記事項ヲ記載シタル申請書ヲ馬ニ付テハ陸軍大臣ニ、其ノ他ノ物品ニ付テハ農商務大臣ニ提出スヘシ

一、輸入セムトスル種用動物ノ種類、性、年齡及頭數又ハ輸入セムトスル獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液ノ種類及數量
二、輸入ヲ必要トスル事由
三、蕃殖計畫
四、種用動物ノ飼育設備
五、購買地、輸入豫定港及輸入豫定時期

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ許可書ヲ輸入申告書ニ添附シテ稅關ニ提出スヘシ

三、前號ノ許可ヲ與フヘキ種用動物ノ種類左ノ如シ

牛、馬、緬羊、山羊、豚、兎、犬、鷄、鴈、雉、蜜蜂、狐、黑貂、ミンク

第二款　直接燃料に供する礦油の免稅

關稅定率法第七條第四號ノ二の直接燃料に供する礦油に對する免稅の件は、大正九年七月法律第四號を以て追加せられしものなるが、其の規定に依れば、右の礦油は攝氏十五度に於ける比重〇、九〇四を超え、且つ命令の定むる所に依り政府の許可を受けて輸入するものに限るものにして、其の命令に就ては同年十一月勅令第五百五十號を以て、又其の許可申請方に就ては同じく農商務省令第四十一號を以て、夫々左の如く規定せられたり。

勅令第五百五十號（大正九年十一月二十六日）

第一條　關稅定率法第七條第四號ノ二ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ礦油

ハ左ノ用途ニ供スルモノニシテ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

一　鑛業、工業、運輸業又ハ漁業ノ爲ニ使用スル發動機用又ハ汽鑵用

二　製鍊用

三　窯業用

四　金屬加熱用

第二條　輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ輸入申告書ニ農商務大臣ノ許可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類ヲ添附スヘシ

輸入申告ハ礦油使用者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第三條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル礦油ヲ目的タル用途ニ供セサルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス

但シ之ヲ第一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ他ノ用途ニ供セムトスル場合ニ於テ農商務大臣ノ許可ヲ受ケ稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農商務省令第四十一號（大正九年十一月二十六日）

第一條　大正九年勅令第五百五十號第一條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ニ揭クル事項ヲ記載スヘシ

一　輸入セムトスル礦油ノ數量及豫定價格

二　輸入セムトスル礦油ノ用途、貯藏場、使用場所及之ヲ使用スヘキ設備ノ說明

三　仕出港、輸入港及輸入豫定時期

第二條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル礦油ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滯ナク農商務大臣ニ屆出ツヘシ目的タル用途ニ供セサルニ至リタルトキ亦同シ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三款　再輸入に係る輸出貨物の容器の免稅

明治三十九年の關稅定率法第七條第十六號に於て『命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ』は輸入稅を免除せらるることとなりしが、四十三年制定の定率法に於ても之を踏襲し（第七條第十八號）、尋いで大正五年の定率法改正に當り、之に但書『第八條ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク』を追加したり。命令を以て指定したる輸出貨物の容器左の如し。

大藏省令第四十四號（明治三十九年九月二十六日）

關稅定率法第七條第十六號ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器左ノ通指定ス

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ施行ス

一　礦水壜

一　麥酒樽及麥酒壜

一　硫酸壺及硫酸鑵

本規定は其の後屢次の改正ありしが(明治四十四年六月省令第二十六號、四十五年三月省令第五號、大正四年十二月省令第四十號、六年四月省令第七號。尙ほ四十四年六月大藏省令第二十六號を以て『第七條第十六號』を『第七條第十八號』に改む)、大正十五年九月大藏省令第三十四號を以て新に左の如く指定したり。

大藏省令第三十四號(大正十五年九月八日)

關稅定率法第七條第十八號ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器左ノ通指定ス

一　礦水、清涼飲料水、清酒、麥酒又ハ醋酸ノ容器トシテ使用シタル壜但シ麥酒壜ニ付テハ大正十年勅令第二百二十八號ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ受ケタルモノヲ除ク

二　清酒、麥酒又ハ醬油ノ容器トシテ使用シタル樽

三　硫酸、鹽酸、硝酸又ハ醋酸ノ容器トシテ使用シタル壺又ハ罐

四　壓搾瓦斯ノ容器トシテ使用シタル鐵製シリンダー

五　穀粉又ハセメントノ容器トシテ使用シタル綿製袋

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四款　加工を目的とする輸入品の免稅

明治三十年制定の定率法に於ては未だ加工輸入の制度なかりしが、三十三年法律第八十五號を以て、加工の爲め輸入する物品にして輸入の日より一年以內に輸出せらるるものに對しては、命令の定むる所に依り輸入稅を免除することとし(明治三十三年勅令第三百九十九號參照)、尋いで三十九年及四十三年の新定率法に於ては何れも其の本文中に右に關する規定を設けたり(定率法第八條第一號)。而して其の物品名は命令を以て指定することとしたるが故に、明治三十九年九月勅令第二百六十一號を以て之を列擧し、竝に其の輸出入手續を定めたり。同勅令の全文左の如し。

勅令第二百六十一號(明治三十九年九月二十六日)

第一條　關稅定率法第八條第一號ニ依ルコトヲ得ヘキ物品左ノ如シ

一　彫刻、七寶、象眼、電鍍、琺瑯、塗漆、繪畫又ハ模樣ヲ施ス爲輸入スル製品

二　繪畫又ハ模樣燒附ノ爲輸入スル磁器及陶器

三　精練、漂白、色染、捺染又ハ友禪染ノ爲輸入スル絲縷、布帛及布帛製品

四　絲拔、絓、刺繡又ハ緣縫ヲ施ス爲輸入スル布帛及布帛製品

五　鞣又ハ色染ヲ施ス爲輸入スル毛皮及獸皮

第二條　前條ノ物品ヲ輸入セムトスル者ハ輸入申告書ニ輸入ノ目的、加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ附記スヘシ

第三條　加工シタル物品ヲ輸出スルニハ其ノ原品ヲ輸入シタル開港ニ由ルヘシ

第四條　加工シタル物品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ加工者ノ作製セル加工證明書ヲ添附スヘシ

加工證明書ニハ物品ノ名稱、物質、數量、加工ノ種類及該證明書作製ノ年月日ヲ記載シ加工者之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本勅令は制定後何らの改正なく大正末年に至りしが、大正十五年十二月勅令第三百五十號を以て始めて左の如く改正せられたり。

勅令第三百五十號（大正十五年十二月十日）

明治三十九年勅令第二百六十一號中左ノ通改正ス

第一條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　彫刻、七寶、象眼、琺瑯、塗漆、繪畫、模樣、現像、彩色若ハ印刷ヲ施シ又ハ金屬ヲ鍍スル爲輸入スル製品

同條第三號中「捺染又ハ友禪染ノ」ヲ「捺染、友禪染又ハ撚ヲ施ス」ニ改ム

同條第五號中「鞣又ハ色染ヲ」「鞣、色染、裏付又ハ義眼等」ニ改ム

第三條　加工シタル物品ヲ輸出スルトキハ其ノ原品ノ輸入手續ヲ爲シタル稅關ヲ經由スヘシ

但シ輸入手續ヲ爲シタル稅關ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五款　輸入貨物及輸出貨物の容器の免稅

明治四十三年の新定率法第八條第二號を以て輸入貨物の容器にして命令を以て指定したるものは、一年以內の再輸出を條件として輸入稅を免除せらるることとなりしが、次で大正五年の改正の結果輸出貨物の容器に使用する物品も亦同樣の條件を以て免稅せらるることとなれり（同條第二號ノ二）。

輸入貨物の容器として指定せられたるものには『壓搾瓦斯ヲ塡充セル鐵製容器』あり（明治四十四年六月大藏省令第二十七號）。蓋し壓搾瓦斯等の容器としては鐵製シリンダーは必須のものなるが、本品は價格に於て其の內容品よりも遙かに高價なるを以て、此等內容品の輸入に便せんが爲めには該容器に對する輸入稅を免除するを適當と認めたるものなり。

輸出貨物の容器に就ては大正五年四月大藏省令第八號を以て左の如く指定せられたり。

大藏省令第八號（大正五年四月十五日）

關稅定率法第八條第二號ノ二ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ物品左ノ通指定ス

一　壓搾瓦斯ノ容器ニ使用スル鐵製「シリンダー」

二　油類、酸類又ハ糖蜜ノ容器ニ使用スル鐵製「ドラム」

三　砂糖ノ容器ニ使用スル「アムベラ」袋

附　則

本令ハ大正五年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本省令は大正十年に二回の改正あり、第三號中『「アムベラ」袋』の下に『「ガンニー」袋』を『砂糖』の下に『又ハ硬化油』を追加したりしが（六月大藏省令第二十號、十二月同第四十三號）、大正十五年十月大藏省令第四十號を以て新に左の如く指定したり。

大藏省令第四十號（大正十五年十月七日）

關稅定率法第八條第二號ノ二ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ物品左ノ通指定ス

一　壓搾瓦斯ノ容器トシテ使用スル鐵製シリンダー
二　油類、染料、酸類又ハ糖蜜ノ容器トシテ使用スル鐵製ドラム
三　砂糖、硬化油、小麥粉又ハセメントノ容器トシテ使用スルガンニー袋
四　コールタール、麥酒、味噌、醬油又ハ油類ノ容器トシテ使用スル木製樽
五　麥酒ノ容器トシテ使用スルアルミニウム製罐
六　飲食物罐詰用ノ葉鐵製罐

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六款　製造輸出品原料及肥料用原料等の免稅又は戻稅

第一項　大正十年關稅定率法改正以前

第一目　製造輸出品原料の戻稅

輸入原料品を用ひて物品を製造し、之を外國に輸出する場合に、其の原料品の輸入稅の免除又は拂戻を爲すは、輸出貿易振興の一助となるべきを以て、明治三十九年制定の定率法に於ては『輸入原料品ヲ用ヒ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國ヘ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得』(第九條第一項)と規定し、尋いで四十三年の改定定率法に於ても之を踏襲したり。

右定率法第九條第一項に依る製造品輸入原料品及之に對する拂戻制度竝に拂戻金定率に就ては、明治三十九年九月勅令第二百六十五號を以て左の如く公布し、同年十月一日より之を施行したり。

勅令第二百六十五號(明治三十九年九月二十九日)

第一條　關稅定率法第九條第一項ニ依ル製造品、輸入原料品及之ニ對スル拂戻金定率左ノ如シ

製造品	輸入原料品	拂戻金定率	
第一種			
一　玻瓈鏡	厚四ミリメートルヲ超エタル玻瓈板	毎百方フートヲ超エサルモノ	金一圓五十錢
	一方フートヲ超エタルモノ	同	金九圓三十錢
二　洋傘	綿繻子、綿イタリヤンス又ハボーダード	毎十方ヤールド	金十七錢
	綿傘地	毎百斤	金一圓七十錢
	鋼リボン	同	金二十九錢
	鐵板及鋼板	時計一打	金二十三錢
三　置時計又ハ掛時計	鋼リボン	同	金三錢
	玻瓈板	同	金二錢
	亞鉛板	同	金二圓
	樂器		

四　飲食物鑵詰　　葉鐵　　毎百斤　金六十九錢

第二種

一　磚茶　　紅茶粉　　同　金二圓七十錢

二　魚類油漬鑵詰　　阿列布油　　同　金四圓十錢

三　洋服又ハ帽子　　羅紗又ハセルヂス　　毎十方ヤールド　金三十九錢

四　造船奬勵金ヲ受ケサル艦船（船舶檢査法第一條第一號乃至第四號船舶ヲ除ク）　　鐵及鋼　　塊　　毎百斤　金八錢

條及竿（徑一インチノ四分ノ一ヲ超エタルモノ）　　同　金二十六錢

板　　同　金二十九錢

有紋板　　同　金八十錢

テー形、アングル形其ノ他類似ノモノ　　同　金一圓十錢

筒及管　　同　金六十六錢

リベット　　同　金六十七錢

木材

リグナムヴアイタ　　同　金六十錢

チーキ　　毎百立方フキート　金十一圓八十錢

バイン、ファー及シダー　　厚一インチニテ毎百方フキート　金六十錢

板　　毎百立方フキート　金四圓五十六錢

丸材及角材

前項輸入原料品ノ數量ハ其ノ製造品ヲ構成スル現數量ニ依ル

第二條　第二種ノ原料品ヲ使用シテ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ輸入稅ノ拂戻ヲ請求セムトスル者ハ使用前其ノ原料品ノ名稱、數量、使用ノ目的及藏置ノ場所ヲ記シ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ當該官廳ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

第三條　第二種ノ製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ數量及製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ數量ヲ記シ當該官廳ニ申告シ檢査ヲ受ケ製造ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　製造品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ第一種ノ製造品ニ在リテハ製造者ノ作製セル製造證明書、第二種ノ製造品ニ在リテハ當該官廳ノ製造承認書ヲ添附スヘシ

製造證明書又ハ製造承認書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　製造品ノ名稱及數量

二　製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱及現數量

三　製造ノ場所

四　證明書又ハ承認書作製ノ年月日

第五條　輸入稅ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ申請書ニ外國輸入港稅關ノ輸入免狀又ハ其ノ他外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附シテ製造品輸出港ノ稅關ニ提出スヘシ

第二種第四號ノ艦船ニ付テハ前項ノ添附書類ヲ要セス

第六條　第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期限内ニ其ノ製造品ヲ輸出セサルトキハ輸入稅拂戻ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス但シ第四號ニ在リテハ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ一箇年以内ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第一號乃至第三號　二箇年

第四號　三箇年

第七條　第二種物品ノ製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　輸入原料品ノ數量、輸入港、製造場ニ移入ノ年月日

二　使用シタル輸入原料品ノ數量及其ノ使用ノ年月日

三　輸入原料品ト併用シタル内國產原料ノ數量及其ノ併用ノ割合

四　製造品ノ數量及其ノ製造ノ年月日

五　製造場ヨリ移出シタル製造品ノ數量、移出先及其ノ移出ノ年月日

第八條　當該官廳ハ必要ト認ムルトキハ第二種物品ノ製造者ヲシテ製造場又ハ艦船ノ圖面ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ニ依リ提出シタル圖面ニ異動ヲ生シタルトキハ製造者ハ其ノ都度當該官廳ニ申告スヘシ

第九條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ隨時製造場及藏置場ニ就キ原料品、製造品、製造用器具、器械又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第十條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ原料品及製造品又ハ其ノ藏置場、製造用ノ器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十一條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十二條　本令中當該官廳ハ艦船ニ在リテハ所轄管海官廳其ノ他ノ製造品ニ在リテハ所轄稅務署トス

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル第二種原料品ニハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

本勅令は大正十年五月勅令第二百三十八號を以て廢止せらるるに至る迄、九回に亙り改正せられたり。今改正條項を列擧すれば左の如し。

（一）第一回改正（明治三十九年十二月十三日勅令第三百十四號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第一種第三號中「樂器」ヲ「時計用樂器」ニ「金二圓」ヲ「金五十錢」ニ改ム

第五條　輸入稅ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ製造品輸出港ノ稅關ニ申請スヘシ

附　則

本令ハ明治三十九年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前輸入シタル時計用樂器ニ對スル拂戻金ハ從前ノ定率ニ依ル

（二）第二回改正（明治四十二年十月一日勅令第二百二十四號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第二種第三號中「洋服」ヲ「衣服」ニ改メ「羅紗又ハセルヂス毎十方ヤールド金三十九錢」ノ次ニ「絹紬　同　金一圓五十五錢」ヲ加フ

同號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第四號ヲ第六號ニ改ム

四	シヤーツ、カラー及カフス	綿布（心地ヲ除ク）	同　金十錢
		亞麻布（心地ヲ除ク）	從價　一割
五	鏈	金著セ金屬線	同　五割

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項拂戻金ノ率カ從量ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ數量ハ其ノ製造品ヲ構成スル現數量ニ依リ從價ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ價格ハ其ノ製造品ヲ構成スル現數量ノ輸入ノ際ニ於ケル課稅價格ニ依ル

第四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ拂戻金ノ率カ從價ヲ以テ定メラレタル第二種ノ製造品ニ在リテハ其ノ製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書及輸入稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第六條中「第三號」ヲ「第五號」ニ「第四號」ヲ「第六號」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ製造品ノ原料品ニシテ本令施行前ニ輸入シタルモノニ付テハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

（三）第三回改正（明治四十三年十二月十四日勅令第四百三十九號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第二種中第一號ヲ加ヘ第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ク

一	大豆油	大豆	同　金十三錢

同條第二項中「輸入原料品ノ數量ハ」ノ下ニ「大豆ニ付テハ大豆油ノ製造ニ使用シタル數量其ノ他ノモノニ付テハ」ヲ加フ

第一條ノ二　輸入原料大豆ニ對シ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ大豆油ノ製造ニハ內國產大豆ヲ混淆使用スルコトヲ得ス

第三條及第四條第二項中「製造品ヲ構成スル輸入原料品」ヲ「大豆油ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料大豆ノ數量其ノ他ノモノニ付テハ製造品ヲ構成スル輸入原料品」ニ改ム

第六條中「第五號」ヲ「第六條」ニ「第六條」ヲ「第七條」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ大豆油ノ原料品ニシテ本令施行前ニ輸入シタルモノニ付テハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

（四）第四回改正（明治四十四年七月十四日勅令第百九十七號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條　關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品、輸入原料品及之ニ對スル拂戻金ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

製造品	輸入原料品	拂戻金定率
第一種		
一　硝子鏡	無色平面ノ硝子板（厚四ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク）	
	千平方センチメートルヲ超エサルモノ	每百平方メートル　金五十六圓三十錢
	千平方センチメートルヲ超エタルモノ	同　金百四十二圓
二　洋傘又ハ傘骨	關稅定率法輸入稅表第二百九十八號ノ八ノ丙及九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物	
	百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數	
	二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	每百斤　金十八圓三十錢
	三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	同　金二十二圓
	四十三ヲ超エタルモノ	同　金二十五圓八十錢
	金屬ヲ鍍セサル鋼線	
	徑一、五ミリメートルヲ超エタルモノ	同　金一圓
	鋼リボン	同　金一圓五十錢
	金屬ヲ鍍セサル鐵板及鋼板（有紋ノモノ及波形ノモノヲ除ク）	
	厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ	同　金三十錢
三　掛時計又ハ置時計	金屬ヲ鍍セサル鐵線	
	徑一、五ミリメートルヲ超エサルモノ	同　金一圓十五錢
	徑一、五ミリメートルヲ超エタルモノ	同　金一圓
	鋼リボン	同　金一圓五十錢
	亞鉛板（ニツケルヲ鍍シタルモノ及エナメルペーント、ヴアニシユ、漆等ヲ塗リ	

		タルモノヲ除ク）	
		厚〇、二五ミリメートルヲ超エタルモノ	同　金二圓二十錢
		時計用樂器	從價　四　割
		無色平面ノ硝子板	
		厚四ミリメートルヲ超エサルモノ	毎百平方メートル　金十一圓八十錢
		葉鐵	毎百斤　金七十錢
四	飲食物罐詰		
	第二種		
一	精製糖、氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ	砂糖	
		和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ	毎百斤　金二圓五十錢
		和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ	同　金三圓十錢
		和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	同　金三圓三十五錢
二	大豆油	大豆	同　金四十二圓
三	荏胡麻子油	荏胡麻子	同　金三十圓
四	菜子油	菜子	同　金十八圓
			同　金二百圓
五	衣服又ハ帽子	毛織物及毛綿交織物（天鵞絨、プラッシュ其ノ他ノパイル織物ヲ除ク）	
		一平方メートルノ重量百グラムヲ超エ二百グラムヲ超エサルモノ	同　金四十二圓
		一平方メートルノ重量二百グラムヲ超エ五百グラムヲ超エサルモノ	同　金三十圓
		一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エタルモノ	同　金十八圓
		野蠶絲布	同　金二百圓
六	シヤーツ、カラー、カフス又ハ婦人用下著		

關稅定率法輸入稅表第二百九

十八號ノ七ノ乙ニ屬スル單ニ

漂白シタル綿織物及同號七ノ

丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタ

ル綿織物（心地ヲ除ク）

百平方メートルニ付十キロ

グラムヲ超エサルモノニシ

テ五ミリメートル平方內ニ

於ケル經緯ノ絲數

二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ　同　金十六圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ　同　金十九圓五十錢
百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノ　同
二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ　同　金十三圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ　同　金十六圓五十錢
同表第二百九十八號ノ九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物（心地ヲ除ク）　百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ　同　金二十五圓八十錢
四十三ヲ超エ四十九號ノ四ノ丙　同

ノ二ニ屬スル亞麻布（心地ヲ除ク）　同　金五十二圓
百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數三十ヲ超エタルモノ　同　金百九十四圓
金著セ金屬線

七　鏈　同　金八錢
八　造船奬勵金ヲ受ケサル艦船（船舶檢査法第一條第一號乃至第四號ノ船舶ヲ除ク）　鐵　同　金六十錢
銑鐵　同　金七十錢
條及竿（テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム）　同　金六十錢
金屬ヲ鍍セサル板（波形ノモノヲ除ク）　同　金七十錢
有紋ノモノ　同　金七十五錢
其ノ他（厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク）　同　金六十錢
厚一、五ミリメートルヲ超エサルモノ　同
厚一、五ミリメートルヲ超エタルモノ　同

金屬ヲ鍍セサル筒及管		
エルボー及ジョイント		
不可鍛性ノモノ	同	金二圓四十錢
其ノ他	同	金二圓八十錢
其ノ他		
鑄タルモノ	同	金一圓
抽キタルモノ	同	金二圓三十錢
其ノ他	同	金一圓十錢
鐵リベツト	同	金一圓四十錢
關稅定率法輸入稅表第四百八十四號ノ船舶ノ建設材料	同	金一圓九十錢
木材（單ニ切リ、挽キ又ハ割リタルモノ）		每立方メートル　金四圓二十錢
チーキ		從價一割
マホガニー		同五分
オーク		
パイン、ファー及シダー（長二十センチメートル、幅七センチメートル、厚七ミリメートルヲ超エサルシダーヲ除ク）		每立方メートル　金三圓十錢
厚六十五ミリメートルヲ超エサルモノ		

其ノ他	同	金一圓八十錢

前項拂戻金ノ率カ從量ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ數量ハ砂糖、大豆、荏胡麻子又ハ菜子ニ付テハ精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ、大豆油、荏胡麻子油又ハ菜子油ノ製造ニ使用シタル數量、其ノ他ノモノニ付テハ其ノ製造品ヲ構成スル現數量ニ依リ從價ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ價格ニ依ル

第一條ノ二　輸入原料品ニ對シ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ、大豆油、荏胡麻子油又ハ菜子油ノ製造ニハ內國產原料品ヲ混淆使用スルコトヲ得ス但シ精製糖ニ付テハ當該官廳ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二條中「名稱、」ノ下ニ「種類、」ヲ加フ

第三條　第二種ノ製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ名稱種類及數量、精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱種類及數量、大豆油荏胡麻子油又ハ菜子油ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱及數量、其ノ他ノモノニ付テハ製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱及現數量ヲ記シ當該官廳ニ申告シ檢查ヲ受ケ製造ノ承認ヲ受クヘシ

第四條第二項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱種類及數量、大豆油荏胡麻子油又ハ菜子油ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原

料品ノ名稱及數量、其ノ他ノモノニ付テハ製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱及現數量

第六條中「第七號」ヲ「第八號」ニ、「第一號乃至第六號　二箇年」ヲ左ノ如ク改ム

第一號　一箇年

第二號乃至第七號　二箇年

第六條ノ二　骨炭ヲ濾過セシメスシテ製造スル精製糖ノ原料品ニ付テハ輸入稅拂戻ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該官廳ノ認可ヲ得テ骨炭濾過ニ代ルヘキ方法ヲ用キ製造スル精製糖ノ原料品ハ此ノ限ニ在ラス

第七條中「數量」ヲ「名稱種類數量」ニ改メ「輸入港」ノ下ニ「輸入後藏置ノ場所」ヲ、「併用ノ割合」ノ下ニ「又ハ箇所」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

第一種原料品ニ對スル拂戻金ハ明治四十五年六月三十日迄ニ輸出スル製造品ニ付テハ從前ノ拂戻金定率ニ依ル（明治四十五年五月勅令第百十六號ヲ以テ本項削除）

洋傘又ハ傘骨ノ原料鋼線、鋼リボン、鐵板、鋼板及掛時計又ハ置時計ノ原料鐵線ニシテ明治四十五年六月三十日迄ニ其ノ製造品ヲ輸出スルモノニ對シテハ左ニ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス（同上）

一　洋傘又ハ傘骨　金屬ヲ鍍セサル鋼線　毎百斤　金一圓

同　鋼リボン　同　金一圓五十錢

二　掛時計又ハ置時計　金屬ヲ鍍セサル鐵線　同　金二十九錢

本令施行前ニ輸入シタル第二種原料品ニシテ從前ノ規定ニ揭ケタルモノニ對シテハ從前ノ定率ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲シ本令ニ新ニ揭ケタルモノニ對シテハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

魚類油漬罐詰ノ原料阿列布油ニシテ本令施行前ニ當該官廳ノ使用承認ヲ受ケタルモノニ對スル輸入稅ノ拂戻ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（五）　第五回改正（明治四十五年三月三十日勅令第六十號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第二種第六號中「第二百九十九號ノ四ノ丙ノ二」ヲ「第二百九十九號ノ五ノ丙ノ二」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（六）　第六回改正（大正三年五月二十三日勅令第百二號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第一種ニ左ノ九號ヲ加フ

五　結晶炭酸曹達　曹達灰　毎百斤　金三十五錢

六　黃燐燐寸

甲　硫黃ヲ用キタル

	モノ	阿膠	瓩ニ付金　八　錢
	乙　其ノ他	同	同　金　十　二　錢
七	人造絹絲製品（人造絹絲ノミヲ用ヰタルモノニ限ル）	人造絹	毎百斤　金八十七圓九十錢
八	硝子器	曹達灰	硝子器毎百斤　金　八　錢　四　錢
九	鑄鐵管	銑鐵	鑄鐵管毎百斤　金　八　錢　三　厘
十	琺瑯鐵器	金屬ヲ鍍セサル鐵板（有紋ノモノ及波形ノモノヲ除ク）	同　金　十　二　錢
十一	オルガン	厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ	毎百斤　金　三　十　錢
十二	ラムプ（送風機ヲ有スルモノ）	護謨ヲ塗リ又ハ挿入シタル防水布（絹製又ハ絹入ノモノヲ除ク）	同　金五十七圓四十錢
		撥條	同　金　十　二　圓
		金屬ヲ鍍セサル鋼線（徑一、五ミリメートルヲ超エタルモノ）	同　金　一　圓
		エボナイト板	同　金三十五圓四十錢
		葉鐵	同　金　七　十　錢
十三	翫具		

第一條第一項第二種中「菜子油」ヲ「菜子油又ハ芥子油」ニ「菜子」ヲ「菜子又ハ芥子」ニ改メ第四號ノ次ニ左ノ六號ヲ加ヘ第五號ヲ第十一號、第七號ヲ第十三號、第八號ヲ第十四號トス

五	胡麻子油	胡麻子	同　金七十九錢
六	落花生油	落花生	
		甲　脫殼セサルモノ	同　金五十八錢
		乙　其ノ他	同　金七十錢
七	小麥粉	小麥	同　金七十錢
八	麥酒	麥芽	同　金二圓二十錢
		纖口用キヤプシユール	毎千箇　金三十五錢
		コルク栓	毎百斤　金九圓三十錢
九	苛性曹達又ハ重炭酸曹達	曹達灰	同　金三十五錢
十	紙（機械抄ノモノニ限ル）	バルプ（メカニカルバルプヲ除ク）	同　金二十七錢

第一條第一項第二種第六號ヲ左ノ如ク改ム

十二	シヤーツ、カラー、カフス又ハ婦人用下著	關稅定率法輸入稅表第二百九十八號ノ七ノ乙ニ屬スル單ニ瓩ニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ百平方メートルニ付十八號ノ七ノ乙ニ屬スル綿織物（心地ヲ除ク）ニシテ漂白シタル綿織物

於ケル經緯ノ絲數		
二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	同	金十六圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	同	金十九圓五十錢
百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數		
二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	同	金十三圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	同	金十六圓五十錢
同表第二百九十八號ノ七ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物(心地ヲ除ク)		
百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數		
二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	同	金二十圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	同	金二十三圓五十錢
百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數		
二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	同	金十七圓五十錢
三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	同	金二十圓五十錢
百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數		
四十三ヲ超エタルモノ	同	金二十五圓八十錢

百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數

三十ヲ超エタルモノ　同　金五十二圓

第一條第二項中「砂糖、大豆、荏胡麻子又ハ芥子ニ付テハ精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ、大豆油、荏胡麻子油又ハ菜子油」ヲ「第一種第五號ニ付テハ其ノ製造品中ニ存在スル炭酸曹達ノ量、第二種第一號乃至第十號ニ付テハ其ノ製造品」ニ改ム

第一條ノ二中「精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ」ヲ「第一號乃至第十號ノ製造品」ニ改メ「大二種第一號乃至第六號ノ製造品」ニ改ム

第三條中「精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ」ヲ「第一號乃至第十號ノ製造品」ニ改メ「大豆油、荏胡麻子油又ハ菜子油」ヲ「第一種第五號ニ付テハ其ノ製造品」ニ改ム

第四條中「從價ヲ以テ定メラレタル第二種ノ製造品」ヲ「從價ヲ以テ定メラレタル製造品」ニ、「精製糖氷砂糖角砂糖棒砂糖其ノ他類似ノモノ」ヲ「第二種第一號乃至第十號ノ製造品」ニ改メ「大豆油、荏胡麻子油又ハ菜子油ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱及數量、」ヲ削ル

ノ末尾ニ「ラムプノ送風機ヲ構成スル撥條ニ付亦同シ」ヲ加フ

第六條中「第七號」ヲ「第十三號」ニ、「第八號」ヲ「第十四號」ニ改ム

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（七）第七回改正（大正四年十一月十三日勅令第二百八號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第一種中第一號ニ左ノ一項ヲ加フ

葉鐵			
同種第二號中「毎百斤」ヲ「同」ニ、第三號中「從價　四割」ヲ「毎箇　金十七錢」ニ改メ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
四ノ二	木箱用金具	同	金七十錢

同種第五號中「毎百斤」ヲ「同」ニ、第六號中「黄燐燐寸」ヲ「黄燐燐寸又ハ硫化燐燐寸」ニ改メ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ二	燐寸	包裝用ターンプレート	從價　二割

同種第七號中「（人造絹絲ノミヲ用ヰタルモノニ限ル）」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七ノ二	平紐、丸紐又ハ總類	鍍金線	同　金百九十四圓
		鍍銀線	同　金八十一圓六十錢
		繊絲ニ金屬線ヲ卷キタルモノ	從價　三割

同種第八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二	無色平面ノ硝子板		

	（厚四ミリメートルヲ超エサルモノ）	同	硝子板毎平方メートル　金四十五錢
同種第十號ヲ左ノ如ク改ム			
十　琺瑯鐵器			
	金屬ヲ鍍セサル鐵板（有紋ノモノ及波形ノモノヲ除ク）	同	琺瑯鐵器毎百斤　金十八錢
	厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ	同	金十一錢
	硼砂	同	金一錢
	曹達灰	同	金五錢
	酸化コバルト		
同種第十一號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改メ同號ニ左ノ一項ヲ加フ			
	オルガンリード	同	金二十八圓
同種第十三號中「甑具」ヲ「葉鐵製ノ罐、箱又ハ甑具」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
十四　家屋、橋梁、電線支柱等ノ建設材料			
	鐵條及竿（テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム）	同	金六十錢
	金屬ヲ鍍セサル板（有紋ノモノ及波形ノモノヲ除ク）		
	厚一、五ミリメートルヲ超エタルモノ	同	金六十錢
	鉛		
	塊、錠及板	同	金四十錢
第一條第一項第二種第一號中「氷砂糖」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
一ノ二　氷砂糖			
	砂糖		
	和蘭標本色相第十一號以上第十五號未滿ノモノ	氷砂糖毎百斤	金三圓二十錢
	和蘭標本色相第十五號以上第十八號未滿モノ	同	金三圓四十五錢
	和蘭標本色相第十八號以上第二十一號未滿ノモノ	同	金四圓二十五錢
	和蘭標本色相第二十一號以上ノモノ	同	金四圓六十五錢
同種第二號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ三號ヲ加フ			
五ノ二　亞麻子油	亞麻子	同	金四十四錢
五ノ三　大麻子油	大麻子	同	金三十六錢
五ノ四　莖麻子油	莖麻子	同	金五十六錢

同種第七號ヲ左ノ如ク改ム

七	小麥粉(末粉ヲ含ム)	小麥	小麥粉每百斤　金　一　圓
同種第八號中「同」ヲ「每百斤」ニ改メ同號ニ左ノ二項ヲ加フ			
	製繭用曹達灰		大罐(三合以上入ノモノ)每百打　金七十九錢
	同		小罐(三合未滿入ノモノ)每百打　金五十一錢
同種第九號中「同」ヲ「每百斤」ニ改メ第十一號中野蠶絲布ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ			
	天鵞絨プラツシユ其ノ他ノパイル織物		同　金五十圓
	毛綿製ノモノ		同　金百八十圓
	絹綿製ノモノ		同　金一圓十錢
同種第十四號中「八錢」ヲ「八錢三厘」ニ「三圓」ヲ「三圓三十錢」ヲ「其ノ他」ニ改ム			
	其ノ他		
	繼目ナキモノニシテ內徑十六センチメートルヲ超エサルモノ		同　金一圓九十錢

同種第十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十五	織布機	
	其ノ他	同　金一圓十錢
	鐵	
	銑鐵	每百斤　金八錢三厘
	條及竿(テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム)	同　金六十錢
	金屬ヲ鍍セサル筒及管(鑄タルモノヲ除ク)	同　金一圓十錢
	ローラーテンプル、ウエフトグレート、スパイラルスチールスプリング	從價　二割
	木材(單ニ切リ、挽キ又ハ割リタルモノ)	
	パイン、フアー及シダー(長二十センチメートル、幅七センチメートル、厚七ミリメートルヲ超エサルシダーヲ除ク)	每立方メートル　金三圓十錢
	厚六十五ミリメートルヲ超エサルモノ	同　金一圓八十錢
	其ノ他	

第一條第二項中「從量」ヲ「原料品ニ對シ從量」ニ改ム

第一條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

第二種第一號ノ二ノ製造品ノ製造ハ內國產原料品ヲ混淆使用セサル第二種第一號ノ製造品タル精製糖ヲ使用スルコトヲ得

第二條ノ二　第一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ第二種第一號ノ二ノ製造品ヲ製造スル場合ニ於テハ使用前其ノ精製糖ノ種類、數量、使用ノ目的及藏置ノ場所ヲ記シ當該官廳ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ尙其ノ精製糖ニ對スル當該官廳ノ製造承認書ヲ添附スヘシ

第四條中「撥條」ヲ「撥條又ハ第一種第十四號ノ製造品ヲ構成スル輸入原料品」ニ改ム

第六條中「第一號」ヲ「第一號及第一號ノ二」ニ「第二號乃至第十三號」ヲ「第二號乃至第十三號及第十五號」ニ改ム

附　則

本令ハ大正四年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二種第十四號ノ原料品タル鐵ノ筒及筺(エルボー及ジョイントヲ除ク)ニシテ大正三年四月十五日前ニ輸入シタルモノニ對スル拂戻金ハ仍從前ノ例ニ依ル

(八)　第八回改正(大正五年四月十五日勅令第百十號)

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第一種第十號中「硼砂　同　金十一錢」及「酸化コバルト　同　金五錢」ヲ削ル

同條第一項第二種第五號ノ二乃至第五號ノ四ヲ削ル

同種第十四號中「其ノ他　同　金一圓十錢」ヲ左ノ如ク改ム

鐵接シタルモノニシテ內徑五センチメートルヲ超エサルモノ	同	金二圓五十錢
其ノ他	同	金一圓十錢

同號中「關稅定率法輸入稅表第四百八十四號ノ船舶ノ建設材料　同　金一圓九十錢」ヲ左ノ如ク改ム

關稅定率法輸入稅表第四百八十四號ノ船舶ノ建設材料		
十四號ノ船舶ノ建設材料		
鐵ノミヲ以テ製シタルモノ(卑金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム)	同	金一圓九十錢
其ノ他	從價	二割五分

附　則

本令ハ大正五年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル硼砂、酸化コバルト、亞麻子、大麻子又ハ莖麻子ヲ用ヰ製造シタル琺瑯鐵器、亞麻子油、大麻子油又ハ莖麻子油ヲ本令施行後一年內ニ輸出スルトキハ該原料品ニ對シ仍從前ノ例ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

明治三十九年勅令第二百六十五號第一條第一項第二種第十四號ノ原料品タル關稅定率法輸入

稅表第四百六十二號第十二項ハノ二及第四百八十四號第二項ノ物品ニシテ本令施行前ニ輸入シタルモノニ對スル拂戻金ハ仍從前ノ例ニ依ル

(九) 第九回改正（大正五年十月二日勅令第二百二十五號）

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第一種第六號ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

包裝用葉鐵	毎百斤　金七十錢

同種第七號中「毎百斤」ヲ「同」ニ改ム

第一條第一項第二種ニ左ノ一號ヲ加フ		
十六	罐入礦油	五ガロン罐毎二箇　金二錢五厘
	葉鐵	毎百斤　金七十錢

第六條中「及第十五號」ヲ「第十五號及第十六號」ニ改ム

附　則

本令ハ大正五年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　肥料用原料の戻稅

明治三十九年の定率法第九條第二項に依れば、輸入原料品を用ひて命令を以て指定せる肥料を製造したるときは、命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部を拂戻すことを得るものとし、四十三年の定率法に於ても之を踏襲したり。而して右に對する施行令は明治三十九年九月勅令第二百六十六號を以て左の如く公布せられたり。

勅令第二百六十六號（明治三十九年九月二十九日）

第一條　關稅定率法第九條第二項ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲スヘキ輸入原料品及之ニ對スル拂戻金ノ定率左ノ如シ

肥料	輸入原料品	拂戻金定率
大豆油糟	大豆	毎百斤　金三十錢
棉子油糟	棉子	毎百斤　金七錢

第二條　本令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ肥料ヲ製造セムトスル者ハ製造肥料ノ名稱、製造場、原料品及製品ノ藏置場及一箇年ノ輸入原料品使用見込高ヲ記シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ認許ヲ受クヘシ其ノ申請書ニ記載ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三條　一箇年輸入原料品ノ使用見込高大豆ニ在リテハ三十萬斤未滿棉子ニ在リテハ十萬斤未滿ノモノハ前條ノ認許ヲ與ヘス

第四條　肥料製造者肥料ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄稅務署ハ第二條ノ認許ヲ取消スコトヲ得

一　肥料製造者本令、其ノ他關稅ニ關スル法令ニ違反シ又ハ當該官吏ノ指揮ニ從ハサルトキ

二　毎二箇年輸入原料品使用高ノ一箇年平均カ第三條ノ斤數ニ達セサルトキ

第六條　肥料製造者輸入原料品ヲ製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ其ノ名稱、數量及使用

ノ目的ヲ記シ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ所轄稅務署ニ申出ツヘシ

第七條　肥料製造者ハ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ輸入原料品ト內國產原料品トヲ混淆使用スルコトヲ得ス

第八條　輸入原料品ハ內國產原料品ト區別シ輸入原料品ヲ以テ製造シタル肥料及副產物ハ內國產原料品ヲ以テ製造シタル肥料及副產物ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

第九條　肥料製造者ハ相當期間內ニ其ノ製造シタル肥料及副產物ノ名稱、數量、使用シタル原料品ノ名稱、數量ヲ記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條　製造シタル肥料又ハ副產物ヲ製造場ヨリ移出セムトスルトキハ其ノ名稱、數量、仕向先ヲ記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十一條　輸入稅ノ拂戻ヲ請求セムトスル者ハ輸入原料品ノ名稱、數量、拂戻金額、輸入及移入ノ年月日及製造シタル肥料ノ名稱、數量、製造ノ年月日ヲ記シタル申請書ニ製造品檢查書ヲ添附シ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十二條　原料品輸入ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經過シタルトキハ輸入稅拂戻ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條　肥料製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　輸入原料品ノ數量、輸入港、製造場ニ移入ノ年月日

二　使用シタル輸入原料品ノ數量及其ノ使用ノ年月日

三　製造シタル肥料及副產物ノ數量及其ノ製造ノ年月日

四　第九條ノ檢查ヲ受ケタル肥料及副產物ノ數量及其ノ年月日

五　製造場ヨリ移出シタル肥料及副產物ノ數量、仕向先及其ノ移出ノ年月日

第十四條　稅關官吏又ハ收稅官吏ハ隨時製造場ニ就キ原料品、製造シタル肥料及副產物、製造用器具、器械又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第十五條　稅關官吏又ハ收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ原料品、製造シタル肥料及副產物又ハ其ノ藏置場、製造用ノ器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　稅關官吏及收稅官吏ハ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル原料品ニハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

本勅令は大正十年の廢止に至る迄左の五回に亙り改正せられたり。

（一）第一回改正（明治四十年四月二十六日勅令第百五十九號）

明治三十九年勅令第二百六十六號中左ノ通改正ス

第一條中「棉子油糟　棉子　毎百斤　金七錢」ヲ削ル

第三條　一箇年輸入原料大豆ノ使用見込高三十萬斤未滿ノモノハ前條ノ認許ヲ與ヘス

附　則

本令ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年十月一日以後輸入シ本令施行前ニ於テ輸入稅ヲ課セラレタル棉子ヲ本令施行後ニ於テ棉子油糟製造ノ原料トシテ使用スルトキハ仍從前ノ規定ニ依ル

（二）第二回改正（明治四十四年七月十四日勅令第百九十八號）

明治三十九年勅令第二百六十六號中左ノ通改正ス

第一條　關稅定率法第九條第二項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲スヘキ輸入原料品及之ニ對スル拂戻金ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

肥料	輸入原料品	拂戻金定率
一　大豆油糟	大豆	毎百斤　金四十七錢
二　胡麻子油糟	胡麻子	同　金二十一錢
三　荏胡麻子油糟	荏胡麻子	同　金十九錢
四　菜子油糟	菜子	同　金二十五錢

第三條中「輸入原料大豆」ヲ「輸入原料品毎品」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル大豆ノ拂戻金ハ從前ノ定率ニ依ル

本令ニ依リ新ニ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ原料品ニシテ本令施行前ニ輸入シタルモノニ對シテハ輸入稅ノ拂戻ヲ爲サス

（三）第三回改正（大正三年五月二十三日勅令第百三號）

明治三十九年勅令第二百六十六號中左ノ通改正ス

第一條第四號中「菜子油糟」ヲ「菜子油糟又ハ芥子油糟」ニ「菜子」ヲ「菜子又ハ芥子」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五　落花生油糟　　落花生　甲　脫殼セサルモノ　同　金二十一錢
　　乙　其ノ他　同　金二十五錢

第三條中「一箇年」ヲ「一製造場ニ於ケル一箇年」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

二品以上ノ輸入原料品ヲ使用スル場合ニ於テ其ノ一品カ前項ノ制限斤量ニ達スルトキハ他品ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六條中「其ノ名稱」ノ下ニ「種類」ヲ加フ

第九條及第十一條中「原料品ノ名稱」ノ下ニ「種類」ヲ加フ

第十三條中「輸入原料品ノ數量」ヲ「輸入原料品ノ名稱、種類、數量」ニ「副產物ノ數量」ヲ「副產物ノ名稱、數量」ニ改ム

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（四）第四回改正（大正四年十一月十三日勅令第二百九號）

明治三十九年勅令第二百六十六號中左ノ通改正ス

第一條中第四號ノ次ニ左ノ三號ヲ加フ

四ノ二	亞麻子油糟	亞麻子
四ノ三	大麻子油糟	大麻子
四ノ四	莖麻子油糟	莖麻子

附　則

本令ハ大正四年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(五)　第五回改正(大正五年四月十五日勅令第百十一號)

明治三十九年勅令第二百六十六號中左ノ通改正ス

第一條第四號ノ二乃至第四號ノ四ヲ削ル

四ノ二	亞麻子油糟	同　金二十一錢
四ノ三	大麻子油糟	同　金二十二錢
四ノ四	莖麻子油糟	同　金十二錢

附　則

本令ハ大正五年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル亞麻子、大麻子又ハ莖麻子ヲ用ヰ本令施行後一年内ニ亞麻子油糟、大麻子油糟又ハ莖麻子油糟ヲ製造スルトキハ該原料品ニ對シ仍從前ノ例ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

第二項　大正十年關稅定率法改正以後

大正十年の定率法改正に當り、第九條の規定も亦改正せられ、其の第一項を以て製造輸出品の原料、第二項を以て亞鉛華及亞鉛板竝に肥料用の原料に就ては、夫々命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の免除又は拂戻を爲すことを得るものと爲せり。仍て政府は同年五月勅令第二百三十八號を以て此等に對する免除又は拂戻率等を左の如く定め、前揭明治三十九年勅令第二百六十五號及第二百六十六號を廢止したり。

勅令第二百三十八號(大正十年五月三十日)

第一條　關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品竝輸入原料品及之ニ對スル輸入稅ノ免除又ハ拂戻ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一種

製造品	輸入原料品	拂戻率
一　硝子鏡	無色平面ノ硝子板(厚四ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク)	製造品中ノ構成量毎百平方メートル　五十六圓三十錢
	千平方センチメートルヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量毎百平方メートル　百四十二圓
	千平方センチメートルヲ超エタルモノ	製造品中ノ構成量ニ付　納付シタル從價稅ノ全部
二　掛時計又ハ置時計	金屬ヲ鍍セサル鐵線	製造品中ノ構成量ニ付　納付シタル從價稅ノ全部
	銅リボン	製造品中ノ構成量ニ付　納付シタル從價稅ノ全部
	時計用樂器	毎一箇　十七錢

三	飲食物罐詰	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤	七十錢
四	木箱用金具	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤	七十錢
五	葉鐵製ノ罐、箱又ハ甑具	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤	七十錢
六	罐入礦油又ハ罐入酒精	葉鐵	五ガロン罐毎二箇	二錢五厘
七	平紐、丸紐又ハ總類	金屬入繊絲	製造品中ノ構成量ニ付	納付シタル從價稅ノ全部
八	人造絹絲製品	人造絹	製造品中ノ構成量毎百斤	八十七圓九十錢
九	衣服	毛織物及毛綿交織物（天鵞絨、プラッシュ其ノ他ノパイル織物ヲ除ク）		
		一平方メートルノ重量百グラムヲ超エ二百グラムヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	五十二圓五十錢
		一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	三十圓
		一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エタルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	十八圓
十	洋傘	關稅定率法別表第二百九十八號ノ八ノ丙及九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物	百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エ三十五ヲ超エサルモノノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數	
			二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	十八圓三十錢
			三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	二十二圓
			四十三ヲ超エタルモノ	製造品中ノ構成量毎百斤	二十五圓八十錢
十一	硝子器	金屬ヲ鍍セサル鋼線		硝子板毎百平方メートル	四十五錢
十二	無色平面ノ硝子板（厚四ミリメートルヲ超エサルモノ）	曹達灰		製造品中ノ構成量ニ付	納付シタル從價稅ノ全部
		曹達灰		硝子器毎百斤	八錢四厘

十三	琺瑯鐵器	金屬ヲ鍍セサル鐵板（有紋ノモノ及波形ノモノヲ除ク）厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ	琺瑯鐵器毎百斤 十八錢
		曹達灰	琺瑯鐵器毎百斤 一錢
十四	纍入麥酒	曹達灰	大纍（三合以上入ノモノ）毎百打 七十九錢
十五	オルガン	オルガンリード	小纍（三合未滿入ノモノ）毎百打 五十一錢
十六	鑄鐵管	銑鐵	製造品中ノ構成量毎百斤 二十八圓
十七	アルミニウム製品	アルミニウム塊、錠、粒、條、竿及板	鑄鐵管毎百斤 八錢三厘

第二種

製造品輸入原料品免除率

一	精製糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ（骨炭濾過又ハ稅務官署ノ承認シタル之ニ代ルヘキ方法ニ依リタルモノニ限ル）	砂糖	製造品中ノ構成量毎百斤 三圓二十錢
二	氷砂糖	砂糖	和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ 毎百斤 二圓五十錢
			和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ 毎百斤 三圓十錢
			和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ 毎百斤 三圓三十五錢
		砂糖	和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ 毎百斤 一圓九十錢
			和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ 毎百斤 二圓四十錢
			和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ 毎百斤 二圓六十錢
			和蘭標本色相第二十一號未滿ノモノ 毎百斤 三圓三十錢
			和蘭標本色相第二十一號以上ノモノ 毎百斤 三圓六十錢
三	胡麻子油	胡麻子	毎百斤 七十九錢
四	荏胡麻子油	荏胡麻子	毎百斤 六十六錢

五　菜子油又ハ芥子油　菜子又ハ芥子　毎百斤　四　十　錢
六　落花生油　落花生　毎百斤　五　十　八　錢
甲　脫殼セサルモノ　毎百斤　七　十　錢
乙　其ノ他　小麥　毎百斤　七　十　七　錢
七　小麥粉（末粉ヲ含ム）　麥芽　毎百斤　二圓二十錢
八　麥酒

第二條　關稅定率法第九條第二項ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ免除スル原料品及之ニ對スル輸入稅ノ免除率ヲ定ムルコト左ノ如シ

製造品	輸入原料品	免除率
一　亞鉛華	亞鉛（塊、錠及粒）	毎百斤　三　圓
二　厚〇、二五ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板	亞鉛（塊、錠及粒）	毎百斤　三　圓
三　肥料		
イ　大豆油糟	大豆	毎百斤　七　十　錢
ロ　胡麻子油糟	胡麻子	毎百斤　二十一錢
ハ　荏胡麻子油糟	荏胡麻子	毎百斤　十　九　錢
ニ　菜子油糟又ハ芥子油糟	菜子又ハ芥子	毎百斤　二十五錢
ホ　落花生油糟	落花生	

甲　脫殼セサルモノ　毎百斤　二十一錢
乙　其ノ他　毎百斤　二十五錢

第三條　前二條ニ揭クル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用スルコトヲ得ス但シ第一條第二種製造品及前條製造品ノ製造ニ付豫メ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前二條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造ハ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル製造場ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

內國產原料品ヲ混淆使用セサル第一條第二種第一號ノ精製糖ハ同條第二種第二號ノ氷砂糖ノ製造ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸入稅ヲ追徵ス

一　輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ
二　前條第三項ノ場合ヲ除クノ外第一條ノ製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シタルトキ
三　前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
四　第一條ノ第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期間內ニ製造品ヲ輸出セサルトキ

第一號及第二號ノ製造品ニ付テハ一年
第三號乃至第八號ノ製造品ニ付テハ二年

五　第二條ノ原料品輸入ノ日ヨリ一年內ニ製造ヲ終ヘサルトキ

第五條　當該官吏ハ隨時製造場ニ就キ原料品、製造品、副產物、製造用器具機械又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第六條　當該官吏ハ原料品、製造品、副產物、藏置場又ハ製造用器具機械ニ封印ヲ施シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百六十五號及同年勅令第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ明治三十九年勅令第二百六十五號第一條ノ製造品ヲ製造シ大正十一年五月三十一日迄ニ輸出シタル者ニハ仍同令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ肥料ヲ製造シタル者ニ對シテハ仍舊令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

本勅令の發布に伴ひ同月末日大藏省令第十八號を以て、其の施行方に關して左の如く定められたり。

大正十年勅令第二百三十八號施行ニ關スル件（大正十年五月三十一日大藏省令第十八號）

第一條　大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種原料品又ハ第二條ノ原料品ヲ用キテ製造ヲ爲サムトスル者ハ製造品ノ名稱、製造場、原料品又ハ製造品ノ藏置場、一年間ニ於ケル原料品使用見込高及原料品ノ輸入手數ヲ爲スヘキ稅關名ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ承認ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ承認ハ肥料ニ付テハ一製造場ニ於テ使用スヘキ輸入原料品中一品ノ使用見込高一年三十萬斤ニ達スルモノアル場合ニ限リ之ヲ與ヘ大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種第三號乃至第六號ノ物品ニ付テハ肥料ノ製造ニ付承認ヲ受ケタル製造場ニ於テ製造スルモノニ限リ之ヲ與フルモノトス

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製造場所轄稅務署ハ前條ノ承認ヲ取消スコトヲ得

一　製造者カ大正十年勅令第二百三十八號又ハ本令其ノ他關稅ニ關スル法令ニ違反シ又ハ當該官吏ノ指揮ニ從ハサルトキ

二　肥料製造者ノ每二年ノ輸入原料品使用高ノ一年平均カ前條第二項ノ斤數ニ達セサルトキ

第三條　製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一月前ニ製造場所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第四條　輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル原料品ノ輸入申告ハ第一條ノ承認ヲ受ケタル製造者ノ名ヲ以テシ且其ノ申告書ニハ使用ノ目的製造場及藏置場ヲ附記スルコトヲ要ス

第五條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用セムトスル者ハ使用前原料品ノ名稱、種類、數量、使用ノ目的、製造場及藏置場ヲ記シタル文書ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ製造場所轄稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

大正十年勅令第二百三十八號第三條第三項ノ規定ニヨリ氷砂糖ノ製造ヲ爲サムトスル場合

ニ於テハ前項ノ輸入免狀又ハ證明書ニ代フルニ精製糖ニ對スル稅務署ノ製品檢査書ヲ以テスヘシ

第六條　大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ規定ニ依リ原料品ヲ混淆使用シテ製造ヲ爲サムトスル者ハ前條第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ混淆スヘキ他ノ原料品ノ品名、種類、數量及使用ノ割合ヲ附記スヘシ

第七條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ他ノ用途ニ供セムトスルトキ又ハ大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供セムトスルトキハ製造者ハ其ノ旨製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品又ハ製造品及副產物ハ他ノ同種ノ原料品又ハ製造品ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

第九條　製造者輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シ製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ製造品及副產物ノ名稱、種類及數量竝之ニ使用シタル原料品ノ名稱、種類及數量ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シテ檢查ヲ受クヘシ

第十條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シテ製造シタル物品又ハ副產物ヲ製造場ヨリ搬出セムトスルトキハ其ノ名稱、數量及搬出先ヲ記シタル文書ヲ以テ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十一條　大正十年勅令第二百三十八號第一條ノ製造品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ第一種品ニ在リテハ製造者ノ作成シタル製造證明書第二種品ニ在リテハ稅務署ノ製品檢查書ヲ添附スヘシ但シ第一種第二號、第七號乃至第十號及第十六號ノ製造品ニ在リテハ其ノ原料品ノ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書又拂戾率カ從價稅ニ依レルモノニ在リテハ納付シタル輸入稅額ヲ證スヘキ書類ヲモ添附スルコトヲ要ス

前項ノ製造證明書又ハ製品檢查書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一　第二種製造品ニ付テハ原料品ノ輸入免狀番號及輸入手數ヲ爲シタル稅關名

二　製造品ノ名稱及數量

三　第一種製造品ニ付テハ製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱、種類及數量第二種製造品ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱種類及數量但シ大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ規定ニ依リ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副產物ニ付テハ各原料品ノ割合

四　製造場

五　證明書又ハ檢查書作成ノ年月日

第十二條　製造者大正十年勅令第二百三十八號第二條製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ製造品及副產物ノ名稱、數量竝之ニ使用シタル原料品ノ名稱、種類及數量ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シ檢查ヲ受ケ其ノ製品檢查書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ製品檢查書ハ前條第二種品ノ檢查書ニ準シ作成スヘシ

第十三條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ用キ製造シタル第二種製造品ヲ輸出スルトキハ其ノ原料品ノ輸入手數ヲ爲シタル稅關ノ承認ヲ經由スヘシ但シ輸入手數ヲ爲シタル稅關ノ承認ヲ

受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　輸入稅ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ製造品輸出稅關ニ申請スヘシ

第十五條　製造者ハ左記事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　輸入原料品ノ名稱、種類、數量、藏置場、輸入手數ヲ爲シタル稅關及製造場ニ搬入ノ年月日

二　使用シタル輸入原料品及之ト混淆使用シタル他ノ同種ノ原料品ノ名稱、種類、數量及使用ノ年月日

三　製造品及副產物ノ名稱、數量及製造ノ年月日但シ輸入原料品ト他ノ同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副產物ニ付テハ各原料品ノ使用割合

四　第八條ノ檢查ヲ受ケタル製造品及副產物ノ名稱、數量及檢查ノ年月日

五　製造場ヨリ搬出シタル原料品、製造品及副產物ノ名稱、數量、搬出先及搬出ノ年月日

附　則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本勅令は制定後大正末年迄三回に亙り改正せられたり。第三回は大正十五年の定率法の大改正に當り、各種品目の稅率の改正せられたると、同法第九條第二項の亞鉛華・亞鉛板製造原料及一般肥料用原料に對する免稅規定が、茶鉛・亞鉛薄板竝に油又は油糟の製造原料に改正制限せられしとに伴ふものとす。

（一）第一回改正（大正十一年三月三十日勅令第七十七號）

大正十年勅令第二百三十八號中左ノ通改正ス

第一條第二種第八號ノ次ニ左ノ如ク加フ

九	銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、筒又ハ管	銅ノ塊又ハ錠	毎百斤　五圓八十錢
		銅ノ屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤　七圓
十	眞鍮又ハ青銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、筒又ハ管	銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊又ハ錠	毎百斤　五圓八十錢
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤　七圓

第四條中「第八號」ヲ「第十條」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）第二回改正（大正十四年十月一日勅令第二百九十二號）

大正十年勅令第二百三十八號中左ノ通改正ス

第一條第一種第二號中「納付シタル輸入稅ノ全部」ヲ「納付シタル輸入稅ノ全部」ニ改ム

同種第五號中「葉鐵製ノ罐、箱又ハ甑具」ヲ「葉鐵製ノ罐、箱、甑具、鈕釦、卷煙草入若ハ石鹼入又ハ葉鐵ヲ用キタル鏡」ニ改ム

同種第七號中「金屬入繊絲」ヲ「金屬入繊絲又ハ鍍金銀シタル金屬線」ニ「納付シタル輸入稅ノ全部」ヲ「納付シタル輸入稅ノ全部」ニ改ム

同種第十號中「納付シタル從價稅ノ全部」ヲ「納付シタル輸入稅ノ全部」ニ改ム

同種第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二	硝子板		
	イ　厚四ミリメートルヲ超エサルモノ	曹達灰	硝子板毎百平方メートル　四十五錢
	ロ　其ノ他	曹達灰	硝子板毎百平方メートル　七十五錢

同種第十三號中「琺瑯鐵器毎百斤　十八錢」ヲ「使用原料ニ付　納付シタル輸入稅ノ全部」ニ改ム

同種第十七號中「アルミニウム製品」ヲ「アルミニウムノ條、竿若ハ板又ハ其ノ製品」ニ改ム

同種第十七號ノ次ニ左ノ如ク加フ

十八	自動車又ハ自動自轉車用インナーチユーブ	金屬製ヴアルヴ	毎一個　納付シタル輸入稅ノ全部
十九	花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀又ハ黑檀（縞黑檀ヲ除ク）ノ製品	花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀又ハ黑檀（縞黑檀ヲ除ク）	使用原料ニ付　納付シタル輸入稅ノ全部

第一條第二種第九號及第十號ヲ左ノ如ク改ム

九	醋酸	醋酸石灰	毎百斤　四十一錢
十	硫化染料	石炭酸	毎百斤　六圓
		クロールベンゾール又ハダイクロールベンゾール	從價　三割五分
		ナイトロクロールベンゾール	
十一	銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又ハ管	銅ノ塊又ハ錠	毎百斤　七圓
		銅ノ屑又ハ故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤　七圓
十二	眞鍮又ハ青銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又ハ管	銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊又ハ錠	毎百斤　七圓
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑又ハ故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤　七圓
		亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤　三圓
十三	鉛ノ板又ハ管	鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤　四十錢
十四	絕緣電線	銅ノ塊又ハ錠	毎百斤　七圓
		鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤　四十錢

第四條第四號中「第三號乃至第十號」ヲ「第三號乃至第十四號」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ第一條第一種ノ製造品ヲ製造シ本令施行後輸出シタル者ニ對シテモ仍本令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

（三）第三回改正（大正十五年四月二日勅令第五十五號）

大正十年勅令第二百三十八號中左ノ通改正ス

第一條　關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品竝輸入原料品及之ニ對スル輸入稅ノ免除又ハ拂戻ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一種	製造品	輸入原料品	拂戻率
一	硝子鏡	無色平面ノ硝子板（厚四ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク）	使用原料ニ付毎百平方メートル　七十六圓五十錢
		イ　千平方センチメートルヲ超エサルモノ	使用原料ニ付毎百平方メートル　七十六圓五十錢
		ロ　其ノ他	使用原料ニ付毎百平方メートル　百八十五圓
二	掛時計又ハ置時計	金屬ヲ鍍セサル鐵線	製造品中ノ構成量ニ付稅ノ全部
		鋼リボン	製造品中ノ構成量ニ付稅ノ全部
三	飲食物罐詰	葉鐵	製造品中ノ構成量毎一箇二十五錢
四	木箱用金具	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤七十錢
五	葉鐵製ノ罐、箱、甑具、鈕釦、卷煙草入若ハ石鹼入又ハ葉鐵ヲ用キタル鏡	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤七十錢
六	罐入礦油又ハ罐入酒精	葉鐵	製造品中ノ構成量毎百斤七十錢
七	平紐、丸紐又ハ總類	金屬入繊絲又ハ鍍金銀シタル金屬線	製造品中ノ構成量ニ付稅ノ全部
八	人造絹製品	人造絹	製造品中ノ構成量毎百斤　百二十五圓
九	衣服	毛繊物又ハ毛綿交繊物（天鵞絨、プラッシュ其ノ他ノパイル繊物ヲ除ク）	納付シタル輸入稅ノ全部

イ　一平方メートルノ重量百グラムヲ超エ二百グラムヲ超エサルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　五十二圓五十錢

ロ　一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エサルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　六十圓四十錢

ハ　一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エタルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　三十二圓六十錢

十　洋傘　關稅定率法別表第二百九十八號ノ八ノ丙又ハ九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿纖物　百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數　二十七ヲ超エ三十五ヲ超エ四十三ヲ超エタルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　二十二圓

ロ　三十五ヲ超エ四十三ヲ超エタルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　二十二圓

ハ　四十三ヲ超エタルモノ　製造品中ノ構成量毎百斤　四十七圓

金屬ヲ鍍セサル鋼線　製造品中ノ構成量ニ付　納付シタル輸入稅ノ全部

金屬ヲ鍍セサル鐵板(全重量百分中硅素ノ重量一以上ノ硅素鋼板ヲ除ク)　硝子器毎百斤　八錢四厘

十一　硝子器　曹達灰　硝子板毎百平方メートル　四十五錢

十二　硝子板　曹達灰　硝子板毎百平方メートル　七十五錢

イ　厚四ミリメートルヲ超エサルモノ

ロ　其ノ他　曹達灰　使用原料ニ付毎百斤　一圓九十五錢

十三　琺瑯鐵器　琺瑯鐵器

イ　片面以上紺色ノモ

		曹達灰	ノ毎百斤　四十九錢
十四	罐入麥酒	曹達灰	ロ　其ノ他毎百斤　十一錢
十五	オルガン	オルガンリード	毎一箇　三圓二十錢
十六	鑄鐵管	銑鐵	製造品中ノ構成量毎百斤　二十八圓
十七	アルミニウムノ條、竿、板、線若ハ撚合線（鋼心ノ有無ヲ別タス）又ハ其ノ製品	珪瑯鐵器毎百斤	一錢
		大罎（三合以上入ノモノ）毎百打	七十九錢
		小罎（三合未滿入ノモノ）毎百打	五十一錢
		鑄鐵管毎百斤	十
十八	自動車又ハ自動自轉車用インナーチユーブ	アルミニウムノ塊、錠、粒、條、竿、板又ハ線	製造品中ノ構成量毎百斤　三圓二十錢
		金屬製ヴアルヴ	毎一箇　納付シタル輸入稅ノ全部

十九	花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀又ハ黑檀（縞黑檀ヲ除ク）ノ製品	花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀又ハ黑檀（縞黑檀ヲ除ク）	使用原料ニ付　納付シタル輸入稅ノ全部

第二種

	製造品	輸入原料品	免除率
一	精製糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ（骨炭濾過又ハ稅務官署ノ承認シタル之ニ代ルヘキ方法ニ依リタルモノニ限ル）	砂糖	
		イ　和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ	毎百斤　二圓五十錢
		ロ　和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ	毎百斤　三圓十錢
		ハ　和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	毎百斤　三圓三十五錢
二	氷砂糖	砂糖	
		イ　和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ	毎百斤　一圓九十錢

三	胡麻子油	胡麻子	毎百斤	二圓四十錢
四	荏胡麻子油	荏胡麻子	毎百斤	二圓六十錢
五	菜子油又ハ芥子油	菜子又ハ芥子	毎百斤	三圓三十錢
六	小麥粉（末粉ヲ含ム）	小麥	毎百斤	三圓六十錢
七	麥酒	麥芽	毎百斤	四圓七十錢
八	醋酸	醋酸石灰	毎百斤	四十一錢
九	硫化染料	石炭酸	毎百斤	十五圓七十錢
		クロールベンゾール又ハダイナイトロクロールベンゾール	從價	三割五分
十	銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又ハ管	銅ノ塊又ハ錠	毎百斤	七圓
		和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ	毎百斤	二圓四十錢
		和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	毎百斤	二圓六十錢
		和蘭標本色相第二十一號未滿ノモノ	毎百斤	三圓三十錢
		和蘭標本色相第二十一號以上ノモノ	毎百斤	三圓六十錢
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊又ハ錠	毎百斤	七圓
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑又ハ故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤	七圓
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤	三十九錢
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑又ハ故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤	四十一錢
		銅ノ塊又ハ錠	毎百斤	四十五圓七十錢
十一	眞鍮又ハ青銅ノ塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又ハ管	銅、眞鍮又ハ青銅ノ塊又ハ錠	毎百斤	七圓
		銅、眞鍮又ハ青銅ノ屑又ハ故（改造用ノミニ適スルモノ）	毎百斤	七圓
		銅ノ塊又ハ錠	毎百斤	七圓
十二	鉛ノ板又ハ管	鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤	三圓
十三	絕緣電線	鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤	四圓十錢
十四	鉛白、鉛丹又ハリサージ	鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤	七圓
十五	亞鉛白（酸化亞鉛及硫化亞鉛）	亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤	三圓
		鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤	四十錢
十六	白色ペーント	鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤	四十錢
		亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤	三圓
十七	亞鉛鍍鐵板	金屬ヲ鍍セサル鐵板（全重量百分中硅素ノ重量一以上ノ硅素鋼板ヲ除ク）	毎百斤	一圓九十五錢
		厚〇・七ミリメートルヲ超エサルモノ	毎百斤	一圓九十五錢

		亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤　三　圓
十八	亞鉛鍍鐵線	鐵線	從價一割八分
		亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤　三　圓
十九	錫箔	錫ノ塊又ハ錠	毎百斤　三圓七十五錢
		鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤　四　十　錢

第二條　關稅定率法第九條第二項ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ免除スル原料品及之ニ對スル輸入稅ノ免除率ヲ定ムルコト左ノ如シ

	製造品	輸入原料品	免除率
一	茶鉛	鉛ノ塊又ハ錠	毎百斤　四　十　錢
二	厚〇・一七ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板	亞鉛ノ塊、錠又ハ粒	毎百斤　三　圓
三	油　落花生油	落花生	毎百斤　一圓二十五錢
		イ　脫殼セサルモノ	毎百斤　一圓八十錢
		ロ　其ノ他	
四	油糟		
	イ　大豆油糟	大豆	毎百斤　七　十　錢
	ロ　胡麻子油糟	胡麻子	毎百斤　十　一　錢
	ハ　荏胡麻子油糟	荏胡麻子	毎百斤　十　一　錢
	ニ　菜子油糟又ハ芥子油糟	菜子又ハ芥子	毎百斤　四　十　五　錢

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ノ輸入申告者ヨリ輸入稅ヲ追徵ス但シ第四號及第五號ノ場合ニ於テ其ノ期間內ニ輸入原料品又ハ其ノ製造品カ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ

二　前條第三項ノ場合ヲ除クノ外第一條ノ製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シタルトキ

三　前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

四　第一條第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期間內ニ製造品ヲ輸出セサルトキ

第一號及第二號ノ製造品ニ付テハ一年

第三號乃至第十九號ノ製造品ニ付テハ二年

五　第二條ノ原料品輸入ノ日ヨリ一年內ニ製造ヲ終ヘサルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ第一條第一種ノ製造品ヲ製造シ本令施行後輸出シタルモノニ對シテハ仍從前ノ例ニ依リ輸入稅ノ拂戾ヲ爲ス

又施行に關する大藏省令も大正十四年十月及十五年四月の兩回に左の如く改正せられたり。

（一）第一回改正（大正十四年十月一日大藏省令第二十號）

大正十年大藏省令第十八號中左ノ通改正ス

第十一條中「第一種第二號、第七號乃至第十號及第十六號」ヲ「第一種第二號乃至第十號、第十三號、第十六號、第十八號及第十九號」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）第二回改正（大正十五年四月二日大藏省令第十八號）

大正十年大藏省令第十八號中左ノ通改正ス

第一條第二項中「肥料ヲ」「落花生油又ハ油糟」ニ「第三號乃至第六號」ヲ「第三號乃至第五號」ニ改ム

第二條第二號中「肥料ヲ」「落花生油又ハ油糟」ニ改ム

第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品又ハ其ノ製造品ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ原料品ノ輸入申告者ハ其ノ事實ヲ原料品ノ輸入手數ヲ爲シタル稅關ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ稅關ハ亡失シタル地ノ所轄稅務署又ハ警察官署ノ亡失證明書ヲ前項申告ノ際提出セシムルコトヲ得

第十一條中「第二號乃至第十號、第十三號」ヲ「第二號乃至第十四號」ニ改ム

第十五條第四號中「第八條」ヲ「第九條」ニ改メ同條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　原料品、製造品又ハ副產物ニシテ製造場ニ於テ亡失シタルモノアルトキハ其ノ名稱、種類、數量、亡失ノ事由及其ノ年月日

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七款　船舶の建造又は修繕用品の免稅

造船事業奬勵の爲め船舶建造用品に對して輸入稅の拂戻を爲したるは、明治三十九年の定率法第九條第一項に基づく同年勅令第二百六十五號第一條第二種に『造船奬勵金ヲ受ケサル鑑船船舶檢査法第一條第一號乃至第四號船舶ヲ除ク』と掲記し、鐵及銅の輸入稅拂戻を規定したるに過ぎりしが、尋いで四十三年改正の定率法に於ては第十條を以て『輸入製品ニシテ內國ニ於テ製造スル船舶ニ備付ケ又ハ取付ケ輸入ノ日ヨリ二年以內ニ該船舶ト共ニ輸出スルモノハ輸入稅ヲ免ス』と規定したり。斯くの如く當初の規定は何れも輸出を條件として戻稅又は免稅を爲すの制度なりしが、大正十年の定率法改正に當り之を製造免稅制度に擴張し、船舶の建造又は修繕に使用する鐵鋼材、艤裝品、同部分品、機關又は同部分品は命令の定むる所に依り輸入稅を免除せらるることとなれり。而して右に關する命令は大正十年五月勅令第二百三十九號を以て左の如く公布せられ、同時に大藏省令第十九號を以て同勅令の施行に關する件の制定ありたり。

勅令第二百三十九號（大正十年五月三十日）

第一條　關稅定率法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ免除スル物品ハ左ノ各號ニ揭クルモノニシテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ニ使用スルモノニ限ル

一　鐵鋼材（船體用、機關用又ハ艤裝品用ノモノニ限ル）

鋼塊及鋼片（鍛造用ノモノ）

條及竿（テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノ及タービンブレーデイングヲ含ム）

板

筒及管（鑄タルモノヲ除ク）

二　艤裝品

操舵用テレモーター及テレモーター付操舵裝置水壓式支水隔壁戶及其ノ裝置

ウエリン式ボートダビツト及其ノ裝置

クレートン式消火消毒裝置

クロノメーター

厨房裝置

洗濯裝置

三　機關部分品

タービン用ノフオージドインゴツト、フオージドデイスク、フオージドリング、ホロープルーム、ロートルドラム及エキスパンシヨンリング

コルゲーテツドボイラーフアーネスチユーブ

ハウデン式フアーネスフロントマツクネール式ノマンホールドア及マンホールドアサツドルプレート

四　新規發明品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル特殊ノ物品ニシテ遞信大臣ノ認許ヲ得タル艤裝品、艤裝品部分品、機關又ハ機關部分品

第二條　前條ニ揭クル物品ヲ使用シテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ヲ爲ス者ハ大藏大臣ノ定ムル事項ニ付豫メ管海官廳ノ承認ヲ受ケ其ノ承認書ヲ輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル物品ノ輸入手數ヲ爲ス稅關ニ提出スヘシ承認ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三條　前條ニ規定スル者其ノ工場又ハ藏置場ニ稅關官吏ノ常時派出ヲ受クル場合ニ於テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ納付スヘシ

第四條　第二條ニ規定スル者ハ船舶ノ建造又ハ修繕ノ工事施行ニ付テハ管海官廳、輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ノ取扱ニ付テハ稅關長ノ監督ヲ受クヘシ

第五條　船舶ノ建造又ハ修繕竣リタルトキハ第二條ニ規定スル者ハ其ノ旨管海官廳ニ申告シテ承認ヲ受ケ承認書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入申告者ヨリ輸入稅ヲ追徵ス但シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ稅關長ノ認許ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一　承認ヲ受ケタル物品ヲ當該船舶ノ建造ニ使用セサルトキ

二　承認ヲ受ケタル竣工期限迄ニ船舶ノ建造竣ラサルトキ

三　承認ヲ受ケタル期間内ニ修繕ニ使用スヘキ物品ヲ使用セサルトキ

第七條　管海官廳又ハ稅關長ハ第二條ニ規定スル者ニ對シ船舶ノ建造又ハ修繕ニ關シ調査又ハ監督ニ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

當該官吏ハ隨時工場若ハ藏置場ニ就キ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ檢查シ又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第八條　海軍工作廳ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ第一條ノ規定ヲ除クノ外本令ヲ適用セス

海軍工作廳ニ非サル場所ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ本令中管海官廳ノ職務ハ海軍官憲之ヲ行フ但シ其ノ建造又ハ修繕ニ使用スル官給品ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九條　本令中大藏大臣及遞信大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年勅令第二百三十九號施行ニ關スル件（大正十年五月三十一日大藏省令第十九號）

第一條　大正十年勅令第二百三十九號第二條ニ依リ管海官廳ノ承認ヲ受クヘキ事項左ノ如シ

甲　船舶ノ建造ヲ爲サムトスル場合

一　建造セムトスル船舶ニ使用スヘキ物品ノ種類及數量

二　前號ノ物品中輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類及數量

三　工場ノ名稱及位置

四　起工日及竣工期限

乙　船舶ノ修繕ヲ爲サムトスル場合

一　各工場ニ於テ一定期間内ニ修繕ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

二　前號ノ物品中輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類及數量

三　工場ノ名稱及位置

第二條　大正十年勅令第二百三十九號ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル物品ノ輸入申告ハ同勅令第二條ニ依リ管海官廳ノ承認ヲ受ケタル者ノ名ヲ以テシ且其ノ申告書ニハ承認書ノ番號ヲ附記スヘシ

第三條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ハ稅關ノ承認シタル場所ニ之ヲ藏置シ他ノ物品ト混淆セシメサルコトヲ要ス

前項ノ物品ヲ使用セムトスルトキハ稅關官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　大正十年勅令第二百三十九號第六條但書ノ規定ニ依リ輸入免許ノ取消又ハ輸入稅ノ追徵ヲ爲ササル場合左ノ如シ

一　承認ヲ受ケタル物品ヲ他ノ承認ヲ受ケタル用途ニ使用スル爲メ稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

二　承認ヲ受ケタル竣工期限ノ延長ニ付稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

三　修繕ニ使用スヘキ物品ヲ次期ニ繰越使用スル爲メ稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

前項各號ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ豫メ當該物品ノ名稱、數量及同勅令第二條ニ依ル承認書ノ番號ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告スヘシ

第五條　大正十年勅令第二百三十九號第二條ニ規定スル者ハ工場毎ニ帳簿ヲ備ヘ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付左記事項ヲ記載スヘシ

一　工場ニ搬入シ又ハ工場ヨリ搬出シタル物品ノ種類、數量、輸入手數ヲ爲シタル稅關、搬出入ノ年月日及搬出先

二　使用シタル物品ノ種類、數量、用途及之ヲ使用シタル船舶名

三　建造又ハ修繕シタル船舶名、其ノ竣工年月日、國籍、所有者及總噸數又ハ排水噸數

附　則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本省令ハ大正十五年四月ニ至リ左ノ如ク改正せられたり。

大藏省令第十九號（大正十五年四月十五日）

大正十年大藏省令第十九號中左ノ通改正ス

第一條中甲號以下ヲ左ノ如ク改ム

甲　船舶ノ建造ヲ爲サムトスル場合

一　船舶ノ製造番號及種類

二　輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル物品ノ種類及數量

三　工場ノ名稱及位置

四　起工期日及竣工期日

乙　船舶ノ修繕ヲ爲サムトスル場合

一　各工場ニ於テ一定期間內ニ特定セサル船舶ノ修繕ニ使用セムトスル物品ニシテ輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類及數量又ハ特定セル船舶ノ修繕ニ使用セムトスル物品ニシテ輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類、數量、船舶ノ名稱、種類、修繕ノ著手期日及竣工期日

二　工場ノ名稱、位置及修繕ヲ爲スヘキ場所

第四條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　一定期間內ニ特定セサル船舶修繕ニ使用スヘキ物品ヲ次期ニ繰越使用スル爲稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

第五條中第一號以下ヲ左ノ如ク改ム

一　工場ニ搬入シ又ハ工場ヨリ搬出シタル物品ノ種類、數量、輸入手數ヲ爲シタル稅關、輸入免狀番號、搬出入ノ年月日及搬出先

二　使用シタル物品ノ種類、數量、用途及之ヲ使用シタル船舶ノ製造番號又ハ船舶名竝右ニ關スル承認書ノ種類及番號

三　建造又ハ修繕シタル船舶ノ製造番號又ハ船舶名、其ノ起工又ハ著手及竣工ノ年月日、國籍、所有者、種類、資格、總噸數又ハ排水噸數竝機關ノ種類及個數但シ潛水艦ニ付テハ排水噸數竝

機關ノ種類及箇數ヲ除ク

附　則

本令ハ大正十五年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ管海官廳ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

又前揭勅令第三條に依る稅關官吏の常時派出手數料に就ては大正十年八月大藏省令第二十八號を以て左の如く定められたり。本手數料に關しては爾後大正末年に至る迄何等改正せらるることなかりき。

大正十年勅令第二百三十九號第三條ニ依ル手數料（大正十年八月二日大藏省令第二十八號）

一　派出スル稅關官吏　　每一人一月迄每ニ　七十圓

手數料ハ之ヲ前納スヘシ但シ最初ノ一箇月分ハ稅關カ派出ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ十日以內ニ之ヲ納付スヘシ

手數料納付後稅關官吏派出ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ派出セサル月分ニ限リ之ヲ還付ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節附表

第一表　輸入稅戻稅及免稅額累年表

年次	輸入稅戻稅額	肥料原料品拂戻額	合計	年次	輸入稅戻稅額	肥料原料品拂戻額	合計
大正二	外六、七三二、一九七 七五一 円	一九九、五五〇 円	外六、九三四、一四七 七五一 円	大正一〇	一、二八五、三四三 円	三一〇、五九三 円	一、四九五、九三六 円
三	外五、六五一、一三一 二九	二三三、七一四	外六、八七四、八四五 二九	年			
四	四、四三五、八五四 外一一、二五九	四九四、九二六	四、九三〇、七六〇 外一一、二五九				
五	三、八一六、四六七 外六、六五〇	六〇五、四八九	四、四二一、九五六 外六、六五〇				
六	三、八九三、五三八 外一、二六五	四五五、二八四	四、三四八、八二三 外一、二六五				
七	六、三六四、四九五 外 四四	五一〇、六五六	六、八七五、五一 外 四四				
八	五、五九二、三六八	四七一、八一四	六、〇六四、一八二				
九	四、四四一、一〇一	三〇〇、一〇〇	四、七四一、二〇一				

（備考）一、大正十年以前の免稅額及戻稅額の內譯調査を缺く。

二、外書は稅務監督局取扱の分とす。

三、大正十一年及十二年（一月より八月迄）分は橫濱稅關關係の分を除外す。

四、＊印は戻稅額とす。

第二表　再輸出を條件とする免稅品累年表（關稅定率法第八條に依る分）

年次	區別	加工の爲輸入したる物品	輸入貨物の容器	輸出貨物の修繕の爲輸入したる物品	學術研究の爲輸入したる物品	合計
大正五年	輸入（供託）價額	七七、九一四 円	四七、三一九 円	二五、九二二 円	一四〇 円	二、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	二九、〇〇三	九、四五六	六、三八七	五六	二三〇、三八一
大正六年	輸入（供託）價額	七〇、九三四 円	四七、三一九 円	二五、九二二 円	一四〇 円	二、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	二八、五七三	九、四五六	六、三八七	五六	二三〇、三八一
大正七年	輸入（供託）價額	一二〇、九七三 円	二、九一九 円	一、三五一 円	一、〇〇〇 円	三、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	二八、五五七	一、一六七	五四〇	四〇〇	一八、四二〇
大正八年	輸入（供託）價額	九二、二七五 円	二、九一九 円	一、三五一 円	一、〇〇〇 円	三、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	一八、四二〇	一、一六七	五四〇	四〇〇	一八、四二〇
大正九年	輸入（供託）價額	四二、七三九 円	二、九一九 円	一、三五一 円	一、〇〇〇 円	三、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	一六、八九六	一、一六七	五四〇	四〇〇	一八、四二〇

年次	區別	試驗の爲輸入したる物品	注文取集の爲製作見本として輸入したる物品	巡回興行者の輸入したる興行用物品	博覽會等に出品する爲輸入したる物品	合計
大正五年	輸入（供託）價額	二、〇五九、九五四 円	二、九一九 円	一、三五一 円	一、〇〇〇 円	三、〇五九、九五四 円
	輸入（供託）稅額	二三〇、三八一	一八、四二〇	一八、四二〇	四〇〇	四二、七三九

再輸出 價額	一、五八四、四九三円	三二、二三〇円	三、八六四円	六六、八七二円	四七一円	三、一六〇円	二〇七、八四七円	—円	四五、六二二円	—円	一、九六三、五五七円
再輸出 免税額	一一九、四八〇	六、九七九	六、〇〇〇	一四、一四二	二五六	四〇二	一五、一八七	—	一七、五八一	—	一八〇、〇三七
大正六年 輸入 價額	六九六、八三〇	二四三、一八六	一七、〇六四	一四四、八四五	五〇〇	五一七、五三七	九六、五〇七	—	一〇、一九七	—	一、七二六、六六三
大正六年 輸入 供託税額	八二、〇二八	三二、四一九	一、八〇三	三一、七三八	二五〇	五一、六五〇	一九、五〇一	—	二、七九五	—	三三三、一七四
大正六年 再輸出 價額	一、〇九九、一五七	一六四、九五六	七、五一六	三七、四三九	—	—	二七、六二一	—	二三、八三九	—	一、三六〇、五三六
大正六年 再輸出 免税額	八二、三三八	三〇、九八二	一、五九一	一三、二二〇	—	—	八、八一四	—	五、七二一	—	一四一、六三六
同七年 輸入 價額	六一六、五七〇	一一〇、五八五	一四二、三六七	一六二、九〇四	—	一、一〇九、四八五	六四、五一五	—	五、八四四	—	二、二二一、二七〇
同七年 輸入 供託税額	六〇、二五三	一五、二九一	一七、九六五	二三、九四四	—	一七九、一一七	七、九〇六	—	七四一	—	三〇五、二一七
同七年 再輸出 價額	八八八、三四七	一八、四一四	八三、五四四	八五、二八六	五〇〇	一一九、八一四	二七、二三九	—	六、九四八	—	一、二三〇、〇九二
同七年 再輸出 免税額	四八、九一六	三、三九四	一七、八四二	一〇、八二〇	二五〇	三六、〇〇五	五、四四六	—	一、二六三	—	一三三、九三三
同八年 輸入 價額	八二六、九九四	一五七、一八五	九八、七〇三	一七四、六七一	三三一	二、五八三、六九六	七八四、三六八	—	四五、五七〇	—	四、六七一、五一八
同八年 輸入 供託税額	六七、七四五	一〇、五一二	四、六八八	二八、一三三	一二四	五九九、五六八	四三、七六〇	—	二、四三六	—	七五六、九六五
同八年 再輸出 價額	九八三、二六六	九〇、二三八	五五、三八一	一三九、一四八	三三一	九二七、六一九	三三三、一五〇	—	一九、一〇四	—	二、五四八、二三七
同八年 再輸出 免税額	四三、六八〇	一六、〇二一	二、二七七	二〇、六三四	一二四	二七三、五八七	一九、二六〇	—	一、二一三	—	三七六、七八六
同九年 輸入 價額	六二二、一八四	一二四、七四六	一七一、〇六五	一二四、八二六	一、二七五	三、九四二、三〇八	八一四、〇三〇	—	七、五二〇	六〇	五、七九八、〇〇四
同九年 輸入 供託税額	五三、五六二	一五、五四一	一九、五二七	一八、四四八	四一三	六六二、三三二	五五、三七四	—	二、五五三	—	八二七、七三七
同九年 再輸出 價額	一、二二三、三四九	四二、九七九	二一、四七八	一三八、九八七	一、二七五	一、〇九八、八三九	四二七、一五七	—	九、一七八	—	二、九五三、二四三
同九年 再輸出 免税額	五九、六五一	七、八一〇	一、〇五三	一五、九六八	四一三	三一九、六六五	八、七一七	—	二、〇五三	—	四一五、三三八
同十年 輸入 價額	二六七、八〇三	一一三、五七一	九、八七一	一三八、六五三	二、九四一	二、四一二、六九八	六九〇、四六三	—	三一、三一三	三、八〇五	三、六七〇、一一八
同十年 輸入 供託税額	三七、〇一七	二一、四九四	二、〇〇二	二五、二二二	五〇九	五三二、六九二	六〇、六七四	—	五、三二一	一七	六八五、〇八八
同十年 再輸出 價額	三七七、三九七	一三三、九九八	一一、七八四	一〇二、六九五	三九三	一、〇四六、七二四	一三五、二一五	—	二、八〇七	二、三三二	一、八〇二、三三四
同十年 再輸出 免税額	五五、〇一四	二五、一六六	二、三〇〇	一六、一九四	一六八	三二四、二六〇	三五、九五五	—	一、一一三	—	四六〇、一七九
同十一年 輸入 價額	一五〇、四一七	四六、九一三	三九、八二四	一四三、八二〇	—	二、一一三、七〇八	二、四〇三、〇五九	—	一、四三五	四四	四、八九九、二三〇
同十一年 輸入 供託税額	二〇、三四二	九、六三九	五、六二六	二三、〇五三	—	四〇三、六七三	一三五、二六一	—	三四六	一八	五九七、九五八
同十一年 再輸出 價額	九二、八七五	四六、一五四	三八、七九九	一〇三、五四一	—	五二、七七四	八七一、七七六	—	—	—	一、二〇四、九一九
同十一年 再輸出 免税額	二、二六四	六、六二〇	二、九六九	二〇、二三一	—	八、一七二	五三、六三七	—	—	—	一二一、八九三
同十二年 輸入 價額	四四四、七七二	一八四、二七九	一三、六二三	三〇六、七一四	五三〇	一、九六四、三一八	一、一〇三、〇四〇	—	五、〇三三	一、五九四	四、〇三三、八九三
同十二年 輸入 供託税額	七四、四三五	三六、八七五	一、一二八	三八、七三六	一五四	四一五、六三九	六四、三三五	—	八四三	三八一	六三三、四〇六
同十二年 再輸出 價額	四八、四二五	三四、〇八七	一一、八五九	一七七、四二三	—	一二九、〇五七	九四三、六六三	—	三、〇〇〇	一三三	一、三四六、六三五
同十二年 再輸出 免税額	一四、四五四	六、八四七	一、〇九一	一八、九二〇	—	一五、二八一	六九、六九八	—	三五一	六三	一三六、七〇五
同十三年 輸入 價額	二七一、一六五	一七四、三一八	二七、二六七	四三、六二三	二、三三八	二、九五〇、二六七	一、六七三、八八七	—	九三三	一〇	五、一六一、七八六
同十三年 輸入 供託税額	七二、八六八	三七、九八二	三、〇五五	六、八〇七	三、三九九	三九九、七七二	一六九、七四五	—	一六九	四	六九三、八〇二
同十三年 再輸出 價額	一三三、二二一	一五三、三六一	二六、三七〇	六七、二一四	一、〇五〇	二七七、九二五	三六二、三三四	—	九三三	一〇	一、〇三三、三八七
同十三年 再輸出 免税額	一九、七二三	二三、〇五八	二、二一九	八、八四一	四、九〇四	五八、四九二	五九、六五五	—	一六九	四	一七七、〇六五
同十四年 輸入 價額	六八三、三三三	七六、五九三	七、五四〇	八二、四六二	九八七	三、二三〇、七〇三	六一〇、八六〇	—	一三、八九四	九二、六三一	四、七九九、〇〇三
同十四年 輸入 供託税額	一三九、一〇七	一五、二九二	二、六四二	一四、四九三	八〇三	七八七、六六〇	一六八、四一〇	—	三、一一一	七一、〇九〇	一、二〇三、六〇八
同十四年 再輸出 價額	二五九、一一三	九一、八二三	九、五九七	六七、六六九	一、〇二三	一、四七五、三五一	一六六、二二二	—	三、四九三	一〇、九八九	二、〇八五、二七八
同十四年 再輸出 免税額	四四、六三七	一八、三六一	二、七四八	一〇、一〇八	三三三	四二二、一五九	五九、八四八	—	一、九四八	一〇、三七八	五七〇、五三〇
同十五年昭和元年 輸入 價額	六五三、一三七	一三、一九三	一七四、八四九	五八、一六五	五、三五三	二、六七四、二三七	六八四、五三四	一、八二六	一、〇〇〇	五五、五三〇	四、三三〇、八一四
同十五年昭和元年 輸入 供託税額	一三一、六八四	二、四二四	一三、六七一	一四、三一七	二、五九二	九四三、三三一	二三九、八四三	一、一八五	四〇〇	五一、三九八	一、五〇九、八四五
同十五年昭和元年 再輸出 價額	二二一、五五〇	四六、〇〇五	一三九、三三九	五二、〇〇〇	三、八四六	一、二八一、七七九	一二〇、三二九	一、七九七	一、三〇〇	三一、四七四	一、八七九、四〇九
同十五年昭和元年 再輸出 免税額	三三、八二〇	九、一八七	四一、六〇〇	一〇、三三〇	二、二三二	三三四、七六四	六八、九七〇	一、一六四	二六四	二九、〇四三	五三一、三六三

（備考）一、大正四年以前の調査を缺く。
二、大正十一年及十二年分中には横濱税關の分を包含せず。

第三表　製造輸出を條件とする輸入原料品（關税定率法第九條）及船舶建造又は修繕用品（同上第十條）に對する戻税・免税額累年表

年次	關税定率法第九條該當免税及戻税額 大正十年勅令第二三八號第一條第一種品戻税額	同上第二種品免税額	同上第二條品免税額	同上第十條該當免税額 大正十年勅令第二三九號品免税額
大正一〇	一七八円	二、八九八、九〇一円	一、〇一〇、九三七円	四五七、六五二円
一一	一一、七三八	三、七五八、八七八	一、二二五、六三五	一、七九六、五五〇
一二	五四、七〇七	五、一〇四、二五三	一、四八八、九五七	一、四二四、二五一
一三	六六、九九九	七、〇〇五、五一七	一、五三七、三八〇	三九五、二四六
一四	七五、六九七	一〇、七二四、八四一	三、一三五、一五〇	五三三、二一五
一五	二三二、八七三	一四、五四〇、二五七	三、四八四、〇六三	七二七、一四三

(備考) 一、大正十年は六月より十二月までの分。
二、大正十一年及十二年(一月より八月迄)分には横濱税關關係の分を除外す。

第四表 輸入税戻税及免税表(大正十五年 昭和元年分)

種別		數量	戻税金額	免税金額
製造輸出を條件として戻税を受くる輸入原料品の戻税			円	円
硝子鏡	無色平面の硝子板	一三六、三三八平方米	七九、八二〇	—
飲食物罐詰	葉鐵	八六、八〇三斤	六〇八	—
木箱用金具	葉鐵	一三三、四六四	九三四	—
葉鐵製の罐、箱、瓶具、鈕、釦、巻煙草入、石鹸入又は葉鐵を用ひたる鏡	葉鐵	一五一、五三六斤	一、〇六一	—
罐入礦油又は罐入酒精	葉鐵	一〇、〇〇〇罐個	一三五	—
平紐丸紐又は絲類	金属入織絲又は鍍金銀したる金属線	—	三、七七八	—
人造絹絲製品	人造絹	一五、九三三斤	一四、一四六	—

種別		數量	戻税金額	免税金額
硝子器	曹達灰	七、九六五、三三三斤(硝子器)	六、六八六	—
琺瑯鐵器	金属を鍍せざる鐵板	五、五六二、六五五斤	八八、三二八	—
	酸化コバルト	九九一、二五一	一、七三九	—
	曹達灰	三、一一三、七七五	三〇四	—
罎入麥酒	曹達灰	大 五〇二、八五四打 小 五八、五〇四	三、九七〇 二九八	— —
オルガン	オルガンリード	六〇斤	一七	—
アルミニウムの條、竿、板線、撚合線又は其の製品	アルミニウム塊、錠、粒、條、竿、板又は線	七五七、七二一	二四、二四四	—
自動車又は自動自轉車用インナーチューブ	金属製ヴァルブ	三二、一九二	六、九二七	—
合計		—	二三二、八七五	—
製造輸出を條件として免税せらるる輸入原料品の免税				
精製糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの	砂糖	三〇一、三八八、六三七斤	—	九、九二四、九五七
氷砂糖	砂糖	七、八七八、〇〇一	—	二〇二、四三三
荏胡麻子油	荏胡麻子	九、二〇九、五七九	—	六〇、七八三
菜子油又は芥子油	菜子又は芥子	七八、〇三三、三八六	—	三三二、一三三
小麥粉	小麥	二三八、五四〇、一四六	—	三、一三八、〇〇〇
醋酸	醋酸石灰	二九、六七一	—	一三三
硫化染料	石炭酸	一三、六〇〇	—	一、五六三
	クロールベンゾール又はダイナイトロクロールベンゾール	二二、三一三	—	二、七七四
銅の塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又は管	銅の塊又は錠、屑又は故	三、四九三、六一四	—	二三〇、七一六
眞鍮又は青銅の塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又は管	銅、眞鍮又は青銅の塊又は錠、眞鍮屑又は故	七、八九三、四五四	—	五二一、三三九
	亞鉛の塊、錠又は粒	一、九四五、〇七五	—	五八、三三二
鉛の板又は管	鉛の塊又は錠	一、〇二六、〇四三	—	一〇、一〇一
絶縁電線	銅の塊又は錠	一、〇八三、二七六	—	六八、二八一
	鉛の塊又は錠	八八、六五七	—	三三五
鉛白、鉛丹又はリサージ	鉛の塊又は錠	三八〇、二七〇	—	一、五三二
亞鉛白	亞鉛の塊、錠又は粒	二二四、三五一	—	六、七三〇

胡麻子油	大豆精	亞鉛板	亞鉛華	亞鉛鍍	製造を條件として免稅せらるる輸入原料品の免稅	合計 稅額
四〇、七六、三一	五七、九五	四、六四、七三斤				
						一円
一、八六、六三	一五、二四〇	一三、五二				一四、五八円

第五表（イ）製造輸出を條件として戻稅を受くる輸入原料品戻稅額表（第六十條第一項第一三八號（昭和元年勅令第二十五年分））

飲食物嗜品	掛時計又は置時計	硝子製品	製造品 名稱	製造品 數量	製造品 價額	原料品 名稱	原料品 數量	戻稅額 數量	戻稅額 金額
五七〇、三打	—	七、七三、四七瓦	硝子製品 鏡	七、五六、三五瓦	一、四五、七二円	硝子板 其の他 無色平面 超手方センチメートル 二六、四三平方米	二五、七二平方米	二五、七二平方米	六、八七円
						其の他 手方米	三七、五七平方米	六、四三平方米	一、三五
三、五二、七三	—	一、三五、三五瓦	硝子製品	一、三五、三五瓦	一、四五、七二円	硝子板 其の他 無色平面 超手方センチメートル 二六、四三平方米	二五、七二平方米	二五、七二平方米	六、八七円
						其の他 手方米	三七、五七平方米	六、四三平方米	一、三五
七五、三五斤	—	—	時計用發條	—	—	金屬を鍍せざる鐵線	—	—	—
	—	—	時計用ボリンダー	—	—	金屬を鍍せざる鐵線	—	—	—
	—	—	金屬を鍍せざる鐵線	—	—	金屬を鍍せざる鐵線	—	—	—
	—	—	硝子板 其の他 無色平面 超手方センチメートル 二六、四三平方米	—	—	硝子板 其の他 無色平面 超手方センチメートル 二六、四三平方米	—	—	—
						其の他 手方米	三七、五七平方米	六、四三平方米	一、三五
八、八三斤	—	—	曹達灰	—	—	曹達灰	—	—	—

琺瑯鐵器	硝子製品 鏡	硝子板	硝子製品 傘	洋傘	衣服	人造絹製品	平組丸組又は總類	罐入蔬菜又は罐入酒精	入葉若は石の纏縺、入又は葉莖を用ゐたる卷煙草	木	竹	金具
七、七三五、四七斤	七、五六、三五瓦	—	—	—	—	—	—	一〇、〇〇〇個	—	二一、七〇打		
三、三五二、七三五	一、三五、三五瓦	—	—	—	—	六二、九三	三五、三四五	三五、〇〇〇個	二〇、三五	五二、七七		

曹達灰	酸化コバルト	硝子製品 鏡	金屬を鍍せざる鐵線	洋傘	綿織物	毛織物及絹織物	人造絹製品	平組丸組又は總類	罐入蔬菜又は罐入酒精	入葉若は石の纏縺、入又は葉莖を用ゐたる卷煙草	木	竹	金具
三、二五三、七五斤	(ロ) 其の他	八、九六、四三瓦	六、三七	—	—	—	一、七五斤	—	一〇、〇〇〇個	〇、〇一	三、七七	四、一四五	九三
—	(イ) 片面以上紺色のもの	七、四六、六五斤	八、三七	—	—	—	一、七五斤	—	一〇、〇〇〇個	〇、〇一	三、七七	四、一四五	九三
—	(ロ) 其の他	八、九六、四三瓦	六、六	—	—	—	六二、九三	三五、三四五	三五、〇〇〇個	二〇、三五	五二、七七	四、一四五	九三
—	(イ) 片面以上紺色のもの	七、四六、六五斤	八、三七	—	—	—	一、七五斤	—	一〇、〇〇〇個	〇、〇一	三、七七	四、一四五	九三
—	(ロ) 其の他	八、九六、四三瓦	六、六	—	—	—	六二、九三	三五、三四五	三五、〇〇〇個	二〇、三五	五二、七七	四、一四五	九三

鑪入麥酒 大	五二一、五三六打	二、一五七、五三九円	曹達灰 大	五二一、五三六打	五〇二、八五四打	三、九七〇円
鑪入麥酒 小	五六、五二六打	一八二、二二五	曹達灰 小	五六、四八六打	五八、五〇四箇	二九七
オルガン	二〇四箇	一六、二二八	オルガンリード	一七斤	六〇斤	一六
鑄鐵管	—	—	銑鐵	—	—	—
アルミニウムの條、竿、板、線若は撚合線又は其製品	五八四、六二六斤	七七一、三一六	アルミニウム塊、錠、粒、條、竿、板又は線	五八五、〇五六斤	七九七、七一一斤	二四一、二四三
自動車又は自動自轉車用インナーチューブ	三一、一九二箇	一八一、九三二	金屬製ヴアルブ	三一、一九二箇	三一、一九二箇	六、九二七
花梨木、鐵刀木、黄楊木、紅木、紫檀又は黒檀の製品	—	—	花梨木、鐵刀木、黄楊木、紅木、紫檀又は黒檀	—	—	—
計	—	一三、一九〇、七二一		—	—	二三二、八七三

第五表(ロ) 製造輸出を條件として免稅せらるる輸入原料品免稅額表(大正十年勅令第二三八號)(大正十五年第一條第二種品)(昭和元年分)

製造品 名稱	製造品 數量	製造品 價額	原料品 名稱	原料品 數量	副產物 名稱	副產物 數量	副產物 價額	免稅額 數量	免稅額 金額
精製糖、角砂糖、棒砂糖、其の他類似のもの	三〇〇、七七二、八三一斤	三五、〇一二、八七三円	砂糖 第十一號未滿のもの	五六八、〇六八斤	糖蜜	一四、八三二斤	五九二円	五六三、八三三斤	一三、九三五円
			砂糖 第十五號未滿のもの	三〇五、五三八、九八三	糖蜜	九、六九五、〇〇〇	四七二、六八三	二八六、四八四、四六二	九、四三七、三九一
			砂糖 第十八號未滿のもの	一四、〇六六、四〇四				一四、三四〇、三四二	四七三、六六九
氷砂糖	三、九六七、一六三	七九五、六一九	砂糖 第十一號未滿のもの	—	糖蜜	—	—	—	—
			砂糖 第十五號未滿のもの	五、一五一、三三六	糖蜜	三、〇〇四、六五六	四二四、七七五	六、五七〇、三七六	一五七、六八八
			砂糖 第十八號未滿のもの	四五、九八六				七八、一五九	二、〇三二
			砂糖 第二十一號未滿のもの	四六七、四七七				四六七、四七七	一五、四三六
			砂糖 第二十一號以上のもの	七六一、九八九				七六一、九八九	二七、二八四

胡麻子油	—	—	胡麻子	—		—	—	—	—
花胡麻子油	三、一三九、〇一三	一、二二六、九〇三	花胡麻子	九、二〇九、五七九	花胡麻子油糟	四、六四二、〇〇三	三五一、〇七八	九、二〇九、五七九	六〇、七八三
菜子油又は芥子油	二、九三六、三三五	五、七七七、五三九	菜子又は芥子	七八、九九五、一六九	菜子又は芥子油糟	四六、五九五、六一七	三、三四一、六九四	七八、〇三三、三八六	三三二、一三三
小麥粉(末粉を含む)	一六四、六三二、二〇七	一九、二七七、一七一	小麥	二三五、八一六、六〇三	麩	五四、四四五、八五四	二、七三五、九八一	二三八、五四〇、一四六	三、一三八、〇〇〇
麥酒	—	—	麥芽	—		—	—	—	—
醋酸	一四、九八五	五、九一四	醋酸石灰	二九、六七一		—	—	二九、六七一	一三一
硫化染料	一三六、五〇〇	三〇、七九七	石炭酸	一三、六〇〇		—	—	一三、六〇〇	一、五六二
			クロールベンゾール又はダイナイトロクロールベンゾール	三三、三一三		—	—	三三、三一三	二、七七四
銅の塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又は管	四、〇六六、〇七二	二、〇八〇、一九八	銅 塊又は錠	三、四八〇、九九一		—	—	三、〇四二、五六五	一九九、五四二
			銅 屑又は故	四五一、〇四九		—	—	四五一、〇四九	三一、一七三
眞鍮又は青銅の塊、錠、條、竿、板、線、撚合線、筒又は管	九、二〇一、六五三	四、五二四、六七五	銅又は眞鍮青銅 塊又は錠	四、九八〇、六九三		—	—	四、九七九、九一六	三一七、三九一
			銅又は眞鍮青銅 屑又は故	二、九一三、五三八		—	—	二、九一三、五三八	二〇三、九四六
			亞鉛 塊、錠又は粒	一、九四五、〇七五		—	—	一、九四五、〇七五	五八、三五一
鉛の板又は管	一、〇〇九、九九九	二九六、八三六	鉛 塊又は錠	一、〇二六、〇四二				一、〇二六、〇四二	一〇、二〇〇
絶縁電線	一、三五三、四三七	六二一、二二八	銅 塊又は錠	六九一、七〇七				一、〇八三、二二六	六八、二八一
			鉛 塊又は錠	三八五、四九四				八八、六五七	三五四
鉛白、鉛丹又はリサージ	四二〇、〇六六	九四、五四五	鉛の塊又は錠	三八〇、二七〇				三八〇、二七〇	一、五二二
亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)	三〇〇、二四〇	七〇、九三二	亞鉛の塊又は粒	二二四、三五一	亞鉛白三等品以下	三、二三二	三五六	二二四、三五一	六、七三〇
白色ペイント	—	—	鉛の塊又は錠	—		—	—	—	—
			亞鉛の塊、錠又は粒	—		—	—	—	—
亞鉛鍍鐵板	—	—	金屬を鍍せざる鐵板	—		—	—	—	—
			亞鉛の塊、錠又は粒	—		—	—	—	—

亞鉛鍍鐵線	—	— 円	鐵線	—	—	—	—	— 円
			亞鉛の塊、錠又は粒	—	—	—	—	—
錫箔	—	—	錫の塊又は錠	—	—	—	—	—
			鉛の塊又は錠	—	—	—	—	—
計	—	六九、七九五、二二九		—	—	—	—	一四、五四〇、二五七

（備考）本表は大正十四年九月勅令第二九二號に依るものをも包含す。

第五表（八）製造を條件として免稅せらるる輸入原料品免稅額表（大正十年勅令第三八號第二條第二品）（大正十五年昭和元年分）

製造品 名稱	製造品 數量	原料品 名稱	原料品 數量	副産物 名稱	副産物 數量	免稅額 數量	免稅額 金額
亞鉛華・茶鉛	五、四八九、〇〇六斤	亞鉛	四、七八四、七一九斤	滓	一五二、六八三斤	四、七八四、七三三斤	一四三、五四一円
厚〇・一七ミリメートルを超えざる亞鉛薄板	四七九、五六五	亞鉛	五〇七、九八五	滓	二八、四四七	五〇七、九八五	一五、二三九
落花生油	—	落花生油	—	落花生油	—	—	—
大豆油糟	三三五、〇一〇、八四二	大豆	四〇七、三七六、三一一	大豆油	六四、四一八、五六五	四〇九、三七六、三一一	二、八六五、六三三
胡麻子油糟	五、五三三、三七一	胡麻子	一〇、六三八、七二四	胡麻子油	四、三〇六、六五七	一〇、六五八、七二四	一六、七〇九
荏胡麻子油糟	八、七〇三、〇九五	荏胡麻子	一五、〇三九、〇七八	荏胡麻子油	五、二三八、二二七	一五、〇三九、〇七八	二六、八三一
菜子油・芥子油 糟	六五、〇三三、五七五	菜子又は芥子	一〇五、六〇三、七八四	菜子油	三〇、二四三、〇四六	一〇五、六〇三、七八四	四一四、五四四
落花生油糟	一四五、八三〇	落花生	二八二、一四三	落花生油	一一三、八〇四	二八二、一四三	一、五六三
計	四三〇、三八四、二八四		五四六、二二一、七四三		一〇四、五〇一、四二九	五四六、二四一、七四六	三、四八四、〇六三

（備考）本表は大正十四年九月勅令第二九二號に依るものをも包含す。

第六表 船舶建造又は修繕用物品免稅額表（大正十五年昭和元年分）

建造又は修繕船舶 區別	船種	隻數	登簿噸數又は排水噸數	建造又は修繕用材料 區別	數	量	價額	免稅額	工場數
建造	軍艦	三三	排 一〇三、四三九噸	一、鐵鋼材		二九、一六四斤	九六、二六九円	一五、六九九円	一六
				二、艤裝品		一五六	七九、二七二	一五、八五四	
				三、機關部分品		九、四七〇	一一四、二〇五	三、八四一	
				四、遞信大臣の認許したるもの	二三個 二組	五二、五八〇	二四四、二六一	三八、四四九	
	汽船	五〇	登 九八、六〇三	一、鐵鋼材		三三、八三六、一三七	一、五五二、三五四	三七〇、一七二	一三
				二、艤裝品	七組	一一四、七八九	一三一、二六七	二五、四七一	
				三、機關部分品	八個	五二、八六八	一九、八〇九	二、六二四	
				四、遞信大臣の認許したるもの	一三個 四四組	一、一三二、三三〇	一、一三四、六四〇	二二五、八九三	
修繕	軍艦	一	排 五、四〇〇	一、鐵鋼材		—	—	—	一
				二、艤裝品		—	—	—	
				三、機關部分品		—	—	—	
				四、遞信大臣の認許したるもの	二三個	—	八、九四一	一、七八八	
	汽船	二九	登 一三一、八四六	一、鐵鋼材		五八八、三六九	三五、三一五	七、二三九	九
				二、艤裝品		—	—	—	
				三、機關部分品		—	—	—	
				四、遞信大臣の認許したるもの	一八九個 六組	三、八四四	五五、五二五	一一、一一三	
計		一一三	排 一〇七、八三九 登 二三〇、四四八		四二三個 五九組	三五、九九八、五四一	三、四七一、八五八	七二七、一四三	三九

第三節　關稅定率法以外の法律に依る免稅

第一款　博覽會出品外國貨物の免稅

明治三十六年四月大阪市に於て第五回内國勸業博覽會開催せらるることとなるや、政府は同會參考館に出品せらるべき外國の貨物に對しては、輸出の爲にあらずして博覽會場より引取らるるものは、輸出の爲め引取らるるも閉會後二箇月以内に輸出せられざるものを除き、輸入稅を免除することとし、明治三十五年二月法律第十號を以て之を規定したり。

其の後又明治四十五年東京市に日本大博覽會の開催せらるることとなるや、外國よりの出品物、外國政府の建造物に使用せらるる物品、材料其の他會場内に於ける興行の爲め輸入せらるる外國貨物に對しては、外國の事例に倣ひ輸入稅及消費稅を免除することとし、明治四十一年二月第二十四回帝國議會の協賛を經て左の法律を發布したり。

法律第五號（明治四十一年二月二十八日）

第一條　日本大博覽會ニ出品スル外國貨物ニハ輸入稅及消費稅ヲ免ス會場内ニ於ケル興行ノ爲輸入スル外國貨物ニ付亦同シ

前項ノ貨物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ輸入稅及消費稅ヲ課ス

一　外國ニ積戻ス爲ニ非スシテ會場外ニ搬出スルトキ

二　閉會後四月以内ニ外國ニ積戻ササルトキ

三　會場ニ於テ卽時ニ賣渡シ又ハ營利ノ目的ヲ以テ消費スルトキ

第二條　豫メ輸入稅及消費稅ノ擔保ヲ提供スルトキハ其ノ擔保價額ノ範圍内ニ於テハ稅金納付前外國貨物ヲ會場外ニ搬出シ又ハ會場ニ於テ卽時ニ賣渡シ若ハ營利ノ目的ヲ以テ消費スルコトヲ得

前項ノ擔保ハ金錢又ハ有價證券ニ限ル

閉會後四月以内ニ稅金ノ納付ヲ爲ササルトキハ擔保ヲ以テ稅金ニ充ツ

第三條　左ノ外國貨物ニハ輸入稅及消費稅ヲ免ス

一　會場内ニ於ケル外國政府ノ建築物ニ使用スル物品及材料竝外國政府ノ出品物

二　博覽會ニ關シ本邦ニ派遣セラレタル外國官吏ノ自用品

三　出品物陳列又ハ裝飾ノ用ニ供スル物品及材料

四　會場内ニ於テ廣告ノ爲又ハ見本トシテ無償ニテ讓與セラルル物品

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

尋いで同年六月大藏省令第三十二號を以て外國貨物の輸入積戻及運搬規程左の通之ヲ定ム

大藏省令第三十二號（明治四十一年六月二十九日）

日本大博覽會ニ關スル外國貨物輸入、積戻及運搬規程左ノ通之ヲ定ム

本令ハ明治四十一年法律第五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本大博覽會ニ關スル外國貨物輸入、積戻及運搬規程

第一條　明治四十一年法律第五號ニ依リ免稅ニ屬スル外國貨物輸入港ニ到著シタルトキハ貨主又ハ貨物ノ受托者ハ其ノ貨物ノ積載船名、記號、番號、品名、箇數、數量、價格及同法第一條又ハ第三條ノ免稅事項ヲ記シタル輸入申告書二通ヲ稅關ニ提出シ貨物ノ檢査ヲ經輸入ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ申告書ニハ貨物ノ記號、番號、品名、數量及價格ヲ記シタル明細書二通ヲ添附スヘシ

第二條　前條ノ貨物會場ニ到著シタルトキハ輸入港稅關ニ於テ交付シタル運搬許可書ヲ會場內稅關出張所ニ提出シ貨物ノ檢査ヲ受クヘシ

第三條　明治四十一年法律第五號第一條第一項ノ外國貨物ヲ外國ニ積戻ス爲ニ非スシテ會場外ニ搬出シ又ハ會場內ニ於テ卽時ニ賣渡シ若ハ營利ノ目的ヲ以テ消費セムトスルトキハ其ノ品名、數量及價格ヲ記シタル書面ヲ會場內稅關出張所ニ提出シ認可ヲ受クヘシ

第四條　明治四十一年法律第五號第二條ニ依リ豫メ輸入稅及消費稅ノ擔保ヲ提供セムトスル者ハ金錢又ハ有價證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ會場內稅關出張所ニ提出スヘシ

第五條　擔保ヲ提供シタル者輸入稅及消費稅ノ納付ヲ了スルトキハ會場內稅關出張所ハ其ノ擔保還付ノ手續ヲ爲スヘシ

擔保ヲ以テ稅金ニ充ツル場合ニ於テハ有價證券ハ之ヲ公賣ニ付シ稅金及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス

第六條　會場內ニ於ケル外國出品物其ノ他ノ外國貨物ハ稅關官吏ノ承認シタル場所ニ之ヲ藏置スヘシ但シ明治四十一年法律第五號第三條第二號ノ自用品ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ貨物ヲ陳列ノ爲又ハ使用スル爲藏置場ヨリ搬出セムトスルトキ若ハ陳列ノ場所ヲ變更セムトスルトキハ稅關官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第七條　稅關官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ會場內ニ在ル外國貨物ノ檢査ヲ行フコトアルヘシ

第八條　會場內ニ在ル外國貨物ニ異狀アリタルトキハ直ニ會場內稅關出張所ニ屆出ヘシ

第九條　會場內ニ在ル外國貨物ハ會場內稅關出張所ノ認可ヲ受クルニ非レハ會場外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十條　會場內ニ在ル外國貨物ヲ外國ニ積戻サムトスルトキハ積戻申告書二通ヲ會場內稅關出張所ニ提出シ貨物ノ檢査ヲ受クヘシ

前項ノ貨物輸出港ニ到著シタルトキハ積戻免狀ヲ稅關ニ提出シ貨物ノ檢査ヲ受クヘシ

第十一條　博覽會ニ關スル外國貨物ノ輸入及積戻ハ成ルヘク橫濱港ニ由ルヘシ

第十二條　博覽會ニ關スル外國貨物ノ運搬ハ當該稅關ノ指定シタル通路ニ由ルヘシ

第十三條　博覽會ニ關スル外國貨物運搬ノ際當該稅關ニ於テ必要ト認ムルトキハ稅關官吏ヲシテ護送セシメ若ハ其ノ貨物又ハ積載ノ船車ニ封鎖ヲ施スコトアルヘシ

第十四條　博覽會ニ關スル外國貨物ノ輸入、積戻及輸入稅、消費稅ノ賦課徵收ニ付キ特ニ本規程ニ定メタル事項ノ外各其ノ法令ノ規定ニ依ルヘキモノトス

日本大博覽會は當初の計畫にては明治四十五年四月一日より同年十月三十一日まで開催せらるる豫定なりしが(明治四十年三月勅令第百二號)、後明治五十年に延期せられ(四十一年九月勅令第二百七號)、諸般の準

備進められしも、諸種の事情に因り結局中止せらるるに至り（明治四十五年三月勅令第二十號）、前記法律に依る免稅は事實上に於て實施を見ずして止めり。但し博覽會等への出品物に對して原則として輸入稅を免除するは極めて當然のことにして、外國の事例も亦皆然るを以て、政府は大正九年七月の關稅定率法改正に當り、新に第八條の第八號として此の種の出品物に對する免稅規定を追加したり。從て爾後博覽會、展覽會、共進會又は品評會等への出品物は同法によりて一般的に免稅せらるることとなり、各個の場合に特別法を以て規定するの煩は除かるるに至れり。

第二款　製鐵業用器具、機械及材料品の免稅

製鐵事業は造船、機械其の他各種重要工業の基礎産業にして、斯業の盛衰は一國産業に及ぼす影響頗る甚大なり。然のみならず歐洲戰爭開始以來鐵の需要益〻增大したるに拘らず、供給之に伴はざるものありしかば、政府は大に斯業の勃興隆盛を促進せんと欲して、大正六年七月製鐵業奬勵法を發布したり。同法に規定する保護奬勵の方法としては、土地收用法の適用、各種內國稅の免除及設備上必要なる機械類、材料品等の輸入稅の免除等なるが、今輸入稅の免除に關する條項を抄錄すれば左の如し。

製鐵業奬勵法（大正六年七月二十五日法律第二十七號）（抄錄）

第一條　一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十二條　第一條ノ能力ヲ有スル製鐵事業ノ設備又ハ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能力ヲ增加スル設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ十年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス本法施行ノ際現ニ製鐵事業ヲ營ム者本法施行後三年內ニ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スルニ至ル爲必要ナル設備ヲ爲ス場合亦同シ

本法は大正六年八月勅令第百二十五號を以て本法の施行令を、又農商務省令第十八號を以て同施行規則を制定公布したるが、此等の中輸入稅の免除に關する部分は左の如し。

製鐵業奬勵法施行令（大正六年八月三十日勅令第百二十六號）（抄錄）

第一條　製鐵業奬勵法ニ依リ他人ノ土地ヲ收用又ハ使用シ得ヘキ製鐵事業ハ銑鐵、鋼鐵、壓延鋼材、軌條及繼目鈑ヲ含ム、鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ農商務大臣ノ指定シタル副生物ノ製造ニ關スル事業トス營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クヘキ製鐵事業亦同シ

第六條　農商務大臣必要ト認ムルトキハ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ヲシテ製鐵事業ニ關スル書類又ハ製鐵原料若ハ製品ノ試料ヲ提出セシメ當該官吏ヲシテ製鐵事業ニ關スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條　輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ器具、機械其ノ他ノ材料ノ種類ハ第一條ニ揭ク製鐵事業ノ爲必要ナル物ニシテ農商務大臣ノ指定シタルモノニ限ル

輸入稅ノ免除ヲ受クヘキ物ヲ輸入セムトスル者ハ豫メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條　輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ輸入申告ヲ爲ス場合ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依ル認可書ヲ添附スヘシ

前項ノ輸入申告ハ製鐵事業者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第十四條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物ヲ目的タル用途ニ供セサルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス

但シ其ノ物ヲ製鐵業奬勵法ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ他ノ用途ニ使用セムトスル場合ニ於テ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　稅關官吏必要ト認ムルトキハ第六條ノ檢查ヲ爲スコトヲ得

製鐵業奬勵法施行規則（大正六年八月三十日農商務省令第十八號）（抄錄）

第十二條　輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ物ノ種類左ノ如シ

原料又ハ製品ノ起重機又ハ運搬機

碎鑛機

鐵鑛選別機

磁選機

團鑛機及其ノ附屬裝置

鎔鑛爐、骸炭爐、混銑爐、加熱式混銑爐、平爐、轉爐、傾注式製鋼爐、電氣爐、瓦斯發生爐、加熱爐又ハ瓦斯除塵機ノ構成金物及其ノ附屬機械

鎔鑛爐、熱風爐、骸炭爐、混銑爐又ハ製鋼爐用ノ耐火材料

鎔鑛爐用捲揚機又ハ裝入機

鑄銑機

每分二百立方メートル以上ノ送風機

乾風裝置及其ノ附屬機械

瓦斯清淨裝置及其ノ附屬機械

洗炭裝置及其ノ附屬機械

骸炭爐用裝炭機、押出機又ハ搗炭機

骸炭爐副生物捕集裝置及其ノ附屬機械

汽罐及其ノ附屬裝置

五百馬力以上ノ瓦斯機關又ハ瓦斯發電機

鑄鍋起重機

製鋼爐用裝入機

鋼塊抽出機

鋼塊車

加熱爐又ハ均熱爐用鋼塊鋼片取扱機

壓延用ロール機及其ノ附屬運轉機、操縱機又ハ操縱テーブル

壓延工場用輸送テーブル、鋸斷機、剪斷機、卷束機又ハ機械的冷却裝置

精整用錐孔機、穿孔機、矯正機、鋸斷機又ハ剪斷機

壓延用ロール
ロール仕上機
ピニオン成齒機
鋼材鍛製用機槌、汽槌又ハ水壓機
强弱試驗機
工場建設用鐵骨、電鍍鐵鈑、硝子板及其ノ取附金物

第十三條　製鐵業奬勵法施行令第十二條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ揭クル事項ヲ記載スヘシ

一　輸入セムトスル物ノ種類、性質、能力、數量及豫定價額
二　輸入セムトスル物ノ用途及之ヲ使用スヘキ工場其ノ他ノ設備ノ說明
三　輸入ヲ必要トスル事由
四　製造者、輸出者及輸入豫定時期

第十四條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滯ナク農商務大臣ニ屆出ツヘシ目的タル用途ニ供セサルニ至リタルトキ亦同シ

本法に依る輸入稅の免除は施行期日より十箇年間を限りしものにして、其の間製鐵事業の發展に資したること少からざりしが、期限後一朝にして免稅の特典を奪ふは事情の許さざるものあり、殊に歐洲戰後國際經濟一變し、各國競うて廉價なる製品を供給するの狀態なりしを以て、我國も之が對策上一段の保護奬勵を圖るの必要認められたり。仍て政府は大體舊法と同一趣旨の下に向後尙ほ十

五箇年間輸入稅を免除することとし、大正十五年三月新に製鐵業奬勵法案を第五十一回帝國議會に提出し、其の協贊を經て同月法律第四十九號を以て之を公布したり。其の輸入稅免除に關する條項は左の如し。

製鐵業奬勵法（大正十五年三月三十一日法律第四十九號）（抄錄）

第一條　一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製銑能力及一年三萬五千噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十一條　第一條ニ規定スル製鐵事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ主務官廳ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ土地收用法ノ適用ヲ受ケ又ハ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニシテ第一條ノ規定ニ該當セサルモノニ付テハ本法施行後五年間仍從前ノ例ニ依ル

本法は同年四月勅令第五十七號を以て同月十日より施行せられ、之と共に勅令第五十八號を以て其の施行令を、商工省令第二號を以て同施行規則を制定公布せられたるが（何れも四月十日より施行）、今此等の中輸入稅の免除に關する規定を抄錄すれば左の如し。

製鐵業奬勵法施行令（大正十五年四月九日勅令第五十八號）（抄錄）

第一條　製鐵業奬勵法第一條乃至第四條ニ規定スル製鐵事業ハ銑鐵、鋼鐵、壓延鋼材（軌條及繼目

板ヲ含ム）鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ商工大臣ノ指定シタル副生物ノ製造ニ關スル事業トス

製鐵業奬勵法第一條乃至第三條ニ規定スル製鐵事業ハ製銑ニ在リテハ一ノ爐ニ付一日ノ製銑量百噸以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノ、製鋼ニ在リテハ一ノ爐ニ付一回ノ製鋼量平爐ニ在リテハ二十五噸以上、轉爐ニ在リテハ五噸以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノトス」製鐵業奬勵法第四條第二項ノ低燐銑鐵製造事業ハ燐ノ標準含有量萬分ノ三以下ノ銑鐵ノ製造事業トス

第十一條　輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ器具、機械其ノ他ノ材料ノ種類ニ第一條ニ規定スル製鐵事業ノ爲必要ナル物ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノニ限ル

第十二條　輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ輸入申告ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ輸入認可書ヲ添附スヘシ

前項ノ輸入申告ハ製鐵事業者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第十三條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物ヲ目的タル用途ニ供セサルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス

但シ其ノ物ヲ製鐵業奬勵法ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ他ノ用途ニ使用セムトスル場合ニ於テ商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　商工大臣必要ト認ムルトキハ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ニ對シ製鐵事業ニ關スル書類又ハ製鐵原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ命シ又ハ當該官吏ヲシテ製鐵事業ニ關スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得輸入稅ノ免除ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ亦同シ

商工大臣必要ト認ムルトキハ奬勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ書類又ハ試料ノ提出ヲ命シ、當該官吏ヲシテ前項ノ檢查ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　收稅官吏又ハ稅關官吏必要ト認ムルトキハ前條第一項ノ檢查ヲ爲スコトヲ得

製鐵業奬勵法施行規則（大正十五年四月十日商工省令第二號）（抄錄）

第十一條　輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ物ノ種類左ノ如シ

一　碎鑛機、鐵鑛選別機、磁選機竝燒結機、原料壓搾機及其ノ附屬裝置

二　製銑爐、熱風爐、骸炭爐、混銑爐、製鋼爐、瓦斯發生爐、均熱爐又ハ加熱爐ノ構成金物及其ノ附屬機械（但シ送風機ハ每分二百立方米以上ノ送風能力ヲ有スルモノニ限ル）

三　製銑爐、熱風爐、骸炭爐、混銑爐及製鋼爐ノ耐火材料

四　鑄銑機

五　乾風裝置及其ノ附屬機械

六　瓦斯清淨裝置（瓦斯除塵機ヲ含ム）其ノ附屬機械

七　洗炭裝置及其ノ附屬機械

八　骸炭爐副生物捕集裝置及其ノ附屬機械

九　壓延用ロール機（引拔機ヲ含ム）及其ノ附屬裝置

十　壓延工場用ノ輸送テーブル、鋸斷機、剪斷機、卷束機及機械的冷却裝置
十一　精整用ノ錐孔機、穿孔機、矯正機、鋸斷機、剪斷機及鋼管螺絲切機
十二　ロール仕上機
十三　鋼材鍛錬用ノ機鎚、水壓機及其ノ附屬裝置
十四　五百馬力以上ノ瓦斯機關、瓦斯發電機、排汽發電機及其ノ附屬裝置
十五　壓延用ロール機(引拔機ヲ含ム)ノ附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置
十六　原料又ハ製品輸送用ノ起重機及連續的輸送裝置
十七　材料强弱試驗機
十八　前各號ニ揭クル機械ノ部分品(但シ壓延用ロールハ徑七百五十粍以上ノチルドロールニ限ル)竝其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬品、附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置
十九　徑五百四十粍以上ノ電氣爐用炭素電極

第十二條　製鐵業奬勵法第十一條ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

一　輸入セムトスル物ノ品名、數量、性質、能力及價額
二　輸入セムトスル物ノ用途及之ヲ使用スヘキ工場其ノ他ノ設備ノ說明
三　輸入ヲ必要トスル事由
四　製造者及輸出者
五　輸入豫定ノ時期及港

第十三條　製鐵業奬勵法施行令第十三條ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

一　輸入認可書寫
二　用途ヲ變更セムトスル物ノ品名、數量、用途及之ヲ使用スヘキ工場其ノ他ノ設備ノ說明
三　用途ノ變更ヲ必要トスル事由

第十四條　輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滯ナク左ニ揭クル事項ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

一　輸入認可書寫
二　輸入シタル物ノ品名及數量
三　使用工場名及使用時期
四　輸入ノ時期及港

輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物ヲ目的タル用途ニ供セサルニ至リタルトキハ遲滯ナク其ノ事由竝前項第一號、第二號及第四號ニ揭クル事項ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

本法に據る免稅額左表の如し。

年次	價額	免稅額	年次	價額	免稅額
大正六	一六五、九二二円	三一、五五六円	大正八	二、五八八、〇五二円	四九四、六八四円
七	七五九、〇二四	一六、五七九	九	六、三四八、一四〇	一、一五三、二七二

年次	輸入數量	價額	免稅額
大正一〇	五六二、七〇〇瓩	一、四〇三、五七九円	四一七、八八九円
一一	—	—	—
一二	—	—	—

（備　考）一、大正六年乃至十二年は資料燒失のため横濱稅關扱分を除外す。
二、大正十五年分左行は新法第十一條に依るものとす。

年次	輸入數量	價額	免稅額
大正一三	二、三〇〇瓩	七、六八二円	二、六八八円
一四	一、六六〇、一六四	二、五六九、四五六	六二五、〇五五
一五（十月迄）	—	—	—

年次	輸入數量	價額	免稅額
大正一三	二、七八七、一三一円	五一三、一一五円	二二三、一九三円
一四	一、四四二、〇四八	二六三、四九四	三三二、五五四
一五	六二、八三七	一三、三七八	四七三、二六六
			三九八、一五七

年次	輸入數量	價額	免稅額
大正一三	一、二九六、一三二円		
一四	一、八二九、七〇九		
一五	二、三九六、六八九		
	二、二〇五、九七一		

第三款　獨逸國賠償物件の免稅

大正八年六月ヴエルサイユ平和條約賠償條項に基きて、我國が獨逸國より受領する賠償金及賠償物件は、賠償金特別會計に於て經理せらるることとなりしが、受領物件中には船舶・染料・藥品等ありて、定率法の規定に於ては之を我國に取寄する際輸入稅を支拂ふ必要あるものを存したり。然れども均しく政府部內の會計に於て輸入稅の收支を反復するは、徒らに無用の手續に過ぎざるを以て、政府は斯かる物品の輸入稅は之を免除することを適當なりと認め、第四十四回帝國議會の協贊を經て、大正十年三月法律第四號を以て左の如く公布したり。

法律第四號（大正十年三月十五日）

獨逸國等トノ平和條約賠償條項ニ基キ受領シタル賠償物件ニシテ政府ノ輸入スルモノノ輸入稅ハ之ヲ免除ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

獨逸國賠償物件の免稅額左表の如し。

第四節　條約に依る免稅

國際條約に依りて關稅の免除を規定せるもの三箇あり。卽ち(一)明治四十五年一月條約第一號國際紛爭平和的處理條約第四十六條第四項、(二)同年同月條約第四號陸戰の法規慣例に關する條約附屬書第十六條第二項、(三)大正十一年六月條約第四號航空に關する條約議定書第八附屬書第九號之れなり。(二)及(三)は直接免稅のことを規定せるも、(一)は單に國際仲裁裁判官に對して職務執行上外交官の特權及免除を與ふる旨を規定せるものにして、之によりて同裁判官は外交官と同樣に其の自用品の輸入稅を免除せらるるものなり。今此等の條文を列擧すれば左の如し。

（一）明治四十五年一月條約第一號國際紛爭平和的處理條約第四十六條第四項

裁判部裁判官ハ其ノ職務ノ執行ニ關シ自國以外ニ於テ外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

（二）明治四十五年一月條約第四號陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約附屬書第十六條第二項

俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入稅其ノ他ノ諸稅及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

(三)　大正十一年六月條約第四號航空ニ關スル條約議定書第八附屬書第九號

外國ニ著陸スル航空機ハ關稅ノ存スル場合ニハ原則トシテ之ヲ負擔ス

右航空機カ再輸出セラルヘキ場合ニハ保證ヲ以テスル免除又ハ稅金ノ供託ニ關スル法規ノ便益ヲ享クヘシ

第四章　保稅制度

第一節　序　說

貨物を外國より輸入し又は外國に輸出するには、或は通關手續の關係上或は關稅取締の必要上、或は又業者の取引及需要供給關係の便宜に顧みて、直に其の處分を爲すことなく、之を稅權監督の下に相當期間一定地域に關稅留保の儘藏置せしむるの必要あり。之れ保稅地域制度の設けらるる所以にして蓋し複雜なる社會經濟情態に照らし避くべからざるものに屬す。

保稅地域は其の設定の目的より見て、二種に區別することを得べし。卽ち第一種は稅關構內及稅關長が外國貨物を藏置し得べき場所として指定又は特許したる場所、卽ち指定上屋特許上屋と稱せらるものにして、單に通關關係を確定する迄の期間、監視圈內に留置するの必要に出づる消極的機關なり。卽ち外來貨物に對しては法域搬入後に於ける關稅の課否又は輸入又は積戻等其の移動の許否を決定する期間、關稅の確保其の他取締の爲め、又輸出手續既濟の貨物に對しては直接關稅確保の問題はなきも、輸出を條件とする戾稅及免稅品に對し該條件の成否如何を確認し、或は輸出取締を要する等の關係に於て、何れも稅關の管理を必要とするものなり。從て此の種の保稅地域は貨物の通關過程上の必要機關にして、此處に貨物を藏置することは原則として强制的なると共に、極めて短期間藏置を目的とし、且つ貨物に對する製造補修等の作業を許さざるを本義とす。第二種の保稅地域

は關稅制度に基づく商工經營上の障害排除又は緩和を目的とする積極的機關にして、之に保稅倉庫及假置場（保稅工場）の二種あり。前者は貨物に對する金融竝に取引上の利便を目的とする長期藏置の機關にして、後者は仲繼貿易又は加工貿易助長のため、加工製造竝に手入等專ら外國仕向の保稅貨物の改善補修を目的とする機關なり。

保稅地域に對し貨物を搬入するに方りては稅關に申告して其の許容を受くべく、又保稅地域內に於ける貨物の取扱は總て稅關長の指揮に從ふべきものとす。而して一般貨物の搬入及搬出又は地域內に於ける貨物の取扱は日出より日沒までの間、及稅關の休日に非ざる日に於て之を爲すことを要し、其の以外の時間に於て此等の行爲を爲さんとするときは、外國貿易船等の貨物の積卸の場合と同じく稅關長の許可を受け、且つ特許手數料を支拂ふことを要す。又保稅地域內に搬入したる貨物は遲滯なく之に關する手續を履行して引取ることを要し、搬入後七日間、若くは藏置期間あるものに就ては、其の期間滿了後之を引取らざる場合は稅關は之を收容處分に付することを得るものとす。

保稅地域制度の設定理由及制度の內容は大體上記の如し。而して其の制度の創始は固より安政開港と共に始まりしものなるが、我關稅法に於ては當初保稅地域なる一般的觀念を存することなく、明治四十四年三月同法の改正に當りて始めて之に關して定義を與へたり。卽ち同法第二十九條ノ二に依れば、關稅法上保稅地域と稱せらるるものは、稅關構內、保稅倉庫、稅關假置場、稅關長が外國貨物を藏置し得べき場所として指定又は特許したる場所の四種なりとす。而して之を經營者に就て分類すれば、官設及私設の二種に分つべく、更に又官設には稅關の直營に係るものと、稅關長の指定に係るものとの二種あり、私設には稅關長の特許に係るものと、稅關長の指定に係るものとの二種あり。

今玆には保稅制度上最も重要なる保稅倉庫及假置場（保稅工場）の二種に就き、其の制度の沿革を述ぶべし。

第二節　保稅倉庫

第一款　保稅倉庫に關する法規の沿革

我國に於ける保稅制度の濫觴は旣に舊幕府時代にあり。卽ち慶應二年英、米、佛、蘭四國と協定したる改稅約書第四條中に貨物藏置に關する規定を存し、幕府は此の規定に基き同年五月借庫規則を定めたるが、次で新政府は明治二年一月之を改正して改正借庫規則及庫租目錄を制定したり。右改正借庫規則に依れば、貨物を借庫に入れんとするときは貨物の引受主より入庫願書を稅關に提出し、稅關官吏は之に對し現在何らの支障なきときは直に入庫を許可すべく、入庫の上は預證券を作成して荷主又は引受人に附與するものとす。貨物を引取る場合は荷主又は其の引受人より出庫願書を提出して引渡を受くべく、輸入稅及庫租（庫敷料）は貨物の引渡前に徵收す。而して入庫すべき貨物の價格は五百弗以上のものたるべく、又入庫の期限は一箇年とせり。又庫租目錄に依れば、庫敷料は斤量の部（第一類乃至第五類）、金屬の部（第六類）、綿布の部（第七類乃至第十一類）、綿絲の部（第十二類乃至第十八類）、箇數の部（第十九類乃至第二十一類）及日本產物の部（第一類乃至第六類）に分ち、夫々一單位に對する租額を定めたり。

借庫規則は條約に依り締盟國人に屬する貨物の藏置に關して設定したるものなれども、內國人の貨物も亦此の規則に依り借庫に藏置するを許すを例としたり。然るに明治二十八九年の交に至り、

新條約實施の期も近づき、稅關倉庫に關する規定の如きも亦其の整備を要するに至りしのみならず、外國貿易の發達に伴ひ入庫貨物も日に多きを加ふるの狀勢なりしを以て、新に私設の保稅倉庫を設けて貨物保管に便するの必要を生じたり。玆に於て政府は歐米諸國の事例に參酌し、本邦の現狀に適應すべき保稅倉庫法案を起草し、第十回帝國議會に之を提出して其の協贊を經、明治三十年三月法律第十五號を以て之を公布したり。本法に於ては上記私設保稅倉庫に關する規定を設けたるの外、保稅通路の制度を開きて、外國貨物は開港場に限らず內地にも直接運搬することを得しめ、其の他條約中の不便を釐革したる點少からず。今其の全文を掲ぐれば次の如し。

保稅倉庫法（明治三十年三月二十九日法律第十五號）

第一章　總　則

第一條　保稅倉庫ハ輸入手數未濟ノ貨物ヲ藏置スル所トス

第二條　保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ハ其ノ藏置中ハ輸入シタルモノト看做サス

第三條　保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入稅ハ其ノ最初庫入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス

第四條　保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルヘシ

第五條　保稅倉庫ニ藏置スルコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條　保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入ニ關シテハ此ノ法律ニ規定シタルモノノ外稅關法及稅關規則ヲ適用ス

第七條　保稅倉庫ノ貨物藏置期限ハ庫入ノ日ヨリ滿一箇年トス

第八條　保稅倉庫ニ藏置ノ貨物庫移ヲ爲ストキハ其ノ藏置期限ハ總テ最初庫入ノ日ヨリ通算ス

第九條　輸入手數未濟ノ貨物ヲ運搬スルトキハ當該官廳ハ貨主ヲシテ其ノ貨物ニ對スル輸入稅金ヲ假納セシムルコトヲ得

前項ノ貨物陸揚申告ノ日ヨリ滿一箇年ヲ過キテ仕向地ニ到達セサルトキハ其ノ輸入稅ヲ徵收ス

第二章　官設保稅倉庫

第十條　官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ニ對シテハ記名ノ預證券ヲ發スルモノトス

第十一條　預證券ハ裏書ヲ以テ讓渡スコトヲ得

第十二條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法ニ依リ其ノ證券ヲ無效トスル除權判決アリタルトキハ權利者ニ新證券ヲ交付ス

第十三條　前條第一項ノ届出アリタル預證券ヲ持參スル者アルトキハ持參人及届出人ニ於テ相當ノ手續ヲ爲シ其ノ權利者確定スル迄藏置貨物ノ引渡ヲ停止ス

第十四條　藏置ノ貨物ハ預證券引換ニ交付スルモノトス

第十五條　藏置貨物引取ノ權利ニ付訴訟アルトキハ其ノ當事者ハ藏置期限ノ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十六條　藏置期限ヲ經過シテ貨主貨物ヲ引取ラサルトキハ無請求品トシ當該官廳ハ其ノ貨物ノ記號番號品名箇數等ヲ公告スヘシ

前項公告ノ日ヨリ滿六箇月ヲ經テ之ヲ引取ル者ナキトキハ當該官廳ハ其ノ貨物ヲ競賣ニ付シ輸入稅公告料競賣手數料庫敷料其ノ他一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ貨主ニ還付ス

第十七條　藏置ノ貨物腐敗其ノ他ノ事故ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ當該官廳ハ公告シテ指定ノ期限內ニ其ノ引取ヲ命スヘシ此ノ期限ヲ經過スルモ其ノ貨物ヲ引取ラサルトキハ當該官廳ハ之ヲ滅却スルコトヲ得但シ緊急ノ必要アルトキハ期限內ニ於テモ仍之ヲ滅却スルコトヲ得

前項ニ依リ滅却シタル貨物ニ對シテハ輸入稅ヲ徵收セス

第三章　私設保稅倉庫

第十八條　保稅倉庫ヲ設ケ輸入手數未濟ノ貨物ヲ保管スル業ヲ營マムトスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十九條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ當該官廳ノ指揮監督ヲ承クヘシ

第二十條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ輸入稅ニ付自ラ一切ノ責任ヲ有シ天災事變其ノ他何等ノ事故ニ因ルヲ問ハス貨物紛失滅失シ若ハ盜難ニ罹ルモ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保管貨物輸入稅ノ擔保トシテ金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ

第二十二條　私設保稅倉庫ニハ庫主ニ屬スル貨物ヲ藏置スルコトヲ得ス

第二十三條　私設保稅倉庫ニ保管スル貨物ニシテ其ノ庫入ノ日ヨリ滿一箇年ヲ過クルトキハ輸入稅ヲ徵收ス

第二十四條　私設保稅倉庫ノ貨物保管規則及庫敷料ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第二十五條　當該官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ私設保稅倉庫ノ貨物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得其ノ貨物運搬中ニ在ルモノハ其ノ所在ニ就キ檢查ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　私設保稅倉庫營業ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

一　庫主其ノ營業ヲ廢シタルトキ

二　庫主死亡シタルトキ

三　庫主破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　特許ノ期限滿了シタルトキ

五　主務大臣ニ於テ特許ヲ取消シタルトキ

第二十七條　私設保稅倉庫營業ノ特許消滅シタルトキハ當該官廳ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ指定ノ期限內ニ其ノ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ但シ前營業者ノ業務ヲ引繼クカ爲ニ特許消滅後一箇月以內ニ營業ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ指定期限ヲ過ルモ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲ササルトキハ當該官廳ハ之ヲ官設保稅倉庫又ハ他ノ私設保稅倉庫ノ保管ニ移スヘシ

前項庫移ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第二十八條　營業特許ノ消滅シタル私設保稅倉庫ノ庫主又ハ其ノ相續人ハ其ノ藏置貨物ノ引取又ハ庫移ノ了ル迄ハ私設保稅倉庫ニ關スル一切ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十九條　第二十七條第二項ニ依リ藏置貨物ノ庫移ヲ爲シタルトキハ貨主ハ其ノ保稅倉庫ニ於ケル諸般ノ規則慣例ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三十條　左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ營業ノ特許ヲ取消スコトヲ得

一　業務ニ關スル法律命令ニ違背シタルトキ

二　庫主輸入稅ノ負擔ニ堪ヘサルノ疑アルトキ

三　庫主重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第四章　罰　則

第三十一條　當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ヨリ貨物ヲ庫出スルコトヲ得ス犯ス者ハ貨物ヲ沒收ス若既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ代金ヲ追徵ス

第四條ノ規程ニ違背シタル者罰前項ニ同シ

第三十二條　當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ニ貨物ヲ庫入レスルコトヲ得ス犯ス者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　主務大臣ノ認可ヲ受ケスシテ私設保稅倉庫ノ貨物保管規則又ハ庫敷料ヲ定メタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條ノ規程ニ違背シタル者罰前項ニ同シ

第三十四條　第二十五條ノ檢查ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

附　則

第三十五條　此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

保稅倉庫法ノ公布ニ伴ヒ、同年六月大藏省令第九號ヲ以テ左ノ如ク施行細則ノ制定ありたり。

保稅倉庫法施行細則（明治三十年六月二十三日大藏省令第二十九號）

第一章　貨物ノ藏置及運搬

第一條　官設保稅倉庫ニハ左ノ各項ニ觸レサル物品ハ之ヲ藏置スルコトヲ得

一　無稅品

二　巨大ナルモノ及重量ナルモノ

三　損傷腐敗セシモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ

四　發火質、燃燒質又ハ爆發質ノモノ

五　倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ

六　動物及植物

七　不潔物

第二條　私設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ種類ハ大藏大臣ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

第三條　保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置セントスル者ハ庫入願書ヲ倉庫所在地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ貨物ノ檢查ヲ經庫入免狀ヲ受クヘシ但回送貨物ナルトキハ第七條ノ回送免狀ヲ添付

スヘシ

第四條　藏置貨物ノ全部又ハ一部ヲ引取ラントスル者ハ輸入願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ輸入稅ヲ納メ輸入免狀ヲ受クヘシ

第五條　藏置貨物ヲ庫移セントスル者ハ庫移願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ庫移免狀ヲ受クヘシ但庫移ノ爲メ回送ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第六條　藏置貨物ヲ外國ニ積戻サントスル者ハ積戻願書ヲ船積港ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ積戻免狀ヲ受クヘシ但回送貨物ナルトキハ第七條ノ回送免狀ヲ添付スヘシ

第七條　保稅倉庫ニ庫入又ハ庫移ノ爲メ輸入手數未濟貨物ヲ運搬セントスルトキハ回送願書二通ヲ其發送地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ檢查ヲ經回送免狀ヲ受クヘシ

保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ヲ外國ニ積戻ス爲メ運搬ヲ要スルトキ亦前項ニ同シ

第八條　稅關又ハ稅關支署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ貨主ヲシテ回送貨物ニ對スル輸入稅金ヲ假納セシムヘシ

第九條　回送貨物仕向地ニ到達スルトキハ其回送免狀ニ仕向地ノ稅關又ハ稅關支署ノ證明ヲ受ケ發送地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ其稅金ヲ假納シタルモノハ其際之ヲ拂戻スモノトス

第十條　回送貨物仕向地ニ到達セサルモノアルトキハ其貨物ニ對スル稅金ヲ徵收ス但假納金アルトキハ其假納金ヲ以テ稅金ニ充ツルモノトス

第十一條　稅關又ハ稅關支署ニ於テ必要ト認ムルトキハ貨物運搬ノ途中稅關官吏ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ

第十二條　官設保稅倉庫藏置ノ貨物引取ノ權利ニ付訴訟アル場合ニ於テ其當事者ヨリ藏置期限ノ延期ヲ請ハントスルトキハ其期限ヲ豫定シ出訴ノ年月日、事由及出訴シタル裁判所ノ名稱等ヲ記シタル藏置期限延期願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ認許ヲ受クヘシ但延期豫定期限內ニ訴訟事件終結セサルトキハ更ニ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十三條　包裝ノ完全ナラサル貨物ハ改裝シタル上ニ非レハ庫入スルコトヲ得ス

第十四條　庫入シタル貨物ハ稅關官吏ノ指定シタル場所ニ藏置スヘシ稅關官吏ノ許可ヲ受クルニ非レハ其場所ヲ變更スルコトヲ得ス

第十五條　他ノ貨物ヲ傷害若クハ汚損スヘキ虞アル貨物ハ他ノ貨物ト混同シテ藏置スルコトヲ得ス

第十六條　藏置貨物ノ見本ヲ取出サントスル者ハ其品名及數量ヲ記シタル書面ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ承認ヲ受クヘシ

官設保稅倉庫ヨリ見本ヲ取出サントスルトキハ前項ノ書面ニ預證券ヲ添フヘシ稅關又ハ稅關支署ハ其取出シタル見本ノ數量及取出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第二章　預證券

第十七條　官設保稅倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ稅關長若クハ稅關支署長ノ署名捺印シタル預證券ヲ貨主ニ交付ス

預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數、數量
二　陸揚申告及庫入ノ年月日
三　貨主ノ住所氏名
四　倉庫所在地及番號
五　輸入稅額
六　庫敷料

第十八條　預證券ハ每品一通トス但貨主ノ請求ニ依リ分割スルコトアルヘシ

第十九條　預證券讓渡ノ裏書ハ其讓受人ノ氏名及讓渡ノ年月日ヲ記シ讓渡人之ニ署名捺印スヘキモノトス但便宜ニ依リ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ讓渡ヲ爲スコトヲ得

第二十條　預證券ニ記載シタル貨物ノ一部ヲ引取リタル者ハ其殘留スル貨物ニ對シ預證券ノ再渡ヲ請フヘシ

第二十一條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ

前項ノ預證券發見ノ場合ニ於テモ亦同シ

第二十二條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキ新證券ノ交付ヲ請ハントスル者ハ再渡願書ニ除權判決書ノ謄本ヲ添ヘ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ

第二十三條　預證券ノ分割、再渡又ハ書換ヲ請フ者ハ手數料トシテ一通ニ付金三十錢ヲ納ムヘシ

第三章　私設保稅倉庫營業ノ特許及庫主ノ責務

第二十四條　保稅倉庫法ニ依リ保稅倉庫ヲ設ケ輸入手數未濟貨物ヲ保管スルノ業ヲ營マントスル者ハ其倉庫ノ位置、構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、營業年限ヲ記シタル書面及倉庫竝附近ノ圖面ヲ添ヘ其倉庫ヲ設立セントスル地ノ管轄地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但會社ニ在テハ別ニ契約書又ハ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

會社ヲ組織シテ本業ヲ營マントスル者ハ前項書類ノ外合名會社合資會社ニ在テハ其契約書ノ謄本ヲ添ヘ社員ヨリ株式會社ニ在テハ發起認可書ノ謄本及假定款謄本ヲ添ヘ發起人ヨリ出願スヘシ

第二十五條　私設保稅倉庫營業ノ特許ハ三十箇年以內ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ與フルモノトス但特許期限ノ延期ヲ出願スル者アルトキハ調査ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十六條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ少クモ開業ノ日ヨリ十日前ニ擔保物ヲ供託シ其供託受領證ノ寫ヲ添ヘ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ

供託物ハ保稅倉庫法ニ依リ庫主ニ屬スル義務ノ解除ニ至ルトキハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ稅關長又ハ稅關支署長ノ證明ヲ得テ之カ返戻ヲ求ムヘキモノトス

第二十七條　擔保ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ徵ス但石油ヲ藏置スル倉庫ハ半額トス

平家建總坪數百坪迄　金二千圓

以上五十坪迄ヲ增ス每ニ金千圓ヲ加フ

二階建總坪數百坪迄　金三千圓

以上五十坪迄ヲ增ス毎ニ金千五百圓ヲ加フ

第二十八條　私設保稅倉庫坪數ノ增加若クハ構造ノ變更ニ依リ擔保ノ增加ヲ要スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ其增加額ニ相當スル金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ

第二十九條　私設保稅倉庫坪數ノ減少若クハ構造ノ變更ニ依リ擔保ニ過剩ヲ生スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ニ申出其減少ヲ求ムルコトヲ得

第三十條　私設保稅倉庫ヲ改築シ又ハ構造ヲ變更シ若クハ之ヲ增設シ又ハ減少セントスルトキハ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ認許ヲ受クヘシ

第三十一條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ其開業前ニ又倉庫ノ改築、構造變更若クハ增減ノ認許ヲ得タル者ハ工事落成ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ其倉庫ノ檢查ヲ受クヘシ

第三十二條　私設保稅倉庫ノ修繕又ハ造作ノ變更ヲ爲サントスルトキハ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第三十三條　庫主私設保稅倉庫ノ營業特許期限內ニ營業ヲ廢セントスルトキハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ

第三十四條　私設保稅倉庫營業ノ特許消滅ノトキ其業務ヲ引繼カントスル者ハ第二十四條ノ規定ニ準據シ大藏大臣ニ出願スヘシ但此場合ニ於テ其使用スル倉庫ニ異動ナキモノハ圖面ヲ添付スルヲ要セス

第三十五條　私設保稅倉庫藏置ノ認可ヲ得タル貨物ノ種類ヲ變更セントスルトキハ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第三十六條　發火質、燃燒質又ハ爆發質ノ貨物ハ特ニ其貨物藏置ノ爲メ設ケタル倉庫ノ外之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十七條　私設保稅倉庫又ハ其藏置貨物ニ異狀アリタルトキハ直チニ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ稅關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

第三十八條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ庫主ハ其貨物ニ對スル輸入稅ヲ納ムヘシ

第三十九條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物藏置期限ヲ經過シ貨主其貨物ヲ引取ラサルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ庫主ヲシテ納稅其他輸入ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第四十條　私設保稅倉庫ノ庫主自身ニ業務ヲ擔當スル能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ置キ其業務ヲ擔當セシムヘシ

第四十一條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ貨物檢查上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ具ヘ其他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十二條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ貨物ノ檢查ヲ受クルトキ檢查上一切ノ利便ヲ與フルノ義務アルモノトス

第四十三條　私設保稅倉庫ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其鑰一箇ハ稅關又ハ稅關支署ノ保管ニ付スヘシ

第四十四條　私設保稅倉庫ノ開閉又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クヘシ

第四十五條　私設保稅倉庫ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ハ其庫主ヨリ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ其變更アルトキ亦同シ

第四十六條　庫主ノ雇人及其使用スル人夫ニシテ私設保稅倉庫內若クハ其構內ニ出入スル者ニ付テハ庫主ハ相當ノ取締方法ヲ設クヘシ

第四十七條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ藏置貨物ニ關スル帳簿ヲ設ケ其出入ヲ明カニスヘシ

第四十八條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關支署ノ要求ニ從ヒ其營業ニ關スル諸般ノ報告書ヲ差出スヘシ

第四章　雜　則

第四十九條　保稅倉庫ノ開扉ハ日出ヨリ日沒マテノ間ニ限ルモノトス

第五十條　稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ特許ヲ受クヘシ

第五十一條　稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ一時間ニ付金一圓ノ手數料ヲ納ムヘシ

第五十二條　保稅倉庫法第十六條第十七條及第二十七條ノ公告ハ關係ノ稅關又ハ稅關支署ニ揭示スルノ外三日以上官報又ハ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第五十三條　貨物庫入ノ日ヨリ起算スル期間ハ庫入免狀交付ノ日ヨリ計算ス

第五十四條　貨主其藏置貨物ノ調査ヲ爲サントスルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第五十五條　庫內ニ火氣ヲ入ルヽコトヲ得ス燈火ヲ要スルトキハ軍艦用ノ提燈ヲ用ユヘシ

第五十六條　本規則ニ依リ左ノ願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出ストキハ其取扱ノ手數料トシテ每件金二十錢ヲ納ムヘシ

一庫入願書
一庫移願書
一積戻願書
一藏置期限延期願書
一回送願書

第五十七條　本規則ニ依ル手數料ハ其金額ニ相當スル登記印紙ヲ願書ニ貼用シテ納付スヘシ

第五十八條　官設保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ニ係ル運搬費公告料其他貨物取扱ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

前項ノ諸費ニシテ政府ニ辨償スヘキモノハ貨物庫出ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ納ムヘシ

第五十九條　官設保稅倉庫ノ藏置貨物取扱ニ從事スル人夫ハ豫メ稅關又ハ稅關支署ノ承認ヲ得タル者ニ限ルヘシ

第六十條　本規則ニ依リ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘキ願書及屆書ハ稅關一定ノ書式ニ依ルヘシ

保稅倉庫法は其の後明治四十年三月其の一部に改正を加へられたり。蓋し外國貿易の伸長に伴

ひ我國倉庫業は大に發展したるが、法文上輸出貨物を保稅倉庫に藏置するの規定を缺き不便少からざるを以て、此の際新に外國に輸出すべき內國貨物の藏置に就ても本法中に規定を設け、併せて取扱手續上に多少の改正を加へたるものなり。今改正條文を揭ぐれば左の如し。

法律第二十號（明治四十年三月二十六日）

保稅倉庫法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

保稅倉庫ニハ外國ニ輸出スヘキ內國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

第二條中「藏置ノ貨物」ヲ「藏置スル輸入手數未濟ノ貨物」ニ改ム

第三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ災害ニ因リ滅失若ハ變質シ又ハ政府ノ承認ヲ得テ滅却シタル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第六條中「稅關法及稅關規則」ヲ「關稅法」ニ改ム

第七條中「滿一箇年」ヲ「滿二箇年」ニ改ム

第九條　保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ當該官廳ハ貨主ヲシテ其ノ貨物ノ輸入稅ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

前項ノ貨物當該官廳ノ指定期限內ニ仕向地ニ到達セサルトキハ輸入稅ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　藏置期限ヲ經過シテ貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ當該官廳ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得

關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條ノ規定ハ前項ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ適用ス

第十八條　保稅倉庫ノ業ヲ營マムトスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第二十條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ輸入稅ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十二條　削除

第二十三條中「滿一箇年」ヲ「滿二箇年」ニ改ム

第三十三條第二項ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（同年三月勅令第六十三號を以て同年十月一日より施行せらる）

關稅法第三條中「保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ關稅ハ庫入申告ノ日」ヲ削リ非常特別稅法第二十六條ヲ削ル

施行細則も亦條約及母法の改正、取扱手續の釐革に伴ひて數次の改正を見たり。今其の理由を一一揭ぐるは煩瑣に亙るを以て之を省略し、單に改正條文のみを左に列記すべし。

（一）　第一回改正（明治三十二年六月二十六日大藏省令第三十一號）

明治三十年六月大藏省令第九號保稅倉庫法施行細則中左ノ通改正シ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第三條中「庫入願書」ヲ「庫入申告」ニ改ム

第四條　削除

第十七條第二項第二號ヲ左ノ通改ム

二　最初陸揚及庫入ノ年月日

第十九條　預證券ノ裏書ハ被裏書人ノ氏名又ハ商號、裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス但裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條中「引取リ」ヲ「庫出シ」ニ改ム

第二十四條第一項但書ヲ左ノ通改メ第二項ヲ削ル

但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在テハ別ニ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二十七條但書ヲ左ノ通改ム

但單ニ同一種類ノ物品ヲ藏置スル倉庫ニ在リテハ擔保金額ハ左ノ割合ノ範圍内ニ於テ特許又ハ藏置貨物ノ種類變更ノ際大藏大臣之ヲ定ム

第二十八條中「若クハ構造ノ變更」ヲ「構造ノ變更若ハ藏置貨物ノ種類ノ變更」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但擔保物ノ供託ニ關シテハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條中「若クハ構造ノ變更」ヲ「構造ノ變更若ハ藏置貨物ノ種類ノ變更」ニ改ム

第五十六條　削除

第五十七條中「登記印紙」ヲ「收入印紙」ニ改ム

第六十條中「差出スヘキ」ノ下「申告書」ヲ挿入ス

（二）第二回改正（明治四十年六月一日大藏省令第二十二號）

明治三十年大藏省令第九號保稅倉庫法施行細則中左ノ通改正シ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　輸入無稅品

第五條但書中「庫移ノ爲メ」ヲ「輸入手數未濟貨物ヲ庫移ノ爲メ」ニ改ム

第六條　保稅倉庫ニ藏置シタル內國貨物ニシテ輸出ノ目的ヲ變更シ之ヲ內地ニ引取ラントスル者ハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出許可ヲ受クヘシ

第八條　削除

第九條中「其稅金ヲ假納シタルモノハ其際之ヲ拂戻スモノトス」ヲ削ル

第十條　回送貨物災害ニ因リ滅失シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出承認ヲ受クヘシ

第十四條　庫入シタル貨物ノ藏置ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條ノ二　一戶前ノ倉庫內ニハ輸入手數未濟貨物ト內國貨物トヲ併セテ藏置スルコトヲ得ス但稅關又ハ稅關支署ノ特許ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條ノ二　官設保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置シタル者ハ官設保稅倉庫敷料定率表ニ依リ庫敷料ヲ納ムヘシ

第十七條　官設保稅倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ稅關長若クハ稅關支署長ノ署名捺印シタル預證券ヲ貨主ニ交付ス

輸入手數未濟貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量

二　庫入ノ年月日
三　貨主ノ住所氏名
四　倉庫所在地及番號
五　輸入稅額
六　庫敷料

內國貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號箇數及數量
二　庫入ノ年月日
三　貨主ノ住所氏名
四　倉庫所在地及番號
五　庫敷料

第二十條　官設保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ一部ヲ庫出セントスル者ハ預證券ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ稅關又ハ稅關支署ハ其庫出シタル貨物ノ箇數、數量及庫出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第二十四條中「保稅倉庫ヲ設ケ輸入手數未濟貨物ヲ保管スル業」ヲ「保稅倉庫ノ業」ニ改ム

第二十六條第一項中「少クモ開業ノ日ヨリ十日前」ヲ「開業前」ニ改メ第二項ヲ削ル

第二十七條　擔保ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ徵ス

平家建總坪數三百坪迄　　金　二　千　圓

以上二百坪迄ヲ增ス每ニ金千圓ヲ加フ

二階建總坪數三百坪迄　　金　三　千　圓

以上二百坪迄ヲ增ス每ニ金千五百圓ヲ加フ

單ニ同一種類ノ物品ヲ藏置スル倉庫ニ在リテハ其擔保金ハ前項割合ノ半額トス

第三十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

藏置貨物腐敗損傷其他ノ事故ニ因リ滅却ヲ要スルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出承認ヲ受クヘシ

第三十八條中「滅失」ヲ削ル

第四十條ノ二　私設保稅倉庫ノ庫主ハ防火其他藏置貨物ノ保安上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第五十二條中「第十六條」ヲ削ル

第五十四條中「調查ヲ爲サントスルトキハ」ヲ「調查ヲ爲シ又ハ其保存上必要ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ」ニ改ム

第五十七條　本規則ニ依ル官設保稅倉庫敷料及手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ庫敷料又ハ手數料ヲ納付セントスル者ハ納付書ニ貼附シテ之ヲ差出スヘシ

(三)　第三回改正（大正九年九月六日大藏省令第三十七號）

保稅倉庫法施行細則中左ノ通改正シ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

「第一章　貨物ノ藏置及運搬」ヲ「第一章　貨物ノ藏置」ニ改ム

第三條中「倉庫所在地ノ」及但書ヲ削ル

第五條但書中「回送」ヲ「運送」ニ改ム

第七條　削除

第九條乃至第十一條　削除

第二十四條中「其倉庫ヲ設置セントスル地ノ管轄地方廳」ヲ「所轄稅關」ニ改ム

第二十七條　前條擔保物ノ價額ハ貨物ヲ藏置スヘキ場所ノ面積三百坪迄ハ金二千圓トシ三百坪ヲ超ユルトキハ二百坪迄ヲ增ス毎ニ金千圓ヲ加ヘタルモノトス

第二十八條及第二十九條中「構造ノ變更若ハ藏置貨物ノ種類ノ變更」ヲ削ル

第三十四條但書ヲ削ル

第四十九條　削除

第五十條　日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ特許ヲ受クヘシ但關稅法第二十六條ノ特許ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス

第五十一條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ開扉一時間迄毎ニ金一圓ノ手數料ヲ納ムヘシ

第五十五條中「軍艦用ノ提燈」ヲ「稅關ノ許可ヲ受ケタルモノ」ニ改ム

(四)　第四回改正（大正十年六月二十一日大藏省令第二十一號）

保稅倉庫法施行細則中左ノ通リ改正シ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條第二項第五號中「輸入稅額」ノ下ニ「又ハ輸入稅率」ヲ加フ

第二款　保稅倉庫の設置

借庫規則時代の倉庫は官設に限られしが、民間倉庫業の發達漸次顯著となりしを以て、保稅倉庫法は官設の外に私設保稅倉庫を認むることとせり。斯くして民間保稅倉庫業は益〻隆盛に赴き、之に反して官設保稅倉庫は漸次縮少せられ、今や殆んど其の存在の意義を失ふに至れり。

私設保稅倉庫は稅關長經由大藏大臣の特許を受けて設立するものにして、其の庫主は稅關長の指揮監督を受け、其の保管する貨物の輸入稅に就き一切の責任を負ひ、且つ特許を受けたる後遲滯なく藏置貨物輸入稅の擔保として金錢又は國債證券を供託し、其の供託受領證を稅關に提出するものとす。而して其の貨物保管規則及庫敷料は主務大臣の認可を受けて之を定むべく、又其の保管貨物は庫入の日より滿二箇年を過ぐるときは輸入稅を徵收するものなり（保稅倉庫法第十八條乃至第二十四條）。

保稅倉庫法に依り保稅倉庫業を營まんとする者は、其の倉庫の位置・構造・棟數・坪數・藏置すべき貨物の種類・營業年限を記したる書面及倉庫竝附近の圖面を添へ、所轄稅關を經由して大藏大臣に出願すべく、大藏大臣は之に對して三十箇年以內に於て相當の期限を定めて特許を與ふるものとす。但し特許期限の延期を出願する者あるときは調査の上之を許可することを得るものなり。特許を受けたる者は開業前に擔保物を供託すべく、其の價額は貨物を藏置すべき場所の面積三百坪迄は金二千圓とし、三百坪を超ゆるときは二百坪迄を增す毎に金千圓を加ふるものとす（保稅倉庫法施行細則第二十四條乃至第二十七條）。此の外私設保稅倉庫及次款に述ぶべき假置場に關しては、關稅取締上及諸手續の遂行上稅關官吏の派出を要するものなるが、其の經費は庫主の負擔すべきものと爲し、明治三十七年

四月勅令第百九號を以て特許手數料の件を左の如く公布し(假置場に關しては明治四十五年七月勅令第百五十二號を以て追加)、其の費額は大藏大臣之を定むるものと爲したり。

勅令第百九號(明治三十七年四月十一日)

第一條　私設保稅倉庫營業ノ特許又ハ常時使用ノ爲輸出入貨物ノ上屋若ハ陸揚船積ノ場所ヲ設クルノ特許ヲ受ケタル者ハ毎月特許手數料ヲ納付スヘシ

特許手數料ノ額ハ主務大臣之ヲ定ム

第二條　特許手數料ハ毎月一箇月分ヲ特許ノ日附ニ應當スル日ニ於テ納付スヘシ但シ其ノ最初ノ月ニ係ルモノハ特許ノ日ヨリ十日以內ニ之ヲ納付スヘシ

前納セシ特許手數料ハ之ヲ還付セス但シ一時ニ二箇月分以上ノ特許手數料ヲ前納シタル場合ニ於テハ未タ其ノ納付期限ニ至ラサルモノニ限リ之ヲ還付ス

附　則

本令ハ明治三十七年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第一條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ニ關シテハ本令施行ノ日ニ於テ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

特許手數料額は、稅關監吏一人の派出を必要と認むるものは毎月金二十五圓、一人を增す毎に金二十五圓を加ふるものと定められたるが(明治三十七年四月大藏省令第十號、其の後漸次增額せられ、大正末年に於ては稅關官吏毎一人毎一箇月金七十圓となりたり(大正九年七月大藏省令第二十七號)。

第三款　庫敷料

官設保稅倉庫に藏置する貨物に對し徵收する庫敷料は、其の建物に屬する費額・地代及藏置貨物を安全に保管するに要する費用を基礎として算出せられ、明治三十年六月二十三日大藏省告示第三十九號を以て定められたり。

右に依れば、種類を第一類布帛(第一番乃至第三十五番)、第二類絲縷(第三十六番乃至第四十二番)、第三類衣服及附屬品(第四十三番乃至第四十六番)、第四類食物(第四十七番乃至第五十一番)、第五類酒類(第五十二番乃至第五十八番)、第六類煙草(第五十九番乃至第六十二番)、第七類砂糖(第六十三番乃至第六十六番)、第八類藥材・化學藥及製藥(第六十七番乃至第九十三番)、第九類染料・彩料及塗料(第八十三番乃至第百十六番)、第十類金屬及金屬製品(第九十四番乃至第百十七番)、第十一類時計・學術器具及機械類(第百十七番乃至第百二十六番)、第十二類角・牙・皮革類(第百二十七番乃至第百三十二番)、第十三類玻瓈及玻瓈製品(第百三十七番乃至第百四十一番)、第十四類油蠟類(第百四十二番乃至第百四十四番)、第十五類紙及文具類(第百四十五番乃至第百五十二番)、第十六類雜品(第百五十三番乃至第百八十二番)、第十七類貴重品(第百八十三番乃至第百九十三番)に分ち、各番號毎に單位量に對する料金額を揭げたり。

而して本表に揭げざる物品に就ては表中類似物品の定率を準用することとし、又庫敷料は庫出のとき之を徵收するも、其の計算は一箇月毎に行ひ、一箇月未滿なるときは十五日迄は半箇月分、十五日を超ゆるときは全月分を徵收するものとす。

本告示は爾後規定の不備を補ひ、又は品類の變更增削の爲め數次の改正を見たるが、明治四十二年三月十二日大藏省令第七號を以て右告示を廢して全部の改正を行ひ(同年四月一日より施行)、次いで又同

四月勅令第百九號を以て特許手數料の件を左の如く公布し(假置場に關しては明治四十五年七月勅令第百五十二號を以て追加)、其の費額は大藏大臣之を定むるものと爲したり。

勅令第百九號(明治三十七年四月十一日)

第一條　私設保稅倉庫營業ノ特許又ハ常時使用ノ爲輸出入貨物ノ上屋若ハ陸揚船積ノ場所ヲ設クルノ特許ヲ受ケタル者ハ毎月特許手數料ヲ納付スヘシ

特許手數料ノ額ハ主務大臣之ヲ定ム

第二條　特許手數料ハ毎月一箇月分ヲ特許ノ日附ニ應當スル日ニ於テ納付スヘシ但シ其ノ最初ノ月ニ係ルモノハ特許ノ日ヨリ十日以內ニ之ヲ納付スヘシ

前納セシ特許手數料ハ之ヲ還付セス但シ一時ニ二箇月分以上ノ特許手數料ヲ前納シタル場合ニ於テハ未タ其ノ納付期限ニ至ラサルモノニ限リ之ヲ還付ス

附　則

本令ハ明治三十七年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第一條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ニ關シテハ本令施行ノ日ニ於テ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

特許手數料額は、稅關監吏一人の派出を必要と認むるものは毎月金二十五圓、一人を增す每に金二十五圓を加ふるものと定められたるが(明治三十七年四月大藏省令第十號)、其の後漸次增額せられ、大正末年に於ては稅關官吏每一人每一箇月金七十圓となりたり(大正九年七月大藏省令第二十七號)。

第三款　庫敷料

官設保稅倉庫に藏置する貨物に對し徵收する庫敷料は、其の建物に屬する費額・地代及藏置貨物を安全に保管するに要する費用を基礎として算出せられ、明治三十年六月二十三日大藏省告示第三十九號を以て定められたり。

右に依れば、種類を第一類布帛(第一番乃至第三十五番)、第二類絲縷(第三十六番乃至第四十二番)、第三類衣服及附屬品(第四十三番乃至第四十六番)、第四類食物(第四十七番乃至第五十一番)、第五類酒類(第五十二番乃至第五十八番)、第六類煙草(第五十九番乃至第六十二番)、第七類砂糖(第六十三番乃至第八十二番)、第八類藥材・化學藥及製藥(第六十六番乃至第八十二番)、第九類染料・彩料及塗料(第八十三番乃至第九十三番)、第十類金屬及金屬製品(第九十四番乃至第百十六番)、第十一類時計・學術器具及機械類(第百十七番乃至第百二十六番)、第十二類角・牙・皮革類(第百二十七番乃至第百三十六番)、第十三類玻瓈及玻瓈製品(第百三十七番乃至第百四十一番)、第十四類油蠟類(第百四十二番乃至第百四十四番)、第十五類紙及文具類(第百四十五番乃至第百八十二番)、第十六類雜品(第百五十三番乃至第百八十二番)、第十七類貴重品(第百八十三番乃至第百九十三番)に分ち、各番號毎に單位量に對する料金額を揭げたり。而して本表に揭げざる物品に就ては表中類似物品の定率を準用することとし、又庫敷料は庫出のとき之を徵收するも、其の計算は一箇月每に行ひ、一箇月未滿なるときは十五日迄は半箇月分、十五日を超ゆるときは全月分を徵收するものとす。

本告示は爾後規定の不備を補ひ、又は品類の變更增削の爲め數次の改正を見たるが、明治四十二年三月十二日大藏省令第七號を以て右告示を廢して全部の改正を行ひ(同年四月一日より施行)、次いで又同

四十四年十月二十日省令第三十九號、大正九年七月一日省令第二十五號を以て夫々前省令を廢止して全部の改正を爲したり。今大正末年現行の庫敷料定率表を掲ぐれば左の如し。

大藏省令第二十五號（大正九年七月一日）

保稅倉庫法ニ依リ官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ庫敷料左ノ通改正ス

本令ハ大正九年七月十六日ヨリ之ヲ施行ス

官設保稅倉庫敷料定率表

番號	品名	一箇月庫敷料	
一	麥芽	毎立方尺	圓 ○一五
二	穀類、豆類及種子	毎百斤	○三○
三	穀粉及澱粉類		
	一　袋入ノモノ	毎百斤	○三○
	二　其ノ他	毎立方尺	○一五
四	蔬菜、果實及核子	同	○三○
五	茶、珈琲及コーコー	同	○三○
六	乳製品（人造バターヲ含ム）	同	○三○
七	粗糖	毎百斤	○五○
八	精糖	同	○四○
九	酒類		
	一　箱入ノモノ	毎立方尺	○三○
	二　其ノ他	同	○四○
一〇	毛皮及革類		
一一	油、脂、蠟及其ノ製品		
	一　樽入又ハ罐入ノモノ	毎立方尺	○四○
	二　其ノ他	同	○三○
一二	藥材、化學藥、製藥及其ノ調合品		
	一　樽入又ハ罐入ノモノ	毎立方尺	○四○
	二　其ノ他	同	○三○
一三	染料及顏料		
	一　箱入ノモノ	毎立方尺	○八○
	二　樽入又ハ罐入ノモノ	同	一○○
	三　其ノ他	同	○三○
一四	塗料及塡充料	同	○五○
一五	絲縷及繩索	同	○四○
一六	布帛及布帛製品（衣類ヲ含ム）	同	○五○
一七	製紙用パルプ及紙類	同	○三○
一八	寫眞用紙	同	○六○
一九	紙製品及繪畫	同	○三○
二〇	寫眞用乾板	同	○四○
二一	硝子板	同	○二○
二二	其ノ他ノ硝子及同製品、陶磁器	同	○三○
二三	鐵		
	一　塊、條、竿、板及線（卑金屬ヲ鍍シタルモノ共）	毎百斤	○四○
	二　線索、筒及管	同	○八○
二四	銅	同	一○○
二五	錫	同	一二○
二六	鉛及亞鉛	同	○五○
二七	釘、リベット、螺旋釘類	毎立方尺	○三○
二八	金屬製品	同	○五○
二九	計時計及掛時計	同	○五○
三○	車輛、機械類及同部分品	毎百斤	○五○
三一	籐（剝リタルモノ）	從價千分ノ五	○六○
三二	懷中時計及同部分品	同	二○○
三三	寶石、眞珠、珊瑚、同製品、貴金屬製品、貴金屬ヲ鍍シタル細貨類	同	三○○

本表ニ揭ケサル物品ハ毎立方尺一月四錢ノ庫敷料ヲ徵收ス

一月未滿ノ庫敷料ハ十五日迄ハ半月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス

一立方尺未滿ハ一立方尺百斤未滿ハ百斤トシテ計算ス

庫敷料ハ貨物庫出ノトキ之ヲ徵收ス

尙ほ私設保稅倉庫の貨物保管規則及庫敷料は主務大臣の認可を受けて之を定むべきものとす（保稅倉庫法第二十四條）。

第四款　保稅通路

先に一言したるが如く（第一章第五節第五款）保稅倉庫法に依る通路は當初關稅通路と共通と爲せしが、明治三十四年十一月に至り兩者を區分することとし、同月三十日大藏省令第二十五號を以て、別に橫

濱東京間(官設鐵道若は横濱港より隅田川に至る直航水路)及横濱大阪間(官設鐵道)の通路を定めたり。

爾來保稅通路に關しても數次に亙り追加改正行はれたるが、明治四十一年十一月に至り全般に改正を施され、大藏省令第四十二號を以て左の如く規定せられたり。

大藏省令第四十二號(明治四十一年十一月六日)

保稅倉庫法第四條ニ依ル通路左ノ通相定メ明治四十一年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十四年大藏省令第二十五號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

横濱東京間	横濱ヨリ新橋ニ至リ又ハ品川赤羽日暮里ヲ經テ南千住ニ至ル鐵道線路又ハ横濱港ヨリ隅田川口及小名木川ヲ經テ表龜高ニ至リ又ハ隅田川口ヲ經テ南千住ニ至ル直航水路
横濱川崎間	横濱港ヨリ川崎ニ至ル直航水路
横濱新潟間	横濱ヨリ品川赤羽熊谷高崎直江津ヲ經又ハ原町田八王子甲府直江津ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路
横濱青森間	横濱ヨリ品川赤羽大宮古河宇都宮仙臺ヲ經又ハ品川田端松戸水戸仙臺ヲ經又ハ品川赤羽大宮古河宇都宮秋田ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路
横濱名古屋間	横濱ヨリ名古屋ニ至ル鐵道線路
名古屋武豐間	名古屋ヨリ武豐ニ至ル鐵道線路
名古屋四日市間	納屋町ヨリ堀川ヲ經テ四日市港ニ至ル直航水路
名古屋大阪間	名古屋ヨリ米原八幡京都山崎ヲ經テ大阪ニ至リ又ハ柘植奈良ヲ經テ湊町ニ至ル鐵道線路
名古屋敦賀間	名古屋ヨリ岐阜米原ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路
大阪敦賀間	大阪ヨリ山崎京都八幡米原ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路
大阪下關間	大阪ヨリ下關ニ至ル鐵道線路
大阪宮津間	大阪ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ大阪港ヨリ尼ケ崎ニ至ル直航水路尼ケ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
神戸宮津間	神戸ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ神戸港ヨリ尼ケ崎ニ至ル直航水路尼ケ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
門司長崎間	門司ヨリ長崎ニ至ル鐵道線路
門司大里間	門司港ヨリ大里ニ至ル直航水路
下關大里間	下關港ヨリ大里ニ至ル直航水路

本省令は其の後大正三年十二月十七日大藏省令第二十四號を以て、文中『新橋』を『汐留』に改め、又翌四年八月十四日省令第二十三號を以て、横濱東京間、横濱新潟間、横濱青森間及横濱名古屋間の各通路中、『横濱ヨリ』を『櫻木町ヨリ』に改めたるが、幾許もなく同年十二月二十八日省令第四十二號を以て更に『櫻木町』を『東横濱』と改めたり。尋いで大正六年七月二十日大藏省令第二十一號を以て、『名古屋敦賀間通路』の次に『四日市神戸間　四日市ヨリ柘植草津京都ヲ經テ神戸ニ至ル鐵道線路』の一項を追加し、爾後何らの改正を見ずして大正末年に及べり。

第三節　假置場（保稅工場）

第一款　假置場に關する法規の沿革

假置場は外國貨物に加工し、若くは之を原料又は材料として製造を爲し、又は外國貨物の改裝・仕分其の他の手入を爲す工場にして、其の設置目的は專ら仲繼貿易・加工貿易の助長にありとす。而して此の地域内に於ては、其の使用する原料又は材料たる外國貨物に對しては、關稅を賦課せざること猶ほ保稅倉庫に於けるが如し。

假置場は當初稅關假置場と稱し、明治三十三年四月法律第八十二號を以て之に關する規定發布せられ、横濱及長崎稅關管轄區域内に始めて官設せられたるが、當初は其の設備及機能も幼稚にして、單に藏置貨物の改裝・仕分及其の他の手入を爲すことを得るに止まれり。今稅關假置場法及同法施行規則を掲ぐれば次の如し。

稅關假置場法（明治三十三年四月六日法律第八十二號）

第一條　稅關ニ假置場ヲ置キ陸揚シタル外國貨物ヲ假ニ藏置スルコトヲ許ス

假置場ヲ置クヘキ稅關ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　大藏大臣ハ假置場ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第三條　假置場ニ藏置ノ貨物ハ輸入セサルモノト看做ス

第四條　藏置貨物ハ假置場内ニ於テ改裝・仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得

第五條　貨物藏置ノ期間ハ滿三箇月以内トス但シ稅關長ハ申請ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第六條　稅關長ハ假置場ノ秩序若ハ取締又ハ貨物ノ整理ニ關シ必要ト認ムルトキハ貨物ノ移出ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條　藏置貨物藏置ノ期間ヲ經過シタルトキ又ハ前條ニ依リ藏置貨物ノ移出ヲ命セラレタル者稅關長ノ指定期間内ニ移出セサルトキハ關稅法ニ依リ之ヲ收容スルコトヲ得

第八條　稅關官吏ハ假置場ニ出入スル者ノ身體及之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第九條　政府ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス

第十條　假置場ニ貨物ヲ移入セムトスル者ハ稅關ニ申告スヘシ

第十一條　藏置貨物ハ輸入、積戻、回漕又ハ保稅倉庫庫入ノ免許ヲ受ケ又ハ稅關長ノ許可ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ移出スルコトヲ得ス

稅關假置場法施行規則（明治三十三年四月六日勅令第百三十九號）

第一條　横濱及長崎稅關管轄區域内ニ稅關假置場ヲ置ク

第二條　稅關假置場ノ地區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第三條　貨物ノ移入申告ハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四條　稅關假置場法第五條但書ニ依リ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスル者ハ其ノ貨物

ノ記號、番號、品名、箇數、數量、延長期間及理由ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出シ特許ヲ受クヘシ

第五條　稅關假置場ハ日沒ヨリ日出マテノ間及稅關ノ休日ニハ之ヲ閉鎖ス但シ稅關長ハ臨時開場ノ特許ヲ與フルコトヲ得

第六條　日沒ヨリ日出マテノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ臨時開場ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ必要ノ事由及期間ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第七條　第四條及第六條ノ特許ヲ受ケタル者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第八條　稅關假置場ヲ使用スル者ハ其ノ使用料ヲ納ムヘシ

第九條　使用料及手數料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十條　手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ手數料ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ貼付シテ之ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ明治三十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

施行規則は其の後明治三十四年四月勅令第六十八號及同四十三年一月勅令第三號に依り改正せられたるが、前者は新に神戸稅關管轄區域内にも假置場を設置するものと爲して第一條に神戸を追加し、且つ第十條を改めて使用料も亦收入印紙を以て納付することを得るものとしたるものにして、後者は同じく第一條に門司を追加したるものなり。

稅關假置場は前記の如く横濱、神戸、長崎、門司に官設せられたるに止まり、又其の機能も藏置貨物の改裝、仕分其の他破損品の手入等を爲すを認められたるに過ぎざりしが、外國貿易殊に仲繼貿易の盛大となるに及び、假置場に於ては單なる改裝、仕分に止まらず輸入貨物に對する加工及輸入品を原料とする製造を認め、以て輸出貿易の助長を圖る必要あり、且つ此の際保稅倉庫に於けると同じく私設の假置場を特許して大に其の機能を發揮せしむることと爲し、明治四十五年三月政府は新に假置場法案を第二十八回帝國議會に提出して其の協贊を經、同年七月法律第二十四號を以て左の如く之を公布したり。

假置場法（明治四十五年七月二十二日法律第二十四號）

第一條　假置場ハ外國貨物ヲ假ニ藏置スル所トス

假置場ヲ置クヘキ場所ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二條　大藏大臣ハ假置場ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第三條　外國貨物ハ假置場内ニ於テ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ、之ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲スコトヲ得物品ノ混合ハ之ヲ製造ト看做ス

加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ假置場及其ノ假置場内ニ於テ加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　前條第一項ノ改裝仕分其ノ他ノ手入、加工又ハ製造ニハ内國貨物ヲ使用シ若ハ之ヲ原料トシ又ハ之カ爲内國貨物ヲ假置場ニ藏置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ加工又ハ製造シタル貨物ハ之ヲ外國貨物トス

外國貨物ハ包裝トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

第五條　假置場ニ藏置シタル外國貨物ヲ輸入スルトキハ其ノ輸入稅ハ輸入ノ時ノ性質及數量

ニ依リ之ヲ課ス

第六條　貨物ノ藏置期間ハ六月トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ稅關長ハ申請ニ因リ之ヲ延長スルコトヲ得

內國貨物ノ藏置期間ハ稅關長之ヲ指定ス

第七條　稅關長ハ假置場ノ取締又ハ貨物ノ整理ニ關シ必要ト認ムルトキハ貨物ノ移出ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第八條　貨物カ藏置期間ヲ經過シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ貨物ノ移出ヲ命セラレタル者稅關長ノ指定期間內ニ之ヲ移出セサルトキハ稅關ハ其ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅關ハ其ノ費用及危險ヲ負擔セス

第九條　稅關官吏ハ假置場ニ出入スル者ノ身體及之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第十條　政府ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス

第十一條　假置場ニ貨物ヲ移入セムトスル者ハ稅關ノ免許ヲ受クヘシ

第十二條　藏置貨物ハ輸入、積戻、運送若ハ保稅倉庫庫入ノ免許ヲ受ケ又ハ稅關長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ移出スルコトヲ得ス

第十三條　大藏大臣ハ假置場ノ私設ヲ特許スルコトヲ得

保稅倉庫法第十九條、第二十四條乃至第二十六條、第二十八條及第三十條ノ規定ハ私設假置場ニ之ヲ準用ス

第十四條　假置場私設ノ特許消滅シタルトキハ稅關長ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ指定期間內ニ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ

前項ノ期間內ニ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲ササルトキハ稅關ハ之ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅關ハ其ノ費用及危險ヲ負擔セス

第十五條　關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條ノ規定ハ第八條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ準用ス

第十六條　第十一條若ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ假置場內ニ於テ貨物ニ付第三條第一項若ハ第四條第一項、第三項ニ規定セサル行爲ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十七條　認可ヲ受ケスシテ私設假置場ノ貨物藏置規則又ハ庫敷料ヲ定メタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條　第九條ノ搜索又ハ監督ノ爲行フ當該官吏ノ檢查ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者又ハ輸出若ハ輸入ノ業ヲ營ム者ノ代理人又ハ使用人ニシテ其ノ業務ニ關シ第十六條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタルトキハ特許ヲ受ケタル者又ハ營業者ヲ處罰ス但シ特許ヲ受ケタル者若ハ營業者カ其ノ代理人又ハ使用人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコトヲ證明スル場合又ハ稅關貨物取扱人カ貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ハ之ヲ稅關貨物取扱人ノ行爲ト看做ス

第二十條　前條ノ場合ニ於テ特許ヲ受ケタル者、營業者又ハ稅關貨物取扱人カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十二條　犯則事件ノ調査及處分ニ關シテハ關稅法ヲ準用ス

附　則

稅關假置場法ニ依リ稅關假置場ニ藏置シタル貨物ハ本法ニ依リ假置場ニ藏置シタルモノト看做ス

他ノ法律中稅關假置場トアルハ假置場トス

假置場法の發布に伴ひ同年七月左の如く施行細則を公布し、同年八月十一日より之を施行したり。

假置場法施行細則（明治四十五年七月二十二日大藏省令第十八號）

第一條　假置場法第十一條ニ依リ貨物移入ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ外國貨物ニ付テハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及藏置ノ目的、內國貨物ニ付テハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告スヘシ

第二條　外國貨物ト內國貨物トハ區別シテ藏置スルコトヲ要ス

第三條　貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲サムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及手入ノ種類竝之ニ使用スル內國貨物ノ記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第四條　前條ノ手入ヲ終リタルトキハ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ

第五條　貨物ニ加工シ又ハ貨物ヲ製造ノ原料ニ使用セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第六條　貨物ノ加工又ハ製造ヲ終リタルトキハ相當期限內ニ其ノ加工又ハ製造シタル物品及副產物ノ品名、數量竝之ニ使用シタル原料ノ品名、內外國貨物ノ區別、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ

第七條　內國貨物ヲ假置場ヨリ移出セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ許可ヲ受クヘシ

第八條　假置場法第六條第一項但書ニ依リ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスル者ハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、延長期間及事由ヲ記シタル申請書ヲ稅關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

假置場法第六條第二項ニ依リ稅關長ノ指定シタル藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第九條　官設假置場ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

一　重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物

五十斤迄每ニ一月金五厘乃至二錢

二　前號以外ノ貨物

一立方尺迄毎ニ一月金五厘乃至二錢

三　土地又ハ建物ヲ專用スルトキ

一坪迄毎ニ一月金五十錢乃至三圓

前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得

第十條　一月未滿ノ使用料ハ十五日迄ハ半月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス

第十一條　第九條第一號及第二號ノ使用料ハ貨物移出ノトキ之ヲ納付シ同條第三號ノ使用料ハ一月毎ニ之ヲ前納スヘシ

第十二條　假置場私設ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ地區ノ位置、面積、建設物ノ構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、作業ノ種類及特許年限ヲ記シタル書面ニ地區、建設物及附近ノ圖面ヲ添附シ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但シ出願人會社ナルトキハ仍定款ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十三條　假置場私設ノ特許期限ハ特許ノ日ヨリ二十年以內トス但シ大藏大臣ハ申請ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第十四條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者其ノ地區ノ面積ヲ增減シ又ハ建設物ノ位置、構造若ハ坪數ヲ變更セムトスルトキハ稅關ノ認許ヲ受クヘシ

第十五條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者特許期限內ニ廢業セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十六條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者藏置貨物ノ種類又ハ作業ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第十七條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ貨物ノ檢查及監督上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ具ヘ其ノ他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第十八條　私設假置場ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ稅關ノ保管ニ付スヘシ

第十九條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ假置場ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ稅關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

第二十條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ雇人及使用スル人夫ニシテ假置場ノ構內ニ出入スル者ニ付相當ノ取締ヲ爲スヘシ

第二十一條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　假置場ニ移入シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格及移入ノ年月日

二　改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シタル貨物及之ニ使用シタル內國貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格、手入ノ種類及檢查濟ノ年月日

三　加工又ハ製造ノ原料ニ使用シ又ハ包裝用トシテ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數及數量

四　加工又ハ製造シタル物品竝副產物ノ品名、數量及檢查濟ノ年月日

五　假置場ヨリ移出シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格及移出ノ年月日

第二十二條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ稅關ノ要求ニ從ヒ其ノ事業ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ

第二十三條　稅關官吏ハ貨物ノ加工又ハ製造ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ明治四十五年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス

施行細則は發布後幾許もなく大正元年九月十日大藏省令第三號を以て、第九條第二項の次に新に『假置場ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ第一項第三號ノ土地使用料ヲ一坪迄毎ニ一月金五十錢以下ニ低減スルコトヲ得』の一項追加せられ、卽日より施行せられたり。

假置場法の規定に依れば、假置場に於て加工・製造其の他の作業を施し得るは外國輸入貨物に限らるるものなるが、政府は外國貨物の加工製造に際し內國貨物をも原料或は材料として使用し、若くは逆に內國貨物を加工製造して輸出せんとするに當りて外國貨物を原料・材料に使用する場合は、均しく假置場を利用するの途を開くことの國際貿易上必要なるを認め、假置場法を改正して加工製造の爲め內國貨物を藏置することを得るものと爲し、右に關する法律案を第三十七回帝國議會に提出し、其の協贊を經て大正五年一月法律第三號を以て左の如く之を公布し、同年四月十日より之を施行したり（大正五年四月四日、勅令第八十七號）。

法律第三號（大正五年一月二十九日）

假置場法中左ノ通改正ス

第三條　假置場ニ於テハ外國貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ若ハ之ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲スコトヲ得物品ノ混合ハ之ヲ製造ト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ內國貨物ヲ使用シ又ハ之カ爲內國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ假置場及其ノ假置場ニ於テ加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　加工又ハ製造ヲ爲ス假置場ニ於テハ大藏大臣ノ認許ヲ得テ內國貨物ニ加工シ、之ヲ原料トシテ製造ヲ爲シ之カ爲內國貨物ヲ藏置シ又ハ其ノ製品ヲ藏置スルコトヲ得物品ノ混合ハ之ヲ製造ト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ外國貨物ヲ使用スルコトヲ得

第四條ノ二　第三條第二項ノ規定ニ依リ內國貨物ヲ使用シ又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ外國貨物ヲ使用シタル貨物ハ之ヲ外國貨物トス

第十二條中「輸入、」ヲ「輸入、輸出、」ニ改ム

第十三條ノ二　私設假置場ニ藏置シタル貨物紛失シタルトキハ之ヲ輸入シタルモノト看做シ假置場ノ特許ヲ受ケタル者ヨリ其ノ輸入稅ヲ徵收ス

第十四條中「前項ノ期間內」ヲ「前項ノ指定期間內」ニ改メ同條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ前假置場ノ業務ヲ引繼ク爲特許消滅後一月內ニ假置場私設ノ特許ヲ出願スル者アルトキ

キハ此ノ限ニ在ラス

第十六條中「第三條第一項若ハ第四條第一項、第三項」ヲ「第三條第一項、第二項若ハ第四條」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

假置場法の改正に伴ひ施行細則も亦左の如く改正せられたり。

大藏省令第四號（大正五年四月四日）

明治四十五年大藏省令第十八號假置場法施行細則中左ノ通改正ス

第三條　貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ貨物ニ加工シ又ハ貨物ヲ製造ノ原料ニ使用セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、作業ノ種類及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第四條　前條ノ作業ヲ終リタルトキハ相當期間內ニ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ但シ加工又ハ製造ヲ爲シタル場合ニ於テハ加工又ハ製造シタル物品及副產物ノ品名、數量、價格竝加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ品名、內外國貨物ノ區別、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テスルコトヲ要ス

第五條　前二條ノ規定ハ內國貨物ノミヲ以テ作業ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ稅關長ハ之ヲ適用セサルコトヲ得

第六條　削除

第七條ノ二　藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ貨物ノ記號、番號、品名及移入ノ年月日竝取出サムトスル見本ノ數量ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申請シ承認ヲ受クヘシ

第十二條ノ二　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ記シタル文書ヲ以テ所轄稅關ヲ經由シ大藏大臣ニ出願スヘシ

第十五條ノ二　假置場私設ノ特許消滅シタルトキ其ノ業務ヲ引繼カムトスル者ハ第十二條ノ規定ニ準據シ大藏大臣ニ出願スヘシ但シ此ノ場合ニ於テ其ノ使用スル地區及建設物ニ異動ナキトキハ圖面ヲ添附スルヲ要セス

第十六條ノ二　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケタル者其ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第二十一條第二號中「內國貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別」ニ改ム」ヲ「貨物ノ記號、番號、品名、」ヲ「內外國貨物ノ區別」ニ改ム」

同條第三號中「又ハ包裝用トシテ使用シ」ヲ削ル

同條第五號中「價格」ヲ「價格、移出ノ目的」ニ改ム

施行細則は次いで大正九年九月に至り官設假置場の使用料の點に就き左の如く改正せられたり。

大藏省令第三十八號（大正九年九月六日）

假置場法施行細則中左ノ通改正シ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條第一項中「五厘乃至」ヲ削リ「五十錢乃至三圓」ヲ「二圓」ニ、第三項中「五十錢」ヲ「二圓」ニ改ム

第十五條ノ二但書ヲ削ル

尙ほ假置場法及假置場法施行細則は、昭和二年四月一日法律第四十五號保稅工場法及同年八月十六日大藏省令第二十五號保稅工場法施行規則發布せられ、何れも同年九月一日より實施せらるるに及びて、共に廢止せられ、從來の假置場の名稱は玆に保稅工場と改められるるに至れり。

第二款　假置場の設置

稅關假置場は當初官設に限られ、前記の如く橫濱・長崎・神戸・門司の四港に設置せられたるが、明治四十五年七月法改正に依り、官設と竝びて新に私設假置場の出現を見るに至れり。而して新法に依る官設假置場は先づ橫濱稅關構內・神戸稅關川崎波止場內・神戸稅關構內・長崎稅關構內・長崎市末廣町及羽衣町の五箇所に之を設置し(明治四十五年七月二十二日大藏省告示第百二號)、又私設假置場は大正元年八月神戸市日本精米製粉株式會社・同市合名會社鈴木商店(假置場所在地福岡縣企救郡大里町)、九月大阪市大阪絨輸出合名會社・同市住友倉庫川口支店・東京市森永製菓株式會社、十月大阪市富本善三郎・神戸市井上寅次郎、十一月神戸市合資會社日本蠟燭製造所、十二月愛知縣知多郡半田町小栗三郎・大阪市平野復男(假置場所在地兵庫縣武庫郡今津村)・橫濱市橫濱豆粕製造株式會社・同市松下久郎に之を特許したり。而して官設假置場は主として改裝・仕分・手入の如き殆ど何らの機械的設備を要せざる作業を營ましむるを目的とし、其の設置も當初は前記五箇所に過ぎざりしが、其の後官設假置場は漸次私設を以て之に代らしむることとし、橫濱の假置場を廢止すると共に、神戸・長崎も夫々一箇所に減ぜしを以て、大正末年現在の官設假置場は僅に二箇所を存するに止まれり。之に反して私設假置場は上記の作業の外加工・製造の如き相當の設備と經濟的念慮を必要とする作業を營ましむるものにして、出願あるときは大藏大臣は二十箇年以內の期限を以て之を特許し(申請に依り期限を延長することを得)、其の加工・製造を爲すことを得べき種類は大藏大臣之を定むるものとす。而して私設假置場の出願及特許の手續及其の監督取締は多く私設保稅倉庫の場合と異なる所なけれども、開業に當りて關稅擔保を納付するを要せざるは之と異なる所なり。

尙ほ私設假置場に就きては每月特許手數料を納付すべきこと私設保稅倉庫に於けると同じと雖も(明治四十五年七月勅令第百五十二號)、右に關しては既に述べたるを以て玆には再敍せず。

第三款　使用料及手數料

假置場に貨物を藏置するものは當然使用料を納付すべく、又假置場の臨時開扉を申請する者は別に一定の手數料を納付すべきものとす。而して假置場は單純なる貨物の藏置以外に改裝・仕分手入等を爲すを以て、地域の利用も廣きを要し、從て使用料は上屋若は保稅倉庫に於けるよりも一般に高率なり。

官設假置場の使用料は大藏大臣之を定むるものにして(稅關假置場法第九條)、明治三十三年四月大藏省令第十五號を以て使用料及手數料に關して左の如く定めたり。

大藏省令第十五號(明治三十三年四月九日)

第一條　稅關假置場ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納ムヘシ

一　貨物每立方尺ニ付一箇月間金貳錢乃至五厘